

71

秘

出版警察報

第二十五號

内務省警保局

国立公文書館	
分類	警察庁
架類	9
排架番号	4E
	15-3
	327



厚紙製成の新聞紙製成の紙
平角式製成の新聞紙製成の紙
平角式製成の新聞紙製成の紙
平角式製成の新聞紙製成の紙

凡 例

- 一、本報は、内外出版物に現はれたる思想傾向の一般並に出版警察の概況を登載して事務の参考に資するを目的とす。
- 一、本報は、主として前月中に発行せられたる出版物を資料として作製す。但し統計は便宜上前々月の事實を採録す。
- 一、本報は、毎月一回之を發行す。

出版警察概況
昭和二十五年四月

出版警察報

第二十五號目次

(昭和五年拾月)

思潮

- 一、最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向(その三)..... 一頁
- 一、労働組合法案論争の重點と出版物(其二)..... 七

出版警察概況

- 一、出版物納本数及事故件数月表..... 九
- 一、出版物(單行本)類別月表..... 一〇
- 一、新聞紙現在数及事故件数月表..... 一〇
- 一、主要出版物納本月報..... 一〇
- 一、思想關係出版物解題..... 一〇
- 一、主要雜誌新聞通信記事一覽..... 一〇
- 一、主要雜誌思想關係論文要旨..... 一〇
- 一、禁止出版物目錄..... 一〇
- 一、禁止要項..... 一〇
- 一、主要禁止出版物差抑表..... 一〇
- 一、税關に於て輸入禁止せられたる出版物..... 一〇

資料

- 一、獨逸新聞の基本問題(續)..... 一五
- 一、外國左翼雜誌論文概観..... 一六
- 一、外國左翼新聞紹介..... 一六
- 一、思想關係主要新聞雜誌通信調..... 一六



思潮

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向(その三)

四、文藝理論の傾向 (續き)

(二)各論

農民文學の問題

プロレタリア文藝に於ける農民文學問題に關しては基本的な對立者としてアナキスト系と共産主義系との二つの立場がある。アナキスト一派の農民文學運動は加藤一夫を代表として各アナキスト雑誌にその理論が引續き提唱されてゐる。「大地に立つ」は之等の代表的なもので同誌には加藤一夫の農民文藝論を初め最も詳密なアナキズム文藝論に立脚した麻生義の農民藝術史研究、農民文學の問題、等が掲載されてゐる。アナキズム文藝論は在來の資本主義的文學に對する「反抗の文學」としてプロレタリア文學を主張して來たものであるが、その都會否定的な産業村落の自由コミュニティ主義的思想は、藝術に於ける農民文學の問題をして當然主要な地位に擡えさせた。そして農民文學が都會的な工業乃至都會的な消費面を描いた文學に對して、歴史的に、社會的に、一般にプロレタリア文學の基本的な對象となるべきことを説いてゐる。(六)

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

地に立つ昭和四年十二月號麻生健、農民藝術と都市藝術、昭和五年二月號「階級文學論」(參照) 此のアナキズム一派の農民文學に對しては「職旗」派「文藝職線」派共に農民文學が廣い意味のプロレタリア文學中に在つて本來何等か特殊な存在理由を持つことに就て反對してゐる。六月號の「プロレタリア文學」に於ては之に關して「農民文學はプロレタリア文學に對する文學ではなく、その特殊性を揚棄しつゝ全面的にプロレタリア文學の中に解消される」(「農民文學とプロレタリア文學」立野信之)と述べられてゐる。

兒童文學の問題

兒童文學に關しては最近に於ては主として最左翼派の論文が掲載されてゐる。兒童の持つ鋭敏な感受性、經驗内容の少き想像力、純粹で素朴なリリズムに對して在來の電話が多量に非現實性を持つた作品を以て應じてゐたのに反し、次の如き論調のものが多く掲載されてゐる。

「ブルジョア兒童文學に於ける夢幻的世界、架空にして非現實な世界を描き出し又は之に材料を求めずしてあくまでも大人が小供の世界を科學的に考究し、小供をプロレタリアにみかきあげるためのものでなければならぬ」(「兒童文學とプロレタリアリズム」プロレタリア文學、六月號野野三)

演劇論

演劇論に於ては外國のプロレタリア演劇はその初期に於て資本主義末期に於ける藝術上の諸傾向に影響されて表現派や未來派や構成派の演劇が生れたが綜合藝術たる演劇も當然例外をなさず「職旗」派「文藝職線」派共プロレタリアリズムに依るべきものであることが述べられてゐる。

美術論

美術論に於ても同様プロレタリアリズムといふ規準の下に描かれることが要求されてゐる。大戦以後現はれた一切の非現實的な偏倚性、乃至硬化した外面描寫を斥け取材をプロレタリアートの現實の中にとることが強調されてゐる。プロレタリア美術論は美術運動と共に「職旗派」の團體によつて發表されてゐるが最近に於ける此種の唯一の月刊雜誌である「プロ美術」が五月より休刊を續けて以來美術論、批評の数は激減した。

詩論、短歌論、俳句論

詩論に於ては叙事詩乃至は叙事詩と對立しない意味に於ける叙情詩、又一般にリズムに力のある詩、歌ひ得る詩、短詩等が要求され、單なる感情の直接的發表、内在律等といふ在來の主觀的な詩の發想等に關する議論よりも寧ろ宣傳運動の爲めに集會の席上等に於て朗讀して効果ある様に調べられた詩の要求等がなされてゐる。

但し歌謡の形式に従ふ時に就ては次の如き論が述べられてゐる。「われわれは詩におけるプロレタリアリズムを『叙事詩』、『物語詩』等の形式の中に見出さうとし、そしてそれはある程度まで見出すことが出来た。……われわれは詩における大衆性を『創詠に適した』『節をつけて歌ふ』ことの出来る詩——歌謡の形式の中に見出し、そしてこの形式を詩の大衆化のひとつの鍵としようとした。……これらの方法はそれが技術的な問題である限りにおいて決して誤りではない。しかしこれらのことが共産主義的詩の確立といふ根本的命題から浮き離れて問題にされる時、それはひとつの右翼的偏向として姿を現はすのだ。」(「プロレタリア文學」六月號上野壯夫) 以上の外に短歌死守論を攻撃した論文も多い。

短歌論に於てはブルジョア短歌の強固な要素撲滅「闘争を歌ふ短歌を以てブルジョア短歌を撲滅せよ」等の主張の下に比

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

二五ノ四

較的自由な格律の歌が主張されてゐる。また時への轉化を要求した論文も多く掲載されてゐる。(本誌第十七號「最近に於けるプロレタリア短歌運動の勃興」参照)

俳句論の中には、「スローガンを盛る可し」連續俳句の必要等の所論がある。

五、小説戯曲作品の傾向

本年に入つてから主要雑誌に掲載された戯曲小説を雑誌別に擧ぐれば次の如くである。

クロンスタットの春	今	東光	一月號	一九一七年のクロンスタット水兵蜂起に取材せるもの
動員録(その四)	鹿地	五	同	濱松樂器争議に於ける評議会の活動を描いたもの
急行列車	立野	信之	同	小作争議、犠牲者を中心とした小説
アヂ太プロ世界漫遊記	藤森	成吉	同	列車内と停車場の出来事に取材して資本家々族の生活振
アメリカ篇 第一回	林	房雄	同	り其他を諷刺したもの
忍術武勇傳	貴司	山治	二月號	濱松樂器争議に評議会の一人物が舞臺用役の活躍をなす
トラックの村土産	久板	榮二郎	同	大衆戯物
教授ニユース No.18 附録	小林	多喜二	同	肥料會社の争議に取材した喜劇
動員録(その五)	鹿地	五	同	共産黨報告の家族の話
				前號よりの續き

市街戦	橋本	英吉	三月號	一九一七年の獨逸革命兵士協会の反亂に取材せるもの
小資本家	徳永	直	同	労働運動を行つたことある一印刷工が小印刷所を建て
隠れ家	江馬	修	同	て大印刷工場に匿はれ種々苦境に陥る話
動員録(その六)	鹿地	五	同	非合法的な労働運動家の隠れ家に於ける一場面
風呂場事件	松田	解子	四月	前號よりの續き
殊 彈	上野	壯夫	同	職夫の生活を描き職夫長屋の娘が會社で建てたある不完
去年と今年	久板	榮二郎	五月號	全な電氣風呂で死ぬ願末を述べたもの
通信工手	片岡	鐵兵	同	軍隊生活を描き射撃演習に於て一兵卒が跳躍にて死ぬ願
アヂ太プロ世界漫遊記	片岡	鐵兵	同	末を述べたもの
貧農組合	細野	季三郎	六月號	川中内閣の警察政治が資本家に不手際とされ甚口内閣が
鶴見開争史	西澤	隆二	同	之に代りつと巧みな警察政治をさせられる。即ち去年
谷の工場地	狩野	省三	七月號	資本家に役立った政治家が今年に役立たなくなり棄てら
ガ ス	橋本	英吉	八月號	れる話
旗かげ	越中	谷利一	同	通信工手修養園が思想警察の爲めに好策をなしたのを探
小作人の息子	窪川	いね子	同	知した話

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

二五ノ五

一九一七年の獨逸革命兵士協会の反亂に取材せるもの
労働運動を行つたことある一印刷工が小印刷所を建て
て大印刷工場に匿はれ種々苦境に陥る話
非合法的な労働運動家の隠れ家に於ける一場面
前號よりの續き
職夫の生活を描き職夫長屋の娘が會社で建てたある不完
全な電氣風呂で死ぬ願末を述べたもの
軍隊生活を描き射撃演習に於て一兵卒が跳躍にて死ぬ願
末を述べたもの
川中内閣の警察政治が資本家に不手際とされ甚口内閣が
之に代りつと巧みな警察政治をさせられる。即ち去年
資本家に役立った政治家が今年に役立たなくなり棄てら
れる話
通信工手修養園が思想警察の爲めに好策をなしたのを探
知した話
米國篇の續き
地主に反抗して起つた一青年が組合を組織する過程を描
いた共産主義文藝作品
鶴見に於ける共産黨員の労働者組織に関する事實物語
ストライキ小説、炭坑々夫のストライキを描く
坑内でガスが爆発した。多数の坑夫が死んだ。然し資本
家は遺族の救済に冷淡であつた。彼等が階級的に目醒め
てゆく經過。アヂ太プロ小説
メーデー・エピソード
田舎から上京した一小作人の息子が社會運動に身を投じ
留置場へ行くまでの経路を描いた作品

文藝 戦線

兵 亂	里村 欣二	一月號
冬の労働風景	葉山 喜樹	同
サイレン	平林 たい子	同
狂人をつくる	今野 賢三	同
藤屋百貨店	鈴木 清次郎	同
突つた男	小堀 甚二	同
失業群	山内 謙吉	二月號
前進する雑沓	長谷川 進	同
牡牛と故障	鶴田 知也	同
兵 亂(2)	里村 欣三	同
スパイの家(戯曲)	川内 唯彦	三月號
オイル(戯曲)	シノケンクレミア	同
兵 亂(3)	前田河原一郎	同
泥濘は堤を切る(1)	里村 欣三	同
殺人	伊藤 貞助	四月號

支那の農民騒動小説
 一 嶺山の状態断片小説
 スレート工場内に於ける女工達の生活を書いた小説
 大織物工場に於ける職人等の苦惱の生活並びに職人等自身達の間の内部的葛藤を書いた小説
 詐欺師の經營する百貨店に儲けた多数の店員が欺される小説
 織工所争議小説
 一 失業者の身上話を中心にして論文的形態で政治經濟構構の曝露を試みた小説
 一 紡績工場の話
 牡牛と稱ばれる農村の一機織青年が左傾した話
 前説の續き
 ボロジン革命當時の政治的動亂を背景とした上海に於ける日本の紡績企業家や日本労働運動家や日本の官憲の密偵の交渉を取扱った一幕物
 シンクレアの小説「オイル」を原作者が戯曲化したもので前カリアオルニア州石油産地の労働者の生活
 續き物
 小作争議の経過を書いたもの。戯曲
 各工場、農場で職工が病氣になり又は殺され権か許りの家族扶助料をもらう話を集めたもの

兵 亂(4)	里村 欣三	同
眞野君の四月	金子 津文	五月號
泥濘は堤を切る(2)	伊藤 貞助	同
つけ火	岩 藤 雪夫	同
メーデー	長野 繁一郎	同
開	間宮 茂輔	六月號
無銭飲食者同盟	葉山 喜樹	同
乞食(戯曲)	前田河原一郎	同
金なし猶太人	マイケル・ゴールド	同
メーデー闘争	石垣 綾子	同
能率工場法	V.J. ヒツシユ	七月號
インテリゲンチヤ	井上 健次	同
伸るか伸られるか	鶴田 知也	同
農夫のゐない村	鈴木 清二	同
	オットウ・ヒーハア	八月號

前説よりの續き
 町會議員の立候補者となつてゐる社会主義者が落選して一人の娘の戀を得た話
 前月よりの續き
 四月號の「殺人」の續き
 ドイツの或る町に於ける革命的なメーデー示威を描寫したもの
 一人の大地主とその小作人等の葛藤
 不景氣で食へなくなれば利務所で食ふか無銭飲食をするかの他はないとして一人の無銭飲食者が奇行をして歩く話
 米國の一都會に於て官憲が乞食の上前をはねて食つて居る男と通謀して失業者大會の示威を故意に過激ならしめ警察に取締の口實を興へさせようとする話
 猶太人であるゴールドの自傳的作品でイーストサイドの貧民から現在のコンミونسツト作家になるまでの體驗を押しつけて闘争を進行する情景
 製鋼會社内に於てメーデーの前日に社会民主主義者其他海軍々器工場に於て能率増進の爲めに苦しさを増した職工等をして一職工が能率増進制度破壊に到らしめる話
 「インテリゲンチヤ」といふ署名にふさはしい、然し腹の底は労働者魂を持つた一労働者が争議で失業の後一織工所に入つて組合組織を目論み失敗する話
 田舎の醜態を描いたもの
 ドイツの革命的プロレタリア作家同盟員たるオットウ・ヒーハアが描いたトルコの農民一揆

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

二五ノ九

組合旗の下に 杉田 英 男 同
 賣られる田地 伊藤 真 助 同
 芥 田中 忠 一郎 同

プロレタリア文學

黨員 武田 麟 太郎 六月創刊號
 演 香 人 立 野 信 之 六月創刊號
 前衛の父 鹿 地 五 六月創刊號
 都會地圖の影版 佐々木 俊 郎 六月創刊號
 幸福な老人 貴 司 山 治 同
 赤色スポーツ 徳 永 直 八月號
 横濱市場 橋本 英 吉 同
 敗れたが 上野 壯 夫 同

農村に於ける小作新築問題に絡んで捲き起れる小作争議小説、文藝劇場上演劇本にして小作争議を扱った脚本、農の出来が起るか。百姓は年貢を拂へず執達吏の差押へに對し農民等は一發を起す。

小都會の工場で組合運動に活躍してゐた一人が三、一五にも四、一六にも捕はれた。組合員の間にスパイと信ぜられ大都會に出て活躍する。今一人の組合運動に勤勉な中年の組合員は仲間を頼りに、これ、闘争生活をやる。海洋の漁場の漁人は忠實なる資本家の番犬であった。だが彼の主人は女遊びで破産しその為には何等の報酬も貰へなくなる。初めて彼は階級に目醒めてゆく。父は封建思想の持主だ。息子は非合法運動で獄獄に行つた。同志が救済新聞を持つて父を助けた。父は遂に前衛の父たることに誇りを感ずるやうになつた。都會が田舎に進入して来た。斯くして都會地圖の影版したが小作人達は持すべき田地を失つた。高山老人は昔の社會主義者だつた。彼は今日日本共産黨の存在を知つて感嘆を叫びながら死んでゆく。共産黨員だと認められて首になる。これを社長が辨解してつないでくわつた。工場で許されてゐる集積は野球と将棋と釣りの會の三つだ。彼等は先づ野球によつて團結しやうとする。富川町の労働者街に於ける自由労働者の生活を描く。星製菓會社の争議に於て争議員が共産黨を信頼してゐた事實と左翼社會民主黨員の惡指導を述べ

街の子 井 上 徳 次 同
 豚くもの 田邊 耕 一郎 同
 社長の子 貴 司 山 治 同
 プロレタリア演劇 三好 十 郎 八月號
 この旗の下に 久保 榮 評 同
 軍備縮少 同

貧しい家の子等は學校から歸ると石炭山へ石炭を拾ひに行く。社長の命で樟取夫は彼等の見張りをしてゐる。或日二人の少女は石炭山のトロッコに転がれて死んだ。工場地帯、江東に於ける選挙の運動状況を描く。共産主義者は民主主義者に其が出来る限りと首つて大衆が民主主義に喚び止められるを期す。神戸川崎造船所社長、松方幸次郎をモデルにした噂路小説

劇場文化

筑波秘録 落合 三 郎 二月創刊號
 三等水兵マルチン 富 田 常 雄 同
 都會双曲線 原作 林 房 雄 同
 脚色 落合 三 郎 同

明治十七年九月末、筑波山麓、長岡院に於ける自由黨員の一大集會を三幕十場に掲げる戯曲。大衆座第一回公演劇本である。反戦劇。三等水兵マルチンをして戦争反対を語りしめたる十一場。世紀劇場第一回公演劇本である。併つて東京朝日新聞夕刊に發表された林房雄の小説を落合三郎が新築地劇場上演劇本として脚色せるもの。

右によつて見れば全體として作命の取材は經濟、政治上の各種の問題に互り労働者農民の資本家地主との抗争、罷業争議小説、官憲の暴逆を述べたもの、軍國主義反對、帝國主義戦争反對、民衆の反亂を描いたもの乃至は政治家、資本家を諷刺最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

二五ノ九

したもので多種を極めてゐるが大多数は労働争議に関する描寫が依然中心となつてゐる。最近黨派に於て共産主義文學が唱導されて以來この提唱を實際の作品の上にはあらはしたものは「新潮」二月號及び「改造」四、五月號に掲載された小林多喜二の「暴風警戒報」北海道の労働者の生活に取材して無産黨問題其他政治的時事問題を共産黨に關聯して書いたもの、「工場細肥」製鐵工場に於ける非合法組織運動の狀況が最初のものであるが其後の「戦旗派」の作品は右に掲げたところによつて知られる如く描寫の對象は多く労働争議に取材されたものである。

なほ右に掲げた外に「プロレタリア文學」七月號には新進作家廿人集なるものが掲げられてゐる。

六、其他の記事の傾向

プロレタリア文藝活動に関するもの

文藝活動に関するものの中、小説、詩等の「大衆の中への持込」に關しては文學の大衆化論(前述の大衆化問題の項参照)が之に應ずる爲めに唱へられたが、かゝる藝術の製作の問題以外に「戦旗」六月號所載「ブルジョア出版物に對する我々の態度はかうでなければならぬ」といふプロレタリア藝術家の行動に關する一つの規定を明らかにした決議文がある。この決議文は「廣汎な大衆をアジ・プロする爲めのブルジョア出版物を積極的に利用することは不可能である。作家は出来るだけプロレタリア出版物に執筆してその出版物の存立を強めブルジョア雑誌の讀者をプロレタリア出版物に引入れる様にし又その爲めにプロレタリア出版物が増加されねばならない。ブルジョア雑誌の發行はプロレタリア作家の執筆投稿によつて本来プロレタリア側の出版物を欲する人々を自己の手につなく事によつて發行の大多數を確保してゐる。作家の生計その他の爲めにブル

ジョア出版物に書くにしても制限を忘れてはならぬ。但し單行本はその性質上此の制限は受けない。ナツプの組織、活動上のことに関しナツプに於て決定せざる以前にそれがジャーナリズムによつて利用され發表されることの今後ない様にする。と。如上の規定は映畫、演劇の場合にもそのまゝあてはまる。等詳細な規定を設けたものである。又六月號の「プロレタリア文學」所載「太陽のない街と僕」に於て徳永直は左翼藝術家團體の行動規定に就き次の如く述べてゐる。

「プロレタリア藝術家團體が、少くとも、マルキシズムに立脚する藝術家團體が、單なる藝術家團體として、その土地の社會的動向と、何等の有機的關係なしに存在することの誤謬は、今日既に問題でなくなつてゐる。

特に地方に於ては、闘士は少數である。一人の進退も影響するところは非常に多き。しかも彈壓の激しい現在に於ては合法的分野に於て残存してゐるものは、わづかに藝術的分野のみである。従つて地方に於ての藝術家團體の存在は特により重要な役割をつとめることになる。

それが單なる藝術家團體——小説家養成所と云つたやうな——に退化してしまはうとしてゐる事實を、私は二三ヶ地方で見た。これはブルジョア階級への降伏であり、プロレタリア階級の裏切者である。

そして私は私の経験からして、地方都市の文藝團體は大都市に於けるそれと違つた効果、勢力と言つたものを持つことが出来ると思ふ。

第一、地方の藝術家團體は、多くその土着の人であり、いろんな階級を網羅してゐることだ。これはその地方の特殊事情を通じて其地方に生じた前衛の運動を、庇護し、應援し、参加することに依つて、強固に成長せしめる、一つの外廓的組織

たりうる事ができる。その地方都市に於ける文化の、輿論の、マルキシズム的批判機關たりうることも出来る。
第二、地方に於ては、必ず多少の「不平ある有志」なる種類の人が存在する、醫師に、坊主に、教員に、豫備軍人に、新聞記者に——これらの人は、古い殻を多分に背負つており、大體の場合に於て安心の出来ない階級ではあるが、一めんこれらは、現在の周囲に不満であり、何かしら本能的に新しき動きへの憧憬を持つてゐるものである。これを出來うる限りマルキシズム的に克服し、従服せしめ、これを前衛運動の同情者團體としての役割を果さしむべく闘ふことも、地方藝術團體の任務の一つと考へるのである。

以上は、工業都市に於ても、地方農村に於ても變りはない。すぐれたオルガナイザーだつたらば、地方は中央都市に見ることの出來ない効果を百パーセントにあげることが出來ると信ずる。

私は敢て地方に於ける藝術團體の諸君に對して苦言を呈する。小説をかく前に、先づオルガナイザーの訓練を習得せよ。云々」

なほナツプの決議によれば一般に左翼的同人雜誌は單にプロレタリア作家としての練習場としても必要な一機能と見られてゐる。

時に關しては「前衛詩人」七月號所載「詩人の任務に就て」(岡谷久一)等の論文が包括的に最左翼派のプロレタリア詩による闘争の活動意義を述べたもの代表的なものであるが、一般に詩による闘争は組織活動に役立たしめる爲めに合唱團用の詩、「曲を附することによつて」一層力強い効果を擧げる歌の大衆の中に持込むことによつて遂行されねばならないといふ如き論調のものが多し。「プロレタリア音楽と詩」に於ては、在來の和洋音楽の批判、流行歌謡、歌曲の社會的考察、プロ

レタリア音楽論に關する論文が多いことは前述の通りであるが文藝活動の一部として本年のメーデー記念プロレタリア演劇大會に於て行はれた「左翼派新内」なるものの批評に關して「プロレタリア演劇」六月號に於ては次の如き論文が掲載されてゐる。

「第十一回メーデーを記念するプロレタリア演劇大會は、左翼、新築地兩劇團の主催の下に、演劇、映畫、合唱、落語、新内といふ非常に賑やかなプログラムを編成して、頗る盛んに舉行された。昨年度、上野自治會館に持たれたこの種の催しと比較して、そこにプロレタリア演劇全般の著しい進歩が窺はれた事は、吾々の非常な喜びである。のみならず、最近ジャナリズムの上で、左翼藝術運動没落のデマが頻りに飛ぶに當つて、この眞にプロレタリア的なアーベントの成功は、甚だ適時的な有意義なものであつた。
殊勿論こゝにも例の如く、本題と××署との二重の干渉の手が伸びた。プログラムの劈頭、音楽家同盟のコオラスは、三つの曲目のうち二つまでを禁止された。その一つは、既にあらゆる機会に歌ひ古された佛蘭西國歌である。他の一つはこれまで劇中の歌として(現に「密偵」の中でも)公然と許されて來たインタナショナルであるが、これがコオラスとして獨立した場合には、歌詞なしのハアミンクでさへ差し留められるのだ。それから落語「演説會」はプロレタリア漫談といふ名目でも許されず、市電争議の實寫も散々に切り苛まれた。かうして吾々の演劇大會は、その前半に於いて左翼的ツラエテイとしての陣立を著しく傷けられたが、しかし後半には、「岡本文彌の新内」「西部線戦」と大衆劇「密偵」の大物二つがドツシット控へてゐて、飽くまで吾々の氣勢を殺がうとする官憲の壓迫を見事に例ねのけることが出來たのは愉快だつた。

この演劇大会の白眉とも言ふべき左翼派新内に批評の筆を進めよう。勿論、僕は一ゲの門外漢だから、現在の岡本文彌が、元祿時代に山本土佐様の角太夫節から自家一流の文彌節を編み出した初代文彌軒の何代目に當るかとか、乃至は新内節の歴史の中で鶴賀新内の流れと岡本文彌の流とがどういふ關係に立つたかなどいふ事は一向に知らない。また知る必要もないと思ふが、たゞ新内そのものが、徳川後期の傾斜情調の中から發生して、江戸音曲中最も頹廢的な唯美的な題材と、最も纖弱な陶酔的なメロディを有ち、何しろ代表作が「蘭麝」である。その味到には、特種な通人的な資格を必要とするものであり、また現在に於ける流行範圍、大衆との親密さの程度から觀て、浪花節、琵琶よりも義太夫、長唄、常盤津よりも、寧ろ一中節、河東節のカテゴリーに近い音楽だといふ事は一應注意を要するであらう。一口に言ふと、吾々のアチ・プロの手段としては先づ不適當な音曲である。だから、僕はホテルの演藝場でこの左翼派音曲家の「西部戦線」森茂左衛門「蜂起」等の發表會が催されると聞いた時にもその成否については可なり疑ひを有つたのである。が今、プロレタリア演藝大会の席上で、非常なアチ的效果に富んだ彼の得意の一曲を聞くに及んで、全く豫想を覆されてしまつたのである。

新内「西部戦線」には軍馬の悲鳴、鞭撻の風取り、大砲穴の中、戦争成金の操縦等、ルマルクの原作の優れた幾つかの場面が巧みにとり入れられてゐる。登場延人員數百名を要するあの大がりの芝居を、岡本文彌は一人でやつて退けてしまつたと言つても大した誇張ではない。賢明な彼は今も述べた新内の頹廢的な缺陷を彼自身の獨創によつて充分に補ひ一箇のプロレタリア音曲としての形骸を作り上げてゐる。……それはとに角、技術的に多年の練磨を経たスペンヤリストが、現在

まだ未開拓の状態に置かれてゐるプロレタリア演藝の領野へ敢然打つて出るに至つた事は實に劃期的な現象である。……これが一つの劃戟となつて、演藝音曲界のスペンヤリスト達が、彼等の行詰りを打開し、彼等の時代の落伍を防ぎ得る唯一の路は、イデオロギッシュに目ざめる事にあるといふ事實を認識して、そこに多くの轉向者が輩出する機運が作り出されたならば、その先覺者としての岡本文彌の功績は更に大を加へるであらう。

次に演劇活動に關してはプロットによつて劇團左翼劇場を中心とする新興劇團協議會（大阪戦旗座、京都青服劇場、松江プロレタリア劇場等をも含む）の各劇團が組織されこれによつて公演活動を又はそれ以外に直接一般大衆組織の爲めに「演劇を工場、農村へ」のスローガルの下に移動劇場、プロレタリア演藝團を組織して労働者農民の中に争議の中に、乃至は各集會に無料乃至は實費で注文に應じて三人乃至一人でも出掛ける様にして居る。移動劇場は公演活動よりも實質的には重要視され、「労働者農民を先頭とする観客の組織へ」「職場を中心とする労働者農民劇團の結成へ」のスローガンが掲げられてゐる。之に關する主要な所論としては、

- 一、所謂「新興劇團」の進路について
 - 佐野 碩（劇場文化）四月號
- 一、關西のプロ演劇運動
 - 久板 榮二郎（同）
 - 久板 保（プロレタリア演劇）七月號
- 一、メイエルホリドと獨乙プロレタリア演劇
 - 久板 榮二郎（同）
- 一、演劇運動のボルシェヴィキ化
 - プロット第二回（同）
 - 六月號
- 一、演劇運動と一九三〇年
 - 佐野 碩（同）
- 一、プロレタリア演劇運動の寄与
 - 同（同）

- 一、反動化した築地小劇場 杉本良吉 (同)
- 二、劇團「築地小劇場」を粉砕せよ プロット (同)
- 三、公演的活動と移動劇場の活動の新しい発展 小野宮吉 (同)

以上は「戦旗」派の文藝活動に関する論調であるが「文藝戦線」派の文藝活動に於ては前述の如く特に大衆化問題も論ぜられず従来と變りないが最近に労働藝術家聯盟内部に内紛が起り脱退者を出し同聯盟は臨時總會を開き聲明書を八月號の「文藝戦線」に掲載した。脱退者等は同聯盟幹部の政治的文學的立場に關して反對意見を述べてゐる。

他方「文藝戦線」派は最近劇團「文藝劇場」を組織して八月中旬より地方巡回公演に進出する旨を報じてゐる。

「文藝戦線」七月號の「文藝劇場基本テーゼ」によれば同劇團の目標は一、經濟的興行の困難の爲め又劇場公演には非プロレタリア的傾向を伴ふ爲め非興行主義による、興行化の排斥二、組織された労働大衆化を目標とする三、技術の労働大衆の生活への接近化四、技術の單純化、直視化五、俳優の集團化六、脚本の綜合的效果の明瞭性、を主張してゐる。地方巡回上演種目は一、土地問題劇二、反戦劇三、農民闘争劇を目標として伊藤貞助作賣られる田地金子洋文作「農民一揆」(昨年十月號「文藝戦線」所載「維新一揆」を改題した歸物)が上演される旨記されてゐる。

映畫活動に關しては、「戦旗派」のプロキノ(日本プロレタリア映畫同盟)が小型映畫による製作、上映によつてその實際的活動の端緒に就いた。その組織は各部各班に分けられてゐるが一般大衆の支持を得る爲めにはプロキノ友の會を設けて加入者には映畫の試寫、ニュース其他の配布を約束してゐる。プロキノの現在のスローガンは「プロレタリア映畫を工場農村へ」

二、プロキノ組織の擴大強化

- 三、プロレタリア映畫の日常的製作と上映組織の確立
- 四、プロレタリア映畫の徹底的自由の獲得へ

である。右に關する主要論文としては

- 一、一九三〇年度プロキノの活動方針 (プロレタリア映畫「八月號」)
- 一、プロレタリア映畫の大衆化 佐々元十 (同)
- 一、プロキノ・ニュースリール班の活動 上村修吉 (同)
- 一、普通寫眞部の活動 和田一平 (同)

検閲問題に關するもの

検閲問題に關しては、書籍、雜誌類、映畫、演劇、繪畫等に關して夫れ夫れ論ぜられてゐる。

雜誌の發賣頒布禁止、差押に關しては最も禁止處分の多い「戦旗」が直接讀者の募集、戦旗支局の設置、戦旗防衛基金の募集、戦旗社員の檢束拘留反對等の記事を毎號掲載してゐる。例へば六月號の同誌には

全国各支局の同志諸君、諸君が既に知つてゐる如く、戦旗五月號は未だ製本中に一萬六千部を押へられた。……全国七千の支局員諸君、我々は經濟的基礎の確立と配布網の擴大強化を、單に絶叫するのみではならない。戦旗を發行せしめる基礎は諸君である。誌代の完納三千圓基金の突破、支局の擴大強化を以て戦旗を守れ

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

等の記事が掲載され八月號には應募者氏名を掲げ八月三十一日期限の基金三千圓募集に二百五十五圓九錢の應募金に関する報告記事をも掲載してゐる。

一般に検閲問題に關する論說記事としては映画、演劇、繪畫の検閲に就てのべたものが多い。今之を舉ぐれば

一、閑法案の及ばない處
丸山 定夫 (劇場文化「四月號」)

一、新興劇團に對する検閲の研究
大部分削除上演許可 (左翼劇場) 小野 宮吉
検閲の撤廢 (大衆座) 西川 光
この事實を見よ (新築地劇團) 熊澤 復六
たとへば「建設の都市」では (築地小劇場) 八住 利雄

一、検閲制度の階級性
布 施 辰 治 (プロレタリア演劇「七月號」)

一、検閲と如何に闘つたか
山 田 三 吉 (プロレタリア演劇「八月號」)

一、米國のプロレタリア映画と検閲
明 野 啓 三 (新興映畫「二月號」)

一、映畫検閲の研究
田 中 純 一 郎 (同) 同)

一、どんな所が検閲で切られたか
同 同) 同)

一、現行映畫検閲制度について
同 同) 五月號)

一、検閲制度とプロ美術
橋 本 泰 雄 (プロ美術「二月號」)

等
等の如きものである。

七、取締状況

取締状況に就て見れば安寧による禁止、注意處分件数は全般に著しい増加を示して居る。殊に最左翼派のものに對する禁止處分件数は著しく増加し「戦旗」は一月號と四月號を除く外二回の臨時増刊號に至るまで全部禁止處分に附せられて居る。之に對して「文藝戦線」は五月號に一回發賣禁止處分を受け他の共産主義系の諸雑誌並びに無政府主義系の諸雑誌、短歌雑誌の安寧禁止件数が多数に上つてゐる。八月までの禁止處分件数は總數四十七件に達し何れも安寧禁止である。

今主要雑誌の禁止並びに注意處分件数を舉ぐれば

雑誌名	禁止件数	注意件数
戦旗	八(内二回の臨時増刊二件)	〇
文藝戦線	一	〇
少年戦旗	三	〇
黒旗	八(内改訂版二件)	一
短歌前衛	四	〇

であつて右によれば禁止件数の多きものは注意件数は僅少となつてゐる。右の他に詩の雑誌、共産主義系諸雑誌、無政府主義系に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

二五ノ二〇

義系雑誌中二回以上禁止処分を附せられ又注意処分にも附せられたものが少くない。最左翼系の「プロレタリア演劇」は六月創刊以来すでに禁止処分二回に上つてゐる。

注意処分件数は総数三十八件(内一件風俗注意)で禁止処分件数よりも九件少い。最も多く注意処分を受けたものは「宣言」の四回であるが同誌は禁止処分には附せられてゐない。「プロレタリア文學」は禁止処分には附せられず注意二回に止つてゐる。他は注意件数何れも一回のもののみである。

無産階級文藝雑誌安寧禁止調 (昭和五年自一月)

雑誌名	依採法	発行地	號數	施行日	備考
黒(黒色線線改題)	新聞紙法	東京	第一卷第一號	一月七日	全篇
前哨	出版法	山梨	第一卷第一號	同	同
少年戦旗	新聞紙法	東京	第二卷第一號	一月廿五日	「コミンテルン發達史」
戦旗	同	同	第二卷第二號	二月五日	帝國主義戦争を内亂へのスローガンを談話化したもの
プロレタリア短詩	同	同	二月十八日臨時増刊号	二月十四日	日本共産黨支持
プロレタリア短詩	出版法	同	三月一號	二月十九日	

雑誌名	依採法	発行地	號數	施行日	備考
貨物列車	新聞紙法	大阪	第二卷三號	二月廿八日	「軍國主義の地位」
戦旗	同	東京	第三卷四號	同	日本共産黨支持
短歌前衛	出版法	同	第二卷三號	三月二日	
時代文化	日	東京	第二卷二號	三月二日	
丹旗	同	京都	三月十五日	三月十三日	
戦旗	新聞紙法	東京	三月廿日臨時増刊号	同	三・一五四・一六事件
貨物列車	同	大阪	三月三十一號	四月一日	「俺達の敵を撲滅しろ」
文藝血戦	出版法	山梨	四月七號	四月五日	「父よ母よ泣くな」
ナボドネ	同	兵庫	第一卷第二號	四月九日	歌
黒旗	新聞紙法	東京	第二卷第四號	四月十日	
戦旗	同	同	第三卷第七號	四月二十七日	暴力革命の煽動
短歌前衛	出版法	同	第二卷第五號	四月二十八日	
前衛詩人	同	同	第一卷第三號	同	
地下層	同	廣島	第二卷第八號	四月廿日	
文藝戦線	新聞紙法	東京	第七卷第五號	同	

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

二五ノ二一

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

新興短歌	出版法	同	五月七日	五月五日	安寧
少年戦旗	新聞紙法	同	五月一日	五月六日	同
貨物列車	同	大阪	五月一日	五月九日	同
黒旗	同	東京	五月五日	五月十二日	革命煽動
短歌解放	出版法	同	五月十一日	五月十二日	暴力闘争非合法の肯定
戦旗	新聞紙法	同	五月十一日	五月二十六日	
少年戦旗	同	同	六月一日	五月廿七日	
新興映畫	同	同	六月一日	五月廿一日	共産黨支持肯定
短歌前衛	出版法	同	六月六日	六月二日	全面
黒旗	新聞紙法	同	六月六日	六月四日	全面安寧
黒旗	同	同	六月六日	六月八日	「如何にして革命を爲すべきか」 外全篇武装革命煽動 風俗と併せ禁止
新興文學	出版法	同	六月六日	六月九日	安寧
プロレタリア演劇	同	同	六月十日	六月十日	共産黨事項(記事安寧)

戦旗	新聞紙法	同	七月十二日	六月廿九日	全篇安寧
新興文學	出版法	同	七月十二日	六月廿日	全面安寧
短歌前衛	新聞紙法	同	七月七號	六月廿日	プロレタリアをして革命へ誘導
貨物列車	同	大阪	七月一號	七月二日	「赤旗」掲載其他革命煽動記事
黒旗	同	東京	七月三號	七月十日	無政府共産社會の建設を高調し革命煽動の 記事
ナボドネー	出版法	兵庫	七月三號	七月十二日	安寧
戦旗	新聞紙法	東京	七月十號	七月十七日	革命煽動
佛句前衛	出版法	同	八月一號	八月一日	全面安寧
プロレタリア演劇	同	同	八月二號	八月五日	全面共産黨記事
黒旗	新聞紙法	同	八月三號	八月九日	
女人藝術	同	同	八月八號	八月廿日	
前衛詩人	出版法	同	九月一號	八月廿五日	
	同	同	九月七號	八月廿九日	三〇、三二、三五、三七、一六一頁安寧禁 止

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

無産階級文藝雑誌注意處分調 (昭和五年五月一日至八月)

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

名	種	依拠法	発行地	號	數	施行日
詩	神	川版法	東京	一	月	十二
新興文	學	同	同	同	同	同
動	脈	同	同	同	同	同
文	藝	新聞紙法	大阪	二	月	同
左	翼	同	東京	同	同	同
宣	言	出版法	同	同	同	同
前	衛	新聞紙法	同	三	月	三
無政府主義文藝思想	雑誌	川版法	兵庫	同	同	同
プロレタリア音楽と	詩	出版法	同	三	月	同
プロレタリア音楽と	詩	出版法	同	同	同	同
現代文	藝	出版法	山口	同	同	同
新興映	畫	新聞紙法	東京	五	月	同
前	衛	川版法	山梨	一	月	同
大學	前	同	東京	五	月	同

二五ノ二四

備考
 安事、「川陣の友に」
 風俗三八頁―四九頁の「尖端を歩く」
 四一頁―四二頁に所載の記事
 安事、一頁二頁、十頁、十二頁の記事
 安事、戦死せる兄弟等に寄す」
 安事、太陽を見ない労働者」
 安事、叔等の手伝の手、兵士の歌へる」
 安事、「俺は血税を拂ひたくないのだ」
 安事、「(二頁―三頁)と題する記事」
 安事、「アナキスト革命と階級闘争の空想」
 安事、「兵隊さまに」
 安事、「鐘を研いでさあ皆んなやつつける」
 安事、「街で拾った感情、入替」と題する記事
 安事「全般的なるも就中二九頁の「誰が不具
 安事三頁及七頁に渉る記事」
 安事、「ガストニアの歌」其他
 安事、「メーデーへ」其他
 安事「農民闘争歌」
 安事「プロレタリアの五月祭」
 安事「戦争」プロレタリア詩の一九三〇、五月祭
 安事、「二二、二六頁の記事」

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

名	種	依拠法	発行地	號	數	施行日
前衛	藝	同	兵庫	一	卷	三
ナボドネ	一	同	同	同	同	同
詩	湖	同	長野	六	月	同
時	代	同	埼玉	五	月	十八
現代文	藝	同	東京	六	月	同
農	民	同	東京	六	月	同
婦人	職	新聞紙法	同	同	同	同
労働	藝術家	出版法	同	同	同	同
宣	言	同	同	同	同	同
プロレタリア文學	雑誌	同	同	同	同	同
新興短	歌	同	同	同	同	同
土	百	同	京都	六	月	十
土	姓	同	同	六	月	十二
鐵	同	同	東京	六	月	十二
土	民	同	兵庫	六	月	十二

二五ノ二五

備考
 安事、四〇、五二、四二、六六、八五頁の記事
 安事「新興演劇發展の社会的根據と當面二
 三の問題」馬賊團」
 安事、「戦の日」
 安事、「赤旗事件」
 安事、「ブルジョアジは我海軍は強いとい
 る」
 安事、「白色テロルの砲火を街いで」
 安事、「附録」税金の話」
 安事、「無政府主義の目標と戦術」
 安事、「演習地から」
 安事、「メーデーの行列を控る」(時事注意)
 安事、「濱田猛詩」(安事)
 安事、「九三頁所載の記事不載」
 安事、「一二、一四頁所載の記事」
 安事、「利鏝の唄」
 安事、「狂った兵士十太郎」
 全般に亘り安事秩序を紊す様あり

最近に於ける無産階級文藝雑誌の傾向

宣	青	同	東京	七月	七	月	安東、トラック(一九頁)と題する記事
黒	潮	同	静岡	七月十二日	同	同	安東、十一頁以下「革命は如何にして来るか」二十頁以下「社会の貧困」
プロレタリア文學	新聞紙法	同	東京	七月	同	同	安東、大臣の首
海上	同	同	兵庫	七、八月	同	同	安東、「一九三〇年度海上戦線」戦ひに行く
前	同	同	福岡	七月	八	月	安東、一般的
(兼併)改題	同	同	東京	八月	同	同	安東、兵士若者の手紙と題する記事
道	出版法	同	東京	八月	同	同	

(終り)

労働組合法案論争の重点と出版物 (其の一)

一、出版状況概観

労働組合法案は社会局案として昨年末発表されたが、同法制定のことが本半年の臨時帝國議會で問題になつて以來と云ふものは、急に社会一般の注目を惹くに至り、政界、財界を問はず一般に、論議の中心點をなす様になつたかの感がある。一般にさうした問題に就いて印刷物が多く發行されることは極めて普通の現象であるが、労働組合法について見ても、この状態は頗る顯著であると云ひ得る。

けれども、労働組合法に關する問題を扱つた出版物を通観するに、單行本の體裁を採つたものは極めて少なく、本年一月以降發行の分について之をみるに、僅々五冊を出でないと云ふ有様である。しかもこの種の單行本も、パンフレットの形態を採るか、然らずんば、その一部分又は巻末附録の部分等に於てのみこの問題を取扱つたものが殆どその全部を占める。比較的固定した、且継続的の讀者を持つ雑誌等に於て論争をなす方が、一層便利であり、又効果も多い爲であらうか、労働組合法に關する議論は大部分新聞雑誌の上でなされてゐる。しかし、普通新聞紙上に於ては折に觸れて社説等に論ぜられてゐるの外、論文としてまとまつた形をとつて發表されてゐる事は殆どなく、又左翼新聞は、その當然豫測せられる讀者層が比較的緻密な法律的議論等に習熟してゐない労働者層である爲か、アチを目的とする素朴な議論又は簡單な論説の外は、論文と云ふ程のものを掲載する事は稀である。つまるところ、大部分の論文は雑誌の上に發表せられてゐる事になる譯である。

労働組合法案論争の重点と出版物

二五ノ二七

次に、單行本名及び雑誌上に發表された論文の主なるもの、標題を掲げることとする。

單行本

- 「労働問題研究」 北原安衛著 非賣品 五三、一〇
 (本書は著者の論文集で、すべて労働組合又は労働運動に就いて論じて居るが、労働組合法等に関するものとしては、第三編として「労働組合法案批評」がある。尤も大正十四年の社会局案及び第五十一議會提出の政府案について論じたもので、今回の社会局案には直接の関係はないが、有力なる資料たることを失はない。)
- 「労資共存への途」 前田 一著 東洋經濟出版部 行 五三、二五
 (主として第一章「労働組合法の運命」に於て論ぜられてゐる。)
- 「労働組合法をめぐりて」(演説集) 朝日新聞社發行 五、七、一
 (昭和五年六月八日、東京朝日新聞社の労働組合法案批判演説會に於ける講演速記)
- 「労働組合の話」 山川 均著 千倉書房發行 五、九、一二
 (主として巻末附録「労働組合法案批判」にて論議されてゐる。)
- 「労働法案と根本思想」 矢野龍溪著 時事評論社發行 五、八、五
 (マルキストの思想を排撃した反動的の組合論)

雑誌

(a) 普通雑誌

- 改 造
 - 資本間の労働組合法訴訟運動に就て……………赤松 克磨(七月號)
 - 労働組合法案を繞る渦巻……………河上 肇(八月號)
 - 労働組合法討論會……………山川均外八名(同上)
- 中央公論
 - 帝國主義の武器としての労働組合法政府案……………大山 郁夫(八月號)
 - 労働組合法政府案に反對す……………藤原銀次郎(同上)
- 經濟往來
 - 産業合理化と労働立法……………内藤 久寛(五月號)
 - 酒口内閣の労働組合法案の反動性……………大山 郁夫(八月號)
 - 社会局案労働法の根本精神に反對す……………渡邊 鐵蔵(同上)
 - 外國における労資協賛の新空氣を見よ……………今岡純一郎(同上)
 - 組合法案を中心としての労資戦……………松谷與二郎(同上)
 - 争議歴法は多きに過ぎる……………片山 哲(同上)
 - 労働組合法案是非……………添田敬一郎(同上)
 - 労資の對立と協調……………淺利順四郎(同上)

勇敢なる資本家團體……………林 發未夫(同上)

社會政策時報

労働組合法案の論議の論議……………一戸 二郎(八月號)

政治經濟時論

開争の組合法案を排す……………藤原銀次郎(七月號)

一切に資本家の反省を促す……………細川 秀彦(同上)

労働組合法の批難に答ふ……………添田敬一郎(同上)

大修正の必要ある労働法案……………片山 哲(同上)

完全なる團結組織を守る爲に……………細道 兼光(同上)

社會事業研究

我國に於ける社会立法批判……………志賀志那人(七月號)

外國立法より觀たる労働組合法案

秋山 彦助(同上)

大衆往來

労働組合法案に資本家の反對……………大谷 博郎(八月號)

工場世界

憲政會以來の労働組合法はどうなるか……………(四月號)

内務省社会局案の労働組合法案と……………(五月十號)

其の一般理論及び無産労働者の組合法案……………(五月十號)

労働組合法案に反對する(主張)……………(七月號)

頑迷なる日本資本家團體(主張)……………(七月號)

労働組合法に對する經濟團體の反對意見……………(同上)

労働組合法よ何處へ行く……………O T S 生(同上)

労働組合法案に就いて……………井上 貞二(八月號)

労働組合法に關する法制上の根本觀念……………大阪工業界(同上)

労働組合法案論争の重點と出版物……………二五ノ二九

官業除外の労働組合法とは何ぞ……………(九月號)

労働

労働組合法要求運動の意義……………塚本 重蔵(同上)

海員

労働組合法要求運動の意義……………(四月號)

労働組合法改悪の危険……………(七月號)

労働組合法案論争の要點(一)……………柳井 銀儀(七月號)

労働組合法案論争の要點(二)……………(同上)

資本家團體に意見の交換を要求す……………柳井 銀儀(八月號)

労働組合法案論争の要點(三)……………米路 彌英(同上)

問題の労働組合法案に就て……………(以上社民系雜誌)

大衆「解放」

労働組合法と小作法……………平野 果(一月號)

司附労働

労働組合法を圍ひ獲れ(巻頭言)……………(六月號)

労働組合法案をめぐつて(團結權を中心に)……………(同上)

奪はれんとする團結權(巻頭言)……………(七月號)

組合法を繞る階級戦の宣言……………(同上)

組合總聯合……………(八月號)

時代に逆行する資本家の組合法阻止運動……………(同上)

資本家階級の組合法反對理由を駁す……………(同上)

労働組合法案論争の重點と出版物

完全なる労働組合法を獲得せよ……………(同上)

(以上全国大衆系雑誌)

農

労働組合法案と無産政黨……………大佛 富雄(八月號)

労働組合法案に於ける政府と資本家の野合(時評)……………(同上)

組合法案と官業労働者(時評)……………大森義太郎(九月號)

(以上労働系雑誌)

法律・職

労働組合法案批判……………中野 秋夫(二月號)

プロレタリア科學……………奈良 正路(二月號)

労働組合法案大綱の階級的意義……………奈良 正路(二月號)

工場

又主なる左翼新聞の論説、記事、スローガン等の中から、特に注意に値すると思はれるもの、題目等を左に挙げて見やう。

論説

官業労働新聞

「資本家の労法反対を駁す」……………(五、七、一一八五號)

日本民衆新聞

「労働組合法は何處へ行く、消口内閣を監視せよ」……………(五、六、一四九號)

「民政黨の行方―労働組合法案への去就を問ふ」……………(五、七、一五二號)

(以上社会民衆系新聞)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「労働組合法に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

記事

「反動的法案を乗越は我等の組合法を獲得せよ」……………(五、六、一〇一九號)

「資本家の妄動に抗し不徹底な社会局案と政府の態度を監視せよ」……………(五、七、一〇二〇號)

「労働組合法から官業労働者除外の陰謀を粉砕せよ」……………(五、九、一五二二號)

日本民衆新聞

「労働組合法に―齊反対の資本家―資本家側の反対に逆襲せよ」……………(五、六、一四九號)

「遂に暴露した財閥内閣の正體―資本家の威迫に恐れをなし労働組合法案論争の重點と出版物」……………(二五ノ三一)

「政府案労働組合法の正體?」……………(關東金閣労働組合(二月號))

労働者教育……………奈良 正路(二月號)

産業労働時報……………(七、八月號)

社会局案労働組合法と日本……………(以上最左翼共産主義系雑誌)

ブルジョア的の反動計謀……………(以上最左翼共産主義系雑誌)

黒……………(以上最左翼共産主義系雑誌)

労働組合法案を粉砕せよ……………(九月十六日發行)

自治民報……………(以上無政府主義系雑誌)

労働組合法案の解剖……………(以上無政府主義系雑誌)

労働組合法案の獲得に就て……………(五、六、二四二號)

労働組合法に資本家側は何故反対するか?……………(五、六、五七七號)

瓦斯労働……………(五、七、一〇二二號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「労働組合法に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

「労働組合法に資本家側は何故反対するか?」……………(五、六、五七七號)

「労働組合法と無産政黨」……………(河野菊)

(以上全国大衆系)

「労働組合法の獲得に就て」……………(五、六、二四二號)

「野蠻な資本家と欺瞞内閣の八百長劇―労働組合法案を企む奴等の陰謀をブチ破れ」……………(五、七、一一二號)

「資本家政府の謀殺をケトベセ―労働階級本位の組合法を獲得せよ」……………(五、七、一五三號)

(以上全国大衆系)

「組合に反対する資本家の無智陰謀と職」……………(五、七、一一五二號)

△労働組合の政治的行動絶対自由

△一切の資本家的労働組合法絶対反対

(以上労働組合法獲得共同闘争委員会の決定せるもの)

(五、七、一〇二〇號)

(以上社民系)

全國労働新聞

「自主的労働組合法の獲得に邁進せよ」

(五、六、二四一號)

(五、七、一〇二二號其の他)

東電 労働

「團結の力で資本家の暴政運動を粉砕しろ」

(五、七、二八二一號)

(以上全國大衆系)

労働農民新聞

「反動的組合を粉砕せよ」

「階級的組合法を獲得せよ」

労働組合法獲得同盟書

(五、七、一一二二號)

二、各派の労働組合法案に対する態度

労働組合法案は資本家側(雇傭者側)、社民系、全國大衆系、労働系、その他等、立場・主張の差異に應じて、各派とも著しいコントラストを示す各様の態度によつて扱はれて居る。共通の特徴を求めてこれらの態度を分類して見れば、労働組合法それ自體に關する態度と、労働組合法問題を他の目的に利用せんとする態度との二つに分けられるであらう。

これを資本家側について觀察するに、一部政黨人が組合法案を政治上の人氣策乃至は選挙對策として利用するところある方面の人々、殊に左翼に屬する人々より論難された以外には組合法案を他の目的に利用すると云ふが如き傾向は殆ど見られない様である。尤も近時、労働組合法案を労働組合取締法と評する労働系或は最左翼の一派は「金解禁の善後處置の一策として、益々活きた意味を帯びしめられた産業合理化の徹底化が必然に無産階級の猛烈なる反抗逆襲を喚び起さないうで済まないであらうことを」豫期して掛つた政府は、この恐るべき必然の反抗を阻止防衛する爲に「既製の」、「偉大な効力に關して試験済みの札を貼られてゐる」武器だけでは飽きたらず、労働組合法案を支配階級の渴望に應じて新鑄したのだ、と論難す

る。(註)又ある者は云ふ、政府は「何故今になつて特に「労働組合法案」を制定せんとするか? 簡単にその原因を數へようとなれば、(一)資本家に於ける産業合理化の必死的な遂行上、不可避的に發生する労働争議の壓倒的な増大、(二)従つて、この際政府立案の「労働組合法」を制定して一定の「型」を作り上げ、この型に入るもの、即ち協同的な労働組合を法律に依つて認め且つ保護し、それ以外の眞に階級的利害に立脚せる競争的な組合を立法的に拒否する、即ち解散せしめようとする」と。(註)事實の當否はともあれ、これも資本家側の態度に對する一見解たるには違ひない。

組合法案自體に關する資本家側の作戦は、第一段に於て組合法の制定そのものに反對すること、第二段に於て、最大の讓歩として組合法の制定を容認するとするも、社會局案は幾多の重要な修正を加へしめること、——この二段の構へを以て自己の立場を固守せんとするにあるもの、如くである。渡邊鐵藏は演説して曰く「我國の憲法において結社の自由が認められてある以上は、イギリスの法律の如く百数十年の變革を待たずとも、労働者の團結そのものについては既に完全に認められて居るのでありますから、その意味から我國に於いて労働組合法の制定を非常に要求するとか、主張するといふのは全く意味のないことであると我々は思ひます。併しながら既に大正九年以來農商務省案、内務省案、或は憲政會案、社會局案等の多數の案が出て、最近に社會政策會議會で決定された修正案に基いて社會局で立案したと稱せられる、労働組合法案が我々の前に横たはつて居るのであります。……假に労働組合法案を立法すると致しましても、この際は即ち現在の政府案と稱せられるものをそのまま受入れてよいかといふことを、これから少しく吟味してみたいと思ふのであります」云々。(註三)これその代表的意見と云ひ得る。

註一、大山都夫、帝國主義ブルジョアジーの武裝としての労働組合法案政府案、(中央公論、八月號、四頁)

労働組合法案論争の重點と出版物

註二、森辰之助「労働組合法案を粉砕せよ」(黒龍、九月號、九月頁)
 註三、渡邊鐵藏「労働組合法案について」(労働組合法をめぐって、一五一—一六頁)

翻つて、左翼の陣營を觀望するに、こゝではまたも混沌たる理論論争の姿を、協調的組合主義と職團的組合主義との對立を、現實主義と理想主義との抗争を、そしてまた、合法主義と非合法主義の論争を、認め得るのである。労働組合法案制定を歓迎するの態度を示し、彼等の欲するより完全なる組合法ならしめんが爲の若干の修正等をこそ要求すれ、組合法案を階級闘争激成等のための不純なる目的に利用しやうとする傾向は、その論調に於て發見し得ないと云ふも、敢て大なる誤謬を犯す事はないであらう。「濱口内閣の下に作製せられた労働組合法案は、全く取るに足らざるものであるか？我等は之に關して卒直に云ふならば労働階級の團結權を不完全乍らも法認せんとするところに極めて重大なる意義を認めるのである。労働階級團結權法は、種々なる缺陷を指摘され、今日尙正式適用が一回も行はれて居らない程であるけれども、少くともそれが罷業罪惡の觀念と若干修正したと云ふ點に於て重要な立法の社會的意義を認めるのであると同様に、政府の労働組合法案に對しても團結權を法認すると云ふ一點に就いて其の意義を認めるのである。殊に、金解禁後の財界の整理、積極的には所謂産業合理化運動の進展に伴つて、これ等より生ずる犠牲の大部分が、労働階級に轉嫁されつゝある状態に於いては、労働者の團結は必要缺くべからざるものであつて、何はともあれ速かに、この團結權を法律的に確保せしめねばならぬのである。既に團結してゐる労働階級は、この團結權の法認を通じて、未組織労働大衆を組織せしむるための行路を開拓しなければならぬ義務があるのである。……先づ第一に労働組合の法律的地位を獲得し、團結權を獲得せしめ、資本の利己的攻勢に

對して、労働者の抵抗力を合法化せしむる必要があるのである。これこそ、労働者が産業合理化運動に要求する最低の絶対條件である。又、労働組合法の制定が、一切の社會政策の土臺をなすものである」と云ふ意見は(註四)まさにこの派の眞意を淡白に云ひ表はした、代表的の意見であらう。即ちこれによれば、彼等は資本家の反對と戰つて、最小限度に於て社會局案の實現せられんことを、衷心より期待してゐるのである。尤も、次の全國大衆黨の態度を述べる際に詳しく説明するつもりであるが、社會民衆黨も全國大衆黨と共同して組合法獲得運動を起し、「資本家的組合法反對」「自主的組合法の獲得」、その他のスローガンを掲げて闘争し、一見社會局案に反對であるかの如く見えない事もない。しかしながら、これは外部的關係上、必要に迫られたる彼等の戰略に過ぎないのであつて、決して彼等の眞意ではないのではなからうか。「組合法獲得無産黨共同闘争委員會」を労働黨が脱退した事情はこの間の消息を雄辯に物語るものがある。(註五)

註四、「労働組合法要求運動の意義」(労働、四月號、二頁)

註五、後述註八の引用文参照

出版物の上より見る時は全國大衆黨並びにその支持團體の意見も前掲社會民衆黨側の意見と大なる逕庭を見ない。彼等の組合法制定の希望は眞摯且熱烈である。されば政府當局の組合法案は、労働者に好意ある方針に非ずして、運動そのものの取締りである故に、自主的立場より政府案を超えて該法の獲得に邁進しなければならぬと説くとは云へ、資本家階級の反對運動に遭遇するや次の如き聲明書を發して、大體に於て社會局案に反對せざるの態度を暗示したのである。

組合法を巡る階級戦の宣言

全資本家階級は組合法歴殺の爲に戦線を統一した。これは政府案反對を名とするもその一貫する態度は暴
慢なる『資本家的イデオロギー』を以つて大衆と生活難の中にある大衆に對し階級戦を挑發するものであ
る。

吾等は独自の完全なる組合法を要求するもので政府案を毫も支持するものに非ざるも、かゝる傍若無人
の資本家攻勢を看過するに於いては如何なる無産階級の進出も空しいであらう。

吾等は敢然挑戦に應じ全國の労働大衆を動員して彼等を迎撃する事を決しこゝに組合法を巡る階級戦を
宣言す。

昭和五年六月十七日

- 日本大衆黨
- 日本労働組合總聯合
- 横濱市従業員組合
- 東京瓦斯工組合
- 黨業労働總同盟
- 神戸市電従業員組合
- 商船同業會

全國労働組合同盟
東京交通労働有志

この事は本年五月二十四日に發表した、次の大衆黨と社會民衆黨との共同聲明書によつても窺知し得られるのである。

共同聲明書

金解業合理化などによつて苛酷なる負擔を労働階級に強要しつゝあるわが國資本家階級は今またそ
の中堅勢力たる工業俱樂部、經濟聯盟、商工會議所などを動員して無産大衆が熱望する労働組合法の生
誕を歴殺せんとしつゝあり、かくの如きは労働階級に對する露骨なる資本主義的挑戦であつてわれらの
斷じて許すべからざる暴挙なりと認む、労働組合の制度は時代の大勢であり労働階級の基本的生存權に
してこれを阻止せんとするが如きは労働階級の生存權を根柢より覆へんとするものである、こゝにお
いてわれらはわが國資本家階級の中樞たる工業俱樂部その他の資本家團體に對し一切の無産階級的勢力
を動員して決定的戦を敢行せんとするものである、しかしわれらは一方において政府が資本家團體の安
動に動かさるゝことなきやう嚴守監視しもつて飽くまでさきにわれらが議會に提出したる労働組合法案
の獲得に向つて前進せんとするものである。

社會民衆黨
日本大衆黨

彼等は「自主的労働組合法」の獲得を叫ぶ、けれども何が自主的労働組合法なるかに就いては常に態度を明確にせず、資本家側の態度を反撃する事により自らの態度を積極的に明かにするを避け然も故に社会局案との妥協の餘地を残さうとしてゐるが如くである。(註六)又その言辭は社会民主党に比し稍劇しき調子を帯びてはゐるが、かゝる調子も要するに「自主的労働組合法」と共に無産大衆に対する關係上必要とせらるゝ一種のカムフラージュに過ぎないものではなからうか。

註六、全大衆黨(當時日本大衆黨)が六月廿八日各支部聯合會宛に發した指令中に於ては次の如くに云つてゐる。「……口に開明的な政策を唱へる濱口内閣は資本家階級に對して早くも迎合すべき氣勢を示してゐる。我等は之に對し、全國的の運動を捲き起し、自主的労働組合法」獲得に向つて進まなければならぬ……」ついで「労働組合法獲得闘争方針書(一本運動の目標中の(イ)に於て「資本家階級の反組合法運動を激刺し、社会局案を超えて「自主的労働組合法」の獲得を期する事」と規定して居るが「自主的労働組合法」については、それ以上言及してゐない。

全大衆黨系の全労働本部も同じやうな指令を發してゐる。(全労働新聞七月一日) その他全労働新聞(六月二十四日、七月一日、七月十五日)の紙上に於ける組合法案に關する記事中には「自主的労働組合法の獲得」なる文字が必ず發見されるし、東電労働(七月廿八日紙上の「資本家の反組合法運動を激刺して自主的組合法を獲ひとれ」と云ふ題目の記事の中にもそうした主張を見出し得る。又雑誌について見れば、組合總聯合(八月號中の論文、「完全なる労働組合法を獲得せよ!」)は同じ趣旨を論じてゐる。

以上を通じて、いづれの文中にも自主的労働組合法の正確なるものが明示せられてゐない。結局自主的とは何をなすか、それだけでは全く不明である。尤も會つて労働組合法日本大衆黨案なるものが發表されたから、これを指すものとも一應考へられるが、前掲共同聲明書を發表するに對し、労働黨が加入しなかつた理由が、「政府案絕對反對のスローガン」を、社民、大衆兩黨より拒否せられたにある事と思へば、彼等の眞意もほゞ窺ふことが出来る。労働黨の組合法案に對する態度は前述の社会民主党、全大衆黨と大いに異なり、極めて異彩を放つものがある。合法政

黨中の最左翼に位置し、多少非現實的傾向を持つ、闘争的なこの黨に屬する一派は、こゝにてもその本來の面目を遺憾なく發揮してまことに果敢である。一言にして云へば、それは労働組合法自體の成立を庶幾するよりは、寧ろ資本主義に達する徹底的な階級闘争に極度にまで利用せんとする如くに見える。こうした點に於ては次に述べる最左翼共産主義一派と極めて類似してゐるが、非合法、合法の對立抗争より成立し、更に最近は解消運動の發生しつゝある労働黨の思想的背景を知れば容易に了解され得る事である。この間の消息を最も簡明に表現してゐるのは時の労働黨書記長細道策光の所論である。彼は社会民主党や日本大衆黨を結局「政府案支持、政府鞭撻の方向を探つてゐるに外ならぬ」と斷じ、「政府案(社会局案)の缺點とする點を指摘し、労働者の完全な團結と罷業權を要求したる後、次の如く結ぶ。「故にわれ」は政府案の労働組合法案に反對する事は勿論、労働者の眞實の要求に基づく組合法の制定を政府に對して要求するのであるが、然し組合法といふ一片の法律を以つて、労働者が眞に要求せる團結と罷業の自由を確保し得べしと考へるものでは斷じてなく、現在の政治關係の下に於いては労働者の團結と罷業の自由を守り得るものは結局労働者自身の強大なる組織的團結以外には求め得ないのである。」(註七)これによつて見るも「労働者自身の組織的團結」を成立せしめる爲に、當面のセンセーショナルな社會問題である労働組合法問題を巧みに利用し、一般無産大衆に有効にアヂするのが、終始一貫した労働黨の所謂「労働組合法獲得」の闘争方針であるのではないだらうか。そして又、この方針が一方に於て無産黨三派の「組合法獲得無産黨共同闘争委員會」を脱退し、(註八)聲明書を發して獨自の立場を探る事となつてあらはれ、(註九)他方に於ては労働黨獨自の労働組合法案制定にまで發展したのではないだらうか。その發表したる組合法案は一瞥して極めて實現性に乏しき事は推測し得られるのであるが、かゝる事は素よりその豫期してゐること、その所期する處は、大衆を反資本主義の戰場へ動員するにあたり、そ

の刺戟となり、異常な事とならしめることにあるのであらう。されば又、論調も極めて激越であり、戦闘的である一例を大出郁夫の論文中より引用すれば、次の如きものがある。

『上米の究明を通じて我々が見て来た通りに濱口内閣の労働組合取締法案は、當面の客觀的狀勢との聯關に於て金融資本家——帝國主義ブルジョアジの武器として俵效を××するやうに仕組まれてゐるものである。この視角からのみ我々は、該法案が一方に於て労働者保護の名を借る醜態なる取締法としての本質を完全に具備してゐながら、他方、それにも拘らず尙ほ或る種の労働組合に對しては相當程度に有利な條件を與へようとする道を示してゐる、といふことの秘密を理解することが出来るのである。即ちそれが飽くまで醜態に取縮らうとしてゐるものは、あらゆる闘争を帝國主義戦争反對論治安維持法反對』『労働者農民の政治的自由獲得等々の政治闘争に迄高めることによつて帝國主義ブルジョアジの政治權力に向つて徹底的に抗争しやうとする戰闘的左翼組合である。これに反して、それが手厚く保護しようとしてゐるものは社會民主主義幹部諸君の指導の下に帝國主義ブルジョアジの政策遂行に協調しようとする妥協的右翼労働組合である。この意味に於て濱口内閣労働組合法案は、現在支配階級が熱望して已まない無産階級戦線の分裂の事業までを一刷毛に完成しようとする××を含んでゐるものである。』

帝國主義ブルジョアジの武器への我々の批判は、必然に我々自身の批判の武器を生んだ。それは、わが労働者独自の労働組合法案である。我々は今故でその内容を互細に説明することは出来ないが、それは一言にしていへば、政府案の否定から出發して、當面の客觀的狀勢下に於て帝國主義ブルジョアジと決死的に闘争しようとする全無産大衆の其の階級的要求を具體化するを期して作り上げられたものである。それ故にそれは、何よりも殊に労働組合の政治的活動の自由を擴張してゐる。かくてそれは、労働組合の存立權およびその政治的自由、ならびに團結權、罷業權、その他一切の權利・利益を擁護し、賠償免責の規定をも現實的・效果的なものにしやうとする主張にまで及んでゐる。等々、我々はあくまで確信する、わが労働者はこの法案こそは階級意識にめざめた全無産大衆の眞の要求をまさしく反映してゐる現在唯一の労働組合法案であり、帝國主義ブルジョアジの××に對する労働者階級の武器としての實質を具備してゐるものであることを。我々は今や、我々のこの階級的武器を掲げて、まっしぐらに敵陣に肉薄しようとするに當つて、全無産階級に向つて次の如く叫びかける。

労働者のための労働組合法獲得の大衆闘争へ！

濱口内閣の反動的労働組合法の粉砕！

階級的労働組合法獲得闘争を通じて眞の階級的戦線統一へ！

註七、細田兼光「完全な團結闘争を守る爲に」(政治經濟時論、七月號、一〇〇頁)

註八、労働者が組合法獲得無産共同闘争委員会を脱退するに至つた經過に關しては、労働農民新聞第百十二號(五年七月一日)の第四面に詳細な記事が掲載されてゐる。労働者の眞意を知る上の重要な資料となるを以つて以下その主なる部分を抜萃しやう。

他黨幹部との共同闘争の拒絶

「先月の末、日本大衆黨から労働組合法獲得のための労働者大會を開催したいと思ふが、そのための準備委員を来る七月二日に開くから貴黨からも三名の代表者を送つてもらひたい」と云ふ意味の案内狀が送られて来た。常任委員會の正式機關にかけるい

労働組合法案論争の重點と出版物

とまがなかつたので、我黨からは、細道、石原、田部井の三名が個人的の資格で、その會合に出席した。

(中略)議題として、先づ第一に「中心スローガンの決定が上程された。そして左の如きスローガンが次々に可決採用された。

一、自主的労働組合法の獲得！

二、團結の絶対自由！

三、ストライキの絶対自由！

四、労働組合の政治的行動の絶対自由！

我々は最後に「濱口内閣の反動的労働組合法絶対反対」のスローガンを採用すべきことを提議した。ところがどうだ！赤松克

磨を先頭とする十数名の社会民主主義者どもは、この問題に迷着して怒り「ブルジョア」の侍女」としての本體を露はして來

た。彼等はこのスローガンの採用に断然反対して來たのだ！彼等は云ふ「現在、資本家達が政府案に反対してゐる、そして一

般の大衆は、資本家に對して大いに憤慨してゐる。だから我々は、政府案に反対する事は彼等へ、寧ろ政府案に反対してゐる資

本家と戦ふべきだ。そうすることによつてのみ大衆を我々の陣營(?)に引き込むことが出来る、したがつて我々のスローガンも

資本家的労働組合法絶対反対！」ぐらひにして置く方がいゝのだ」と、かう云ふのが彼等の共通の旨ひ草である。無論我々は断

然然然した。我々は言ふた「諸君が政府案絕對反対のスローガンを拒否するのは、結局諸君が政府案を事實上に支持してゐるこ

とになるのだ。なるほど資本家共は政府案に反対してゐる、しかし我々は資本家共が政府案に反対してゐるからこそ、尙更政府

の反動性偽善性を徹底的に暴露し、それを粉砕する必要があるのだ。大衆が我々の態度を理解しないなどといふことは、大衆を

侮辱した言草だ！」だが我々は無論、かうした我々の階級的主義を、竹の髓から社会民主主義者共に承認させやうと考へたので

はない。彼等がそれを承認しないことは最初から判り切つたことだ。我々はたゞ、さうした機會に、彼等と我々の態度の相違

を、あくまで明確にして置いて、そのいづれが無産階級であるかを大衆に際へようと思へたに過ぎないのだ。無論我々は断然

彼等との協力を拒絶して引上げた。(中略)赤松等は、我々の退席後「一切の資本家的労働組合法絕對反対！」といふ偽善的スロ

ーガンを採用して、それを盛んに持ち廻つてゐるとのことだ。(以下略)

註九、労働黨は「組合法獲得無産黨共同闘争委員会」を脱退後、引續き次の如き聲明書を発表して、組合法案及び社会民衆黨、全国大衆黨(當時日本民衆黨、全国民衆黨)黨に對する態度を明かにした。

聲明書

濱口民政黨内閣は新に労働組合法制定の意圖を表明し、且つ我々の前に彼等の法案を提示した。だがそれは、労働組合取締法以外の何物でもない。それは、彼等自身の説明せる如く、今日既に事實上存在してゐる労働組合に對して新に何物をも與へるものでなく、寧ろ一切の戰闘的労働組合に對して重大なる且つ數多くの制限束縛を加へんとしてゐるものである。かゝる反動的労働組合法を制定せんとする濱口内閣の意圖が、最近益々強化されつゝある産業の合理化——資本の攻勢に對し、今や猛烈と逆襲しつゝあるわが無産階級の前進と、遮二無二阻止せんとする點に在ることは、もはや一點疑ひの餘地なき事である。我黨は濱口内閣の自動的労働組合法案に絕對に反対し、之が粉砕のために全力を擧げんことを期してゐる。

言ふまでもなく、我黨は、多年労働組合法の制定を主張して來た。だがそれは、我黨の労働組合法案がこれを明示してゐる如く、あくまで労働者階級の團結權、罷業權の確立を目的とするものであつて、濱口内閣の制定せんとしつゝあるが如き労働組合取締法とは、まさに正反對の方向を指すものである。更に我黨は、社会民衆黨、日本大衆黨、全国民衆黨、統一協議會、等の諸無産政黨の幹部諸君の行動に對しても斷乎として反對する。彼等は、「團結の絶対的自由」「ストライキの絶対自由」「組合の政治行動

労働組合法案論争の重点と出版物

二五ノ四三

の「絶対自由」等のスローガンの下に「労働組合法獲得共同委員会」なるものを組織したが、彼等は肝腎の「政府案絶対反対」のスローガンを掲げることのみは、固く拒絶する。彼等は、口先でこそ、抽象的な様々の階級的なスローガンを叫んでゐるが、その實は、それらのスローガンとは正反對の具體的内容を有する政府案に對しては、暗黙の中にそれを支持してゐるのだ。我黨は社會民主主義幹部諸君の此の如き恐るべき陰謀的意圖を除くところなく指摘し、労働者階級の階級的利益を資本家、地主の政府に賣渡さんとする彼等の裏切りの態度、方針を極力排撃するものである。

今や我黨は、新に「労働組合法獲得同盟」を組織し、この旗の下に、一切の無産政黨および労働組合の大衆ならびに未組織の大衆を糾合し、濱口内閣の反動的労働組合法粉碎と、労働者階級の階級的利益擁護のための労働組合法の獲得こそ、その中心目標とする大規模のキャンペーンを全国的に捲き起さんとしてゐる。茲に被壓迫大衆の政治的自由獲得闘争を更に一進展せしめんとするに際して、我黨の態度を全無産大衆諸君の前に聲明する。

一九三〇年七月七日

労働組合法案論争の重點と出版物

最も戰闘的な、革命的な組合を組織し、資本主義に對して直接的な闘争を敢行せんとする共產主義的色彩を帯びる一團の「統一的、全国的組織」は、必然的に「非合法的存在を強ひられてゐる以上、現實ありの儘の労働組合をその事實に即して法認する」とさへ、左翼的組合の徹底的撲滅を目的とするもの（註十）として全力を擧げて抗争を續けつゝある、共產黨系の人々乃至は團體の主張は、社會局案の徹底的排撃の點に於て最も明瞭である。それは、資本家團體の主張には勿論のこと

社會民衆黨、全國大衆黨の態度にも極力反對し、労働黨さへ、「日本共產黨の一時的敗北をモメントとして社會民主主義に轉落した」と評し、「一應は組合の強化擴大を日にする。そして現在の法案に反對する。然し現在の段階に於いては組合法案反對の闘争は必然に、協議會の擴大強化と結びつく事なくしては行はれ得ない、其處に労働黨派の口だけの組合法反對が存在する所以がある。」と攻撃する。（註十一）「それ故に、組合法に對する闘争は資本家に對する闘争のみならず、右翼幹部に對する闘争を意味する。團結、罷業權、組合確認の獲得は左翼組合の行動綱領である。だが、それは、ブルジョア地主、及び社會民主主義者の議會に於いて、彼等との妥協によつては、なく、労働者固有の闘争手段によつて、即ち、x x x x、x x x x、x x x x、等による眞實の力によつて、x x x xすることを意味する。また、この手段に依ることなくしては、完全な團結權、罷業權組合の確認は獲得され得るものではない。（註十二）と説き、又「われわれが曾て、労働組合法案を批判した場合は、その露骨な敵意——労働組合の峻厳な取締、赤色労働組合の覆滅と黄色労働組合の繁榮化——に對する露骨と攻撃を中心としたのであつたが、さうだからといつてそれだけの部分が取除かれれば、それだけで、賛成するといふ意味では毛頭なかつた。したがつて、合法的無産政黨の中から新しい腹案にたいする色厲の微笑を返つてゐるときに、なほ、われわれは、第二段の權に立つて、いよいよ本質的な検討を必要とするのである。……政府の腹には、表面頗る譲歩した形跡があるにも拘らず、猶依然として、あらゆる機會を狙つて、労働組合の撲滅をしゃうといふ意思が閃いてゐる。……かくして、労働組合法案こそは、まさにマルクスのいつたやうに、労働者自身の力で戦ひとらなければならないものだといふ事がいよいよ明らかに大衆の頭へ染みこむであらう」（註十三）と論ずる。

彼等独自の立場から社會局案を徹底的に曝露し、その「反動性」「欺瞞性」を容赦なく検討し、又右翼社會民主主義者どもの態度をも批判して、独自の「労働組合法の獲得」を叫ぶ。かくすることにより大衆の前に自己の戰闘的使命と独自の戰術とを展開し、所謂現在の資本主義經濟組織の矛盾撞着と内部機構とを無産大衆に充分了解せしめ、階級的意識を廣汎なる大

衆に發揚せしめ、以つて階級闘争、資本主義に對する反對闘争をより一層激化することによつて、革命的運動を激發し、彼等自身の理想とする社會制度を實現せんと期待する、——これが彼等の戰術であらう。彼等は此の事を既に引用した、「妥協によつてではなく、労働者固有の闘争手段によつて」と云ふ言葉、或は「労働者自身の力で戦ひとらなければならない」と云ふが如き言葉で、巧みに暗示的に表現してゐるのみならず、前項に掲げた最左翼の論文を通讀する時には概ね此の如き感じを與へられるのである。更に一二例を挙げれば次の如きものがある。

『五黨労働者はこの反動的組合粉砕の先頭に立つて戦かつてゐる。この反對闘争は組合協議會の擴大強化、團結、罷業權の獲得、及び社會民主主義者排斥の闘争と結びつき、更らにこの反動的法案を通過させんとするブルジョア議會の解散要求と結びつけて勇敢に闘争すべきである。否既に工場に坑山に組合法反對の闘争は展開されてゐる。われわれは労働者の團結と固有の闘争手段たる、x x、x xによつて勝利を確信して止まないものである』(註十四)『我々は右の如き諸事項を内容とした組合法を要求する。而して、此の要求を充たす爲には、政府及び資本家と闘争しなければならぬ。我々の要求は、たとへそれが小さな要求であつても、政府や資本家共に認めてもらふんではないのだ。奴等からもぎとるのだ。こんな労働組合法を要求したつて、政府は認める筈がないぢやないか、と云つて笑ふ者は、政治闘争を知らぬアナーキストか、若くは、闘争に依らないでオロポレを願ふ社會民主主義者かだ。戰闘的労働組合員は、先頭に立つて、政府の組合法案の反動性をパクロし、労働者の眞實の要求を宣傳煽動して、反動的立法反對の闘争を工場内部からまき起し、議會解散要求をカムパニヤにまで發展させなければならぬ』(註十五) 彼等の「労働組合法獲得」の叫びの眞意も前記引用文中にてほとと察知することが出来るであらう。

註十、中野秋夫「労働組合法案批判」(法律叢報、二月號、四六頁)
註十一、同、前(四七頁)

註十二、同、前(三〇頁)

註十三、奈良正路「労働組合法案大綱の階級的意義」(プロレタリア科學、二月號、二八頁、三七頁、三八頁)

註十四、中野秋夫「労働組合法案批判」(法律叢報、二月號、四七頁)

註十五、關東金屬労働組合「政府案労働組合法の正體」(工場、二月號、四〇頁)

最後に、無政府主義を率する一派の態度を見るに、これは又共產黨系の人々の態度を更に一歩超えて短刀直入の感がある。共產黨系諸團體も労働組合法の制定は絶対に必要だとは云はなかつた。けれども、政府、法律のあるところに眞の自由、幸福はあり得ないと云ふ根本思想の上に立つ無政府主義者達は、その信念に忠實にも敢然として、組合法の制定は絶対に必要だと叫ぶのである。この態度を最も鮮明に表現してゐるのは、大阪自由聯合労働組合の宣言書である。曰く、「俺達の組合は政府の管理を必要とする様な組合ではない、俺達自身が管理する組合こそ正しい労働組合なのだ。全國の労働者諸君！労働組合運動に労働組合法案なんか不必要にも拘らず、社會民主主義者、無産政黨運動者共は組合法案の獲得に血まなこになつてゐる。奴等は労働者の闘争を妨害する法律の制定を望んでゐるのだ、それは公然或ひは陰然と政府及び資本家共を支持することだ。奴等は労働者の利益を衷切つて階級的な要求を政府者共に賣り渡そうとしてゐるのだ。革命的労働者諸君！労働組合法案にゴマ化されるな、組合法案は俺達の運動を容れせしむる毒藥だ、こんな法案を制定させる事は俺達労働者の自救だ。労働者の壓力で法案實施を徹底的に反抗しろ！労働者自らの大衆的行動で反動的法案の出現を粉砕しろ！大衆的直接的行動で労働組合法案をたゞきつせよ」云々と。(註十六)

この派のモットーは「労働者の解放は労働者自身の力で」と云ふにある。労働組合は労働組合法案などの片影もなかつた時代に育つて来た、のみならず、凡ゆる公的乃至は陰謀的な叩き潰しの理壓の下に曝されて来た、にも拘らず闘争的労働組合をガツチリと組織し、果敢なる闘争を全國に展開しつゝある、「労働組合法」なくとも労働組合は育つ——と云ふ思想がアンダーカレントとして、無政府主義者達の主張を貫いてゐる。されば彼等は一路、「組合法粉砕」に向つて突進するのみ

出版費概況

出版物(單行本)類別別表

(昭和五年八月末日調)

二五ノ五〇

類別	内		外		類別	内		外	
	圖書數	對前月比	圖書數	對前月比		圖書數	對前月比	圖書數	對前月比
政治	1,000	100%	500	100%	文學	2,000	100%	1,000	100%
經濟	800	100%	400	100%	科學	1,500	100%	750	100%
法律	600	100%	300	100%	藝術	1,200	100%	600	100%
社會	500	100%	250	100%	宗教	900	100%	450	100%
教育	400	100%	200	100%	哲學	700	100%	350	100%
宗敎	300	100%	150	100%	其他	1,000	100%	500	100%
神學	200	100%	100	100%	合計	10,000	100%	5,000	100%
統計	100	100%	50	100%					
總計	10,000	100%	5,000	100%					

新聞紙現在數及事故件數月表

(昭和五年八月末日調)

種別	合計	有保證金新聞紙		無保證金新聞紙		行政處分	注意件數	告發件數
		對前月比	對前年同月比	對前月比	對前年同月比			
總計	1,000	100%	100%	500	100%	10	5	10
政治	800	100%	100%	400	100%	8	4	8
經濟	600	100%	100%	300	100%	6	3	6
法律	400	100%	100%	200	100%	4	2	4
社會	300	100%	100%	150	100%	3	1.5	3
教育	200	100%	100%	100	100%	2	1	2
宗敎	100	100%	100%	50	100%	1	0.5	1
神學	50	100%	100%	25	100%	0.5	0.25	0.5
統計	20	100%	100%	10	100%	0.2	0.1	0.2
總計	1,000	100%	100%	500	100%	10	5	10

出版費概況

二五ノ五一

道	支	府	縣	市	町	村	合計
北海道	100	100	100	100	100	100	600
東北	100	100	100	100	100	100	600
關東	100	100	100	100	100	100	600
中部	100	100	100	100	100	100	600
近畿	100	100	100	100	100	100	600
四國	100	100	100	100	100	100	600
九州	100	100	100	100	100	100	600
合計	600	600	600	600	600	600	3,600

出版警察概況

書名	著者	発行所	冊数	定価
青森県史	青森県史編纂委員会	青森県史編纂委員会	1冊	1,500
山形県史	山形県史編纂委員会	山形県史編纂委員会	1冊	1,500
秋田県史	秋田県史編纂委員会	秋田県史編纂委員会	1冊	1,500
福井県史	福井県史編纂委員会	福井県史編纂委員会	1冊	1,500
石川県史	石川県史編纂委員会	石川県史編纂委員会	1冊	1,500
富山県史	富山県史編纂委員会	富山県史編纂委員会	1冊	1,500
島根県史	島根県史編纂委員会	島根県史編纂委員会	1冊	1,500
岡山県史	岡山県史編纂委員会	岡山県史編纂委員会	1冊	1,500
広島県史	広島県史編纂委員会	広島県史編纂委員会	1冊	1,500
山口県史	山口県史編纂委員会	山口県史編纂委員会	1冊	1,500
徳島県史	徳島県史編纂委員会	徳島県史編纂委員会	1冊	1,500
香川県史	香川県史編纂委員会	香川県史編纂委員会	1冊	1,500
愛媛県史	愛媛県史編纂委員会	愛媛県史編纂委員会	1冊	1,500
高知県史	高知県史編纂委員会	高知県史編纂委員会	1冊	1,500
福岡県史	福岡県史編纂委員会	福岡県史編纂委員会	1冊	1,500
大分県史	大分県史編纂委員会	大分県史編纂委員会	1冊	1,500
佐賀県史	佐賀県史編纂委員会	佐賀県史編纂委員会	1冊	1,500
熊本県史	熊本県史編纂委員会	熊本県史編纂委員会	1冊	1,500
鹿児島県史	鹿児島県史編纂委員会	鹿児島県史編纂委員会	1冊	1,500
沖縄県史	沖縄県史編纂委員会	沖縄県史編纂委員会	1冊	1,500

二五ノ五二

主要出版物納本月報

(昭和五年九月)

政治

世界大思想全集17 ゴッドゥイン政治的正義
 歐洲聯盟の必然性
 近代朝鮮政治史
 米國の脱帽
 臺灣の一年
 新興の支那と日本
 現代政治學全集 近世外交史
 岩波文庫 近代民主政治 四
 警察讀本
 第二回全國都市問題會議 (一) 研究報告
 無産者政治教程第五 労働運動史
 朝日政治經濟叢書五 樞密院問題
 重要問題現代局面觀
 國際聯盟に於ける婦女教育の旅
 警察叢書7 警察風景
 第二の世界大戦 英米の争鬪
 主要出版物納本月報

著者	発行所	冊数	定価
神田豊徳	東京 春秋社	四六列	五〇一
森田 敏	東京 第一出版社	同	一九二
高 根三	同 鐵塔書院	同	三〇四
本多熊太郎	同 天人社	同	一〇三
川村竹治	同 時事研究会	同	一〇三
鈴木一馬	大阪 中華事情研究会	同	一〇三
信 夫	東京 日本評論社	同	一〇三
フリス	同 岩波書店	同	一〇三
小池 武	同 法制時報社	同	一〇三
東京市政調査會	同 東京市政調査會	同	一〇三
アレキサンダー	同 東京市政調査會	同	一〇三
高尾正之助	同 叢文閣	同	一〇三
永井俊美	同 朝日新聞社	同	一〇三
高木 義	同 数文社	同	一〇三
松宮 彌平	同 協清會	同	一〇三
桑原 幹根	同 協清會	同	一〇三
高橋 正道	同 大風閣	同	一〇三

二五ノ五三

主要出版月刊

ブラトン法治論	鈴木明子	東京	東京	同	二五ノ五四	三、八〇
官制縣會史 第四輯	宮崎 真	東京	宮崎	同	四六倍	九七六
國家論	榎山 真太郎	東京	東京	同	菊判	三、一〇
英國現代史	佐野 學	東京	東京	同	同	五二〇
佐野學 四 政治論	日高 瓊々彦	東京	東京	同	同	四五四
倫敦條約破棄論	馬場 茂露	東京	東京	同	同	一〇
現代人物評論	石丸 藤太郎	東京	東京	同	同	一、五〇
太平洋及び世界第二大戦	美土 路昌一	東京	東京	同	同	一、五〇
明治大正史 首論篇	松江 保二	東京	東京	同	同	一、〇〇
ロンドン會議統帥權問題	末弘 隆太郎	東京	東京	同	同	一、〇〇
判例民事法	栗山 茂二	東京	東京	同	同	一、〇〇
朝鮮民事訴訟法	松本 憲吉	東京	東京	同	同	一、〇〇
國家試験口述問題答案集 刑法、刑事訴訟法	半澤 玉城	東京	東京	同	同	一、〇〇
支那關係條約集	司法 省	東京	東京	同	同	一、〇〇
司法資料 一五三 フランスに於ける檢察の職務	佐々 省	東京	東京	同	同	一、〇〇
國際私法提要	吾孫 子勝 外一	東京	東京	同	同	一、〇〇
口語六法 民法篇	正木 亮	東京	東京	同	同	一、〇〇
監獄法概論	久川 武三	東京	東京	同	同	一、〇〇
海上保安要論	帝國法律研究会	東京	東京	同	同	一、〇〇
改正地方制度諸法規	藤井 新一	東京	東京	同	同	一、〇〇
各國憲法論叢 英國憲法	草野 豹一郎	東京	東京	同	同	一、〇〇
最新日本刑法 完						

法律

海員裁判所裁決録 昭和三年度	伊澤 梅吉	東京	東京	同	菊判	三七八
法學的國家論	津井 藩	東京	東京	同	同	二六四
最新衛生法規判例集	山口 幸二	東京	東京	同	同	一、八〇
イギリス法律目的論上巻 早稻田法學別冊第二卷	中村 宗雄	東京	東京	同	同	一、七〇
ザグイニ、テイボ、法典論議	山口 忠作	東京	東京	同	同	一、七〇
判例研究 第七卷	山口 忠作	東京	東京	同	同	一、七〇
改訂工場労働法規大集	山口 忠作	東京	東京	同	同	一、七〇
京城帝大法文學會第一部論集第三册	山口 忠作	東京	東京	同	同	一、七〇
4 契約自由と労働法の指導原理	山口 忠作	東京	東京	同	同	一、七〇
京城帝大法文學會第一部論集第三册	山口 忠作	東京	東京	同	同	一、七〇
1 株式會社法の範圍内に於ける特殊法規の研究	山口 忠作	東京	東京	同	同	一、七〇
右論集第三册3 法律解釋に於ける主知と主意	山口 忠作	東京	東京	同	同	一、七〇
右論集第三册6 近代訴訟理論形成の史的考察	山口 忠作	東京	東京	同	同	一、七〇
右論集第三册2 海商法改正への備考	山口 忠作	東京	東京	同	同	一、七〇
現行民法總論	石川 文次郎	東京	東京	同	同	一、七〇
現行英國憲法論	藤井 新一	東京	東京	同	同	一、七〇
Constitution of Japan	松波 仁一郎	東京	東京	同	同	一、七〇
建築工事關係法令及標準仕様書集	福井 義長	東京	東京	同	同	一、七〇
法律に於ける價値の論理	牧野 英一	東京	東京	同	同	一、七〇
手形法概論	田中 耕太郎	東京	東京	同	同	一、七〇
元斯事案法概論	水越 致和	東京	東京	同	同	一、七〇
海事關係法規便覽	日本郵船株式會社	東京	東京	同	同	一、七〇
現代法學全集33 國際私法 外七編	末弘 隆太郎	東京	東京	同	同	一、七〇

經濟

二五ノ五五

主要出版物納本月報

投資の研究	家村五郎	大阪	投資研究社	二五ノ五六	二九七	一、五〇〇
近代支那通商史論	小林幾太郎譯者	東京	朝日書房	四六判	三八五	二、五〇〇
銀行貸付懸賞文集	堀本秀一	大阪	大阪銀行集會所	菊判	三九〇	一、八〇〇
傳並に諸用紙の模範的様式	堀本秀一	東京	千倉書房	同	三五三	一、五〇〇
商學全集 陸運	堀本秀一	兵庫	民衆と正義社	同	三九二	一、〇〇〇
海上大衆必携	堀本秀一	東京	加藤政之助	同	九九	〇、二〇〇
不景氣打開の鍵	堀本秀一	東京	萬里閣	同	五六四	一、五〇〇
大支那大系 4 財政經濟篇	堀本秀一	東京	實業文庫	菊判	約二五〇	一、五〇〇
中央市場經濟論	堀本秀一	東京	正和堂書房	四六判	三〇一	二、〇〇〇
循環景氣の實際研究	堀本秀一	東京	川口印刷所	菊判	二二二	一、八〇〇
獨逸及其他諸國失業保險及失業救済	堀本秀一	東京	廣文堂	四六判	二一六	一、五〇〇
ハートリ、ウナガース著 貨幣の意義	堀本秀一	東京	日本評論社	菊判	一六四	一、〇〇〇
列國の財政恢復と財政論考	堀本秀一	東京	森山書店	同	一四二	〇、八〇〇
工業會計研究	堀本秀一	東京	同	同	一四二	〇、八〇〇
商業會計研究	堀本秀一	東京	同	同	一四二	〇、八〇〇
文明協會ニュース 九 日本に見る危険な兆候	堀本秀一	東京	同	同	一四二	〇、八〇〇
改造文庫 經濟科學概論	堀本秀一	東京	同	同	一四二	〇、八〇〇
マルクス主義の旗の下に文庫6 プロレタリア經濟	堀本秀一	東京	同	同	一四二	〇、八〇〇
世界經濟學叢書 一九三〇年世界經濟恐慌第一輯	堀本秀一	東京	同	同	一四二	〇、八〇〇
教人的不景氣切抜け職術	堀本秀一	東京	同	同	一四二	〇、八〇〇
朝日政治經濟叢書 英國の失業問題	堀本秀一	東京	同	同	一四二	〇、八〇〇
經濟學入門 (マルクス著)	堀本秀一	東京	同	同	一四二	〇、八〇〇
日本經濟史概説 第三分冊	堀本秀一	東京	同	同	一四二	〇、八〇〇

世界經濟の合理化	小島精一	同	泰陽堂	同	四五三	一、八〇〇
遊澤榮一全集 第四卷	山本勇夫	同	平凡社	同	六四四	一、〇〇〇
獨佛印華棉花取引所の研究	東田藤吉	大阪	大阪屋號商店	四六判	六六三	三、五〇〇
産業合理化講座第二卷 規格統一及び單純化	鈴木久藏	大阪	日本本社	菊判	一〇八	一、〇〇〇
社會主義黨パンフレット 産業合理化を如何に認識し如何に闘ふか	赤松克廣	東京	社會主義黨出版部	四六判	二七	〇、一〇〇
産業合理化研究 景氣恢復の根本策	矢部俊雄	大阪	朝日新聞社	菊判	二六六	一、五〇〇
最新社會稅法の精神	二宮尊徳	東京	文精社	同	五七〇	三、五〇〇
二宮尊徳全集 第廿八卷	二宮尊徳	東京	同	同	一二二	一、〇〇〇
左右田喜一郎全集 3	左右田博士記念會	東京	岩波書店	同	六三二	一、〇〇〇
商業全集 海運	堀本秀一	東京	千倉書房	同	三一六	一、五〇〇
世界經濟概論	小島精一	同	千倉書房	同	三四八	一、五〇〇
應界我觀 不景氣時代之卷	宇宙道士	同	有文堂書房	同	四六六	一、五〇〇
マルクス主義經濟學	ラビドス外一著	同	希望閣	同	五八七	一、〇〇〇
支那會計學研究	有本邦造	同	大同書院	同	三七七	三、五〇〇
取賣革命	中村第三	同	千倉書房	同	二二九	一、二〇〇
金本位制の没落?	木村喜八郎	同	泰陽堂	同	二六二	一、六〇〇
二宮尊徳全集 第二九卷	二宮尊徳	東京	同	同	二四四	一、二〇〇
經濟學古典叢書マルサス 人口論	伊藤秀一外一譯	東京	二宮尊徳	同	六三八	六、八〇〇
經濟學古典叢書リカード 經濟及租稅原論	小泉信三譯	東京	目黒書店	同	七三三	八、八〇〇
經濟學全集 第十九卷 財政學	阿部賢一	東京	同	同	六六一	八、八〇〇
新財政學要義	北崎進	東京	同	同	三二二	一、二〇〇

主要出版物納本月報

主要出版物納本月報

資本蓄積と恐慌の理論

貿易總論

商業政策

社 會

思想研究資料 第十二

共學パンフレット三 無政府主義とサンヂカリズム

改造文庫 エルフルト綱領解説

社會學入門

コミンタン編 プロレタリア革命の展望 (禁止)

朝鮮ニ於ケル土地問題 (禁止)

レーニンの唯物論と辯證法

レーニン労働組合論

人類階級と絶大善徳愛自由主義

ボロヂン脱出記

人類愛 第一輯

同 第二輯

同 第三輯

マルクス主義の根本問題

トロンコスキー

クラウス著プロ

レタリア科學研

究所編

上坂 西三

河野 通

石川 三四郎

カール・カウツキ

三輪善壯 譯

赤神 良 譯

安田孝一 譯

李 鐵 譯

直井武夫 譯

野坂鐵外 譯

北野長五郎 譯

談徳三郎 譯

坂本 潜 作

同

同

同

入江武一 譯

東京プロレタリア科

学研究所

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

二五ノ五八

一四

三八

三二

三六

三二

二九

三七

二八

二七

二九

二七

二六

一六

二八

二二

二二

二二

二二

二二

二二

〇、五〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

三、〇〇

〇、四〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

主要出版物納本月報

プロレタリア 解放思想批判

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

非森 隆平

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

廣文堂

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

二五ノ五九

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

一四四

一三〇

二四六

一〇〇

約二〇〇

一五六

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

一〇〇

〇、九〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

〇、五〇

主要出版月刊報

急進愛國主義の理論的根柢 高島素之先生の思想と人物

改造文庫 帝國主義論

マルクス主義の旗の下に No1 ロシア版

ソヴェート同盟共産黨第十六回黨大會に於けるスタ
リン、モロトフの報告精讀及決議

共産パンフレット5 辯證法的唯物史觀の批評
農村貧窮論

産業統計

儲かる農業 第二輯

日本帝國司法省 第五十回刑事統計年報

農村及農業の工業化

ロバートソン 産業統制論

カムチャツカ大觀

一九三一毎日年鑑

プロレタリア宗教理論

石山本願寺日記下

二五ノ六〇

藤木 實

石澤新二

本郷 孝

希 望 閣

石川三四郎

杉山元治郎

山下芳允

司 法 省

草場榮喜

井上貞藏

長永義正

大阪毎日新聞社

上松寅三

久津井書店

改造社

プロレタリア科
學研究所

希望閣

共 學 社

大阪農
村消費組合協
會

東洋經濟出版部

司法省

大日本圖書
株式會社

萬里閣

日日新聞社

大 鳳 閣

大阪府立圖書館
長今井實一君在
職廿五年記念會

一七〇

四五二

二九七

一九三

三二

五九

三〇六

八一五

二〇八

二二八

二二三

七九八

三九〇

六三四

神書、宗教

從る、恩愛 ジョンパンヤン

國粹一切經 ○榮部三

同 同 大集部一

秘傳佛敎の研究

日本宗教大講堂佛敎篇 宗派第三

同 大成 第二十一卷

昭和新聞大藏經支記

高僧名著全集 第二卷 弘法大師篇

感謝と悦法の生活

大正新備 大藏經 第七十卷

天界と地獄

天理敎とその擧取職術

現代人を救ふ宗教

家庭科學大系1 宗教敎育入門外一

佛敎宗師傳 こんばらげ

奥達院錄 第二卷

淨土宗布敎全書 第九卷

信仰と道徳

曹洞宗布敎叢書 第八卷

新井石麟 全集第十卷

豐受大神宮遙宮祭典同造宮使拜賀慶應園ヨリ御用材

宮川木上園

主要出版月刊報

青芳藤久謙

岩野省雄

同 同

森田龍徳

坂戸彌一郎

宮裡祖泰

三井品史

山木勇夫

谷口茂壽

高橋順次郎

スエデンボルグ

河原萬吉

梅谷崇繁

宮澤英心

賀川豊彦

深谷博道

永島忠重

三井品史

征矢野見經

高島隆基

神宮司麻

東京

同

同

東京

同

東京

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

基督教書類會社

大東出版社

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

四六判

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

三〇一

四三九

四一六

三五四

約三〇〇

約四〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

約三〇〇

主要出版物納本月報

淨土宗日常大寶	三井昌史	東京	淨土教報社	三五列	五五〇	二、〇〇〇
信仰の女性	稻年廣治	大阪	改造社	四六列	二二六	二、〇〇〇
世界聖典全集 ウパニシヤツドリ	同刊行會	東京	同	同	約三〇〇	一、〇〇〇
同 耆那教聖典全集	同	同	同	同	三四一	一、〇〇〇
同 勝室維摩法華三經大觀	中川日史	同	新文館	四六列	四八八	二、五〇〇
東洋及西洋の使徒 聖サンダー、シング	フライドワッヒ	同	新文館	同	四八八	二、五〇〇
同 ハイラ著	金井爲一郎譯	同	新文館	同	五三〇	二、五〇〇
昭和四年神宮式年 遷宮寫真帖	神宮司應	岐阜	西濃印刷株式會社	同	約一〇〇	五、〇〇〇
朝鮮神教史	忽滑谷快天	東京	春秋社	菊列	五五五	五、〇〇〇
印度佛敎固有名稱辭典	赤沼智善	愛知	破塵閣書房	四六倍	三二〇	非賣
同 國譯秘傳儀軌 四 天等部明玉部	高井觀海	東京	佛敎珍籍刊行會	菊列入	二五〇	非賣
同 國譯秘傳儀軌 七 續明玉部	同	同	同	同	二二〇	同
神道講座 第八册	神道致光會	同	神道致光會	菊列	二二〇	同
世界大思想全集24 唯物論史 ランゲ	神田登徳	東京	春秋社	四六列	五〇七	一、八八〇
心理學概論	岡田道固	東京	顯眞學苑	同	三九六	二、八八〇
最近國民道德概論	松田友吉	東京	大同館書店	同	四八〇	一、八〇〇
難けよ人類この聲を、第四卷黎明篇	山本俊一	同	無色革命本部	同	二二二	一、八〇〇
ユームル、ラスク 哲學の論理學	久保虎賀壽	同	岩波書店	菊列	四三四	三、五〇〇
迷信觀相 運勢の神秘	古島悟道	同	教文社	四六列	五三六	三、二〇〇
最近心理學基本的諸問題	小野島右左雄	同	中文館	菊列	一ノ九	二、〇〇〇
日本精神	組平正英	同	岩波書店	同	四一九	二、八〇〇

哲學、評論

生活、哲學、藝術	谷川徹三	同	同	四六列	四二〇	二、二〇〇
運命之創造及開拓 名を付けて組出るまで	片山峰吉	同	同	同	三一〇	特定二、八〇〇
哲學講話	得能文	東京	第二書房	菊列	三一〇	二、五〇〇
提要文檢修身科の組織的研究	深谷賢太郎	同	啓文社	同	五七六	三、九〇〇
先驗的觀念論	赤松元道譯	同	古今書院	同	五六三	三、二〇〇
了解心理學	上村福幸	同	日黑書房	同	七二二	五、〇〇〇
觀相學の實地應用 無移傳全集	中司哲嚴	同	修文社	同	約三〇〇	三、五〇〇
我國に於ける唯物辯證法 批判者の批判的諸點	井原紘	同	三田同學會	同	九三	〇、五〇〇
哲學叢書37 アリストテレスとヘーゲル	ハルトマン著	同	岩波書店	同	一〇二	〇、八五〇
フロイド精神分析大系 トーテムとタブー	フロイド著	同	アールス	四六列	二八六	一、五〇〇
哲學論集	關榮吉譯	同	刀江書院	菊列	七三三	四、〇〇〇
戰間的辯證法的 唯物論	麻塚 郷	同	白揚社	四六列	二二一	〇、五〇〇
機械論と辯證法的 唯物論	ゴニツクマン外	同	同	同	二二一	〇、五〇〇
同 永田廣志外一譯	ストリヤロフ	同	同	同	二二一	〇、五〇〇
同 後藤靜香	佐川正孝譯	同	同	同	二七五	一、〇〇〇
同 靜香叢書 第五卷 哲人の言葉	同	同	同	同	二七五	一、〇〇〇
教育、語學辭書	同	同	同	同	同	同
學習資料百科全書兒童の文法	徳田 淳	東京	東洋館書	四六列	二二六	一、八〇〇
小學修身教育綱要 教育勅語の新解釋	誰谷義夫	同	同	同	四三八	二、三〇〇
受験作文の要訣と其作法	相澤鶴藏	同	受験の指針社	同	四六四	非賣

主要出版物納本月報

主要出版物本月報

四高師附屬新興教育講話
修身教育概説
勤語四十年
プロレタリアエッセイラント必携
現代小辭典
勤勞教育の原理と實際
新教育學概論
改訂各科指導要諦
中等學校教授法及訓練法
訂正増補文檢參考 問題中心修身科精義
模範漢和大辭典
力の讀方教育
緩方教育の理論と實際
歌二唱歌の新指導
心理的讀方の實際
中學生の未來展望
日本を知る叢書 第四編 少年教育勸語物語
受験參考答案式 動物學粹
世界教育の旅
發音假名付新式英和辭典
教育の本質と教育學
讀本中心讀本成績考査法要須
ペン毛筆三體入 綜合新辭典

新興教育研究會	東京	同人	三三	二二〇
淺野成俊	同人	同人	二七六	二八〇
山本良吉	同人	同人	九一	〇七〇
小坂羽二外一名	同人	同人	三〇〇	二〇〇
小島徳彌	同人	同人	六九一	二〇〇
津田昌榮	山口	女子師附屬小學校	六一二	二四〇
武部善次	奈良	中 文 館	五七二	四八〇
濱部善次	東京	奈良印刷	三一	二二〇
榎山榮治	東京	株式合資會社	二八〇	二五〇
濱野宮之助	同人	三友社	五六六	三二〇
國漢研究會	同人	中央書院	二三五	四五〇
田上新一吉	同人	目黒書店	六四四	四八〇
北村久雄	同人	明治圖書株式會社	四八六	三〇八
奥村庄太郎	同人	文化書房	四二一	三〇〇
小山文太郎	同人	培風館	三七一	一一〇
加納信夫	同人	慶文堂書店	三三二	一一〇
柳川福一	同人	國民教育英勵會	七二二	一八〇
相澤 照	同人	近代文藝社	九〇六	二〇〇
谷亮 照	同人	教育研究會	四五二	二〇〇
篠原助市	同人	都文書院	四一二	三五〇
守屋貫秀	同人	白 星 社	六一二	二五〇
大西貞治	同人	同人	六六四	二五〇

文 學

江村の詩の旅
谷崎潤一郎全集 第七卷
校註國歌大系 六家集下
熱風革命支那の小説
俳人眞蹟全集
子規全集 第十六卷
省勢抄 四
世界探偵小説全集II ルルー作 オペラ座の怪
新潮社長篇文庫更生記
同 文庫 尖樂の人々
同 文庫 電話をかける女
同 文庫 創えたる影義障
同 文庫 戀の夜の客間
一九三〇年版 プロレタリア短歌集
イット
佛書大系 近世佛語句集 下巻
久米正雄全集 九
帝國文庫39 南緯里見八大傳外一
頼山陽詩集
主要出版物本月報

細貝香齋	同人	帝國教育會	四六判	三一八	二二〇
谷崎潤一郎	同人	改 造 社	同人	四五〇	二二〇
中塚榮次郎	同人	國民圖書株式會社	同人	九八五	非 賣
安部 龍 溪	同人	先 進 社	同人	三六五	一七〇
新居 格 譯	同人	同人	同人	約二〇〇	非 賣
井 家 忠 男	同人	平 凡 社	快入	四六判	五四五
正岡子規	同人	改 造 社	四六判	三九八	〇、五〇
武田尾吉	同人	早稲田大學	同	四〇五	〇、五〇
田中早苗譯	同人	新 潮 社	三三判	二八八	〇、五〇
佐藤春夫	同人	同	四六判	三〇四	〇、五〇
吉屋信子	同人	同	同	二九六	〇、五〇
甲賀三郎	同人	同	同	三〇四	〇、五〇
吉川英治	同人	同	同	三一四	〇、五〇
淺原六朗	同人	同	同	九八	〇、四〇
渡邊 順 三	同人	マルクス書房	同	二一六	〇、四〇
エリナ・グリ	同人	天 人 社	同	二一六	〇、四〇
松本蕙子譯	同人	同人	同	二一六	〇、四〇
藤 峰 譯	同人	春 秋 社	同	約六六〇	非 賣
久米正雄	同人	平 凡 社	同	六九八	非 賣
大原 進 一	同人	博 文 館	同	七四四	非 賣
木崎好尚	同人	淳 風 書 院	同	約四〇〇	三、八〇

主要出版物納本月報

新校群書類從 第廿一卷	新フランス文學ナチュラリズム ムヨリシユルレアリス	黒雲は滿つ赤錆の山河 上巻	群列小説富士に超す	改造文庫 フランス家庭童話集	現代詩講座 第十卷	通説書探偵小説通	庚午日記 三の巻	詩集福市の氾濫	現代短歌全集第十三巻 古泉千穂外二	第二期世界文學全集2 弟子、アンドレ・コルネリス	文學と心理分析	改造文庫 新女性鑑	改造文庫 死の舞踏	改造文庫 嬰兒殺し	日本思想開學史料 第九巻	岩波文庫 源氏物語 3	この太陽	原始國文學考	レツダ	櫻井忠温全集 5	
川俣 一	廣瀬 哲士	矢口 豊司	佐藤 紅綠	長松 英一	百田 定治	松本 泰	第一天聲社	永島 不二男	釋 逸 空	山内 義雄	長谷川 誠也	菊地 寛	ストリンダベリ	山本 有三	山本 有三	岩尾 順敬	津島 久基	牧 逸馬	徳田 香助	關田 香助	櫻井 忠温
東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
内外書務株式會社	東京堂	慶應義塾	講談社	改星社	金星社	四六書院	第一天聲社	新詩學會	新詩學會	新詩學會	新詩學會	新詩學會	新詩學會	新詩學會	新詩學會	新詩學會	新詩學會	新詩學會	新詩學會	新詩學會	新詩學會
二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六
七〇七	三六九	二五八	六九〇	四八五	二九一	一六五	三〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇	約二〇〇
〇、六〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇

犯罪科學怪奇選集	完譯アラビアンナイト8 千夜一夜	大善陣 第八	小説旅路の終り	庚午日記四ノ巻	川柳漫遊全集11 浮世繪行進曲現代の巻	The Philosophy of English Literature	獵奇風俗の向風(禁止)	艦隊遊樂曲	生命を組み立てる	戯曲四國秘譚	元祿四十七士	この君ありて戀は佳し	根よく来た見たかつた	改造文庫 噂の發生	改造文庫 明時編	文學革命の前哨	英詩の精髄	上代文學選	秋水全集 第十巻	コソトイテ藝術論叢書とアルハカン外	(現代の藝術と批評叢書15)	主要出版物納本月報
原田 繁一	大宅 壯一	中里 介山	眞野 房雄	第一天聲社	矢野 錦浪	チェー、イングラ	長 河 龍 夫	ヘルムト、ロレ	千葉 静二	池 長 裕 平	村上 信 孟	四川 他見男	菊地 寛	同	小宮 山明敏	佐藤 義 則	吉澤 清 則	若山 朔 收	佐藤 朔 收	佐藤 朔 收	佐藤 朔 收	
東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	
ポケット講談社	中央公論社	春秋社	第一山版社	第一山版社	平 凡 社	丸善株式會社	赤城閣書房	天 人 社	人生創造社	弘文社	玉井清文堂	同	同	同	世界社	研究社	立命館大學	改星社	同	同	同	
二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	二五ノ六六	
四三一	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	約三〇〇	
〇、六〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	

主要出版物納本月報

葛西義藏全集 第五卷	アトラスセリ	村の倫理	霧と銀貨	七月の健康美	破れルバラカ	芙蓉現代作選集	國文學註釋書索引 上	曾我廼家五郎全集 犠牲の舟 他八篇	詩現賞 2	國文學講座 全二十八册ノ内 平家物語選釋	同上 太平記選釋	同上 更級日記講座	世界戯曲全集 五 英吉利古典近代劇集	俳句と文法	令女文學全集15 海のあなた外	通叢書 上方色町通	萬葉集 上	狭衣物語 全	益軒十訓 下	集義和書 全	エロ、グロ、バリ	頭註後水尾全集(上下入)	
葛西義藏	逸見廣	尾崎士郎	鈴木彦次郎	杉本捷雄	エリック、エヌベ	吉田彌三郎	和田久一	淀野隆三	石川 佐久太郎	齊藤 清衛	宮田和一郎	近代社編輯	探本哲三	水谷まさる	食満南北	塚本哲三	同	同	同	同	同	同	同
改	アトラス社	同	同	同	同	開拓社	名著刊行會	武蔵野書院	受驗講座研究會	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二五〇	二五〇	二五〇	一九七	一九七	約三〇〇	同	同	三五六	三二六	二二二	一八〇	一七三	五〇七	一六一	三〇五	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一	一六一
二、五〇	〇、五〇	〇、五〇	同	同	一、五〇	二、三〇	一、五〇	一、五〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

河志科 自卷之七十四第六編	改造文庫 巴里の愛戀	酒阿片麻痺	庚午日記 五ノ巻	觸目拈花	田岡戯曲 第一集 運命戦線	明治文學史抄	世界文學講座13 現代世界文學寫 下	改造文庫 花	新選林房雄集	世界怪談實話全集 一 滑稽の花嫁	伴境領論	日本古典全集廿九 雲根志 上巻	日本古典全集 廿八 歌舞品目 下巻	ヒュテイ スポット (禁止)	東京を歌へる	孤獨なる女	關の彌太ツベ (新潮社長篇文庫)	曉の鐘は西北より (新潮社長篇文庫)	新文章辭林	英詩と漢詩	新選金子洋文集		
橋本 博	三好達治	井上 紅梅	第一天聲社	榮崎理藏	飯島耕月	鹽田良平	佐藤義亮	北原白秋	林 房雄	牧 逸馬	萩原非菜水	正宗敦夫	永田 尙	小林 善八	吉田 義二	長谷川 伸	岡枝史郎	高木 豊川	津田 振二	金子 洋文			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四六倍	三五列	四六列	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二二七	一五八	四一四	三〇二	二二三	五五四	四〇一	四五五	二四七	四六四	四六四	一八六	二二一	六四〇	三四二	三二二	三二二	二九六	九二二	三五八	四五七	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
〇、五〇	二、三〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	〇、二〇	〇、二〇	〇、二〇	〇、三〇	〇、三〇	〇、三〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇	〇、五〇

主要出版物納本月報

主要出版物納本月報

新興文學全集 22 ロシア篇一
世界大衆文學全集 チェイン ニア 上巻
同 下巻

傳記、歴史

廿一大先覺記者傳
追 想
日露戦役旅順攻圍軍全滅を語る
世界興亡史論 10 近代建國史
大成功者出世の緒口
還歴小説
金 職
日本林制史資料 福岡藩殿原藩
近代日本外國關係史
朝鮮の文化と迷信
三州薬界人物大観
國史神話全集01國際篇
リンカーン物語
ウイットベリ回想記 日露戦争と露西亞革命
新編偉人物語愛の人々
新編偉人物語努力の人々
南蠻紅毛史料 第一輯
南蠻紅毛史料 第二輯

Table with columns for author, publisher, and price. Includes entries like 下中彌三郎, 遠藤海子, 久保田辰彦, etc.

二五ノ七二

地誌、紀行

復古記 第一册 自慶應三年十月
至明治元年二月
西洋古代史概説
御成敗式目
新訂増補 國史大系第四十卷 徳川實紀第三編
工學博士廣井勇傳
増訂故實叢書 大内裏圖考證 第三
少年二宮尊徳傳
少年世界地理文庫 イタリヤ
少年日本地理文庫 近畿地方
社會地理教育
京大文學部考古學の研究報告11 筑前須玖史前遺跡
の研究
創新日本地圖
札所と名所四國遍路
新編鮮風土記
人文地理學講義 下巻
大日本地誌大系 十四
武蔵野歴史地理 第三册
東京西南郊外二
地球一環
少年世界地理文庫 北歐
日本地理風俗大系16 朝鮮上

Table with columns for author, publisher, and price. Includes entries like 東京帝大, 竹林熊彦, 古典保存會, etc.

二五ノ七三

思想關係出版物解題

アハリオン著 唯物史観 (マルクス主義の旗の下に) 文庫5

昭和三年刊スターリンハリーソン著作集二を全巻に亘り

字句の改訂を行ひ、伏字の處は抹消して、今回「マルクス主義の旗の下に」文庫の第五として刊行せられたものである。史的唯物論を系統的に説明し、マルクス主義に關する全體的な知識を平易な文章で與へてゐる點で、若干の誤謬を犯してゐると云はれてゐるに拘らず依然としてマルクス主義文獻中の優秀なるものとして推薦せられる所以である。

淺野研眞共編 巴里コンミンユン (世界プロレタリア闘争叢書第一集)

昭和五年九月二日 紅玉堂書店發行

世界最初のプロレタリア革命と云はれてゐる巴里コンミンユンに關する繪畫を集めたもの。

クラスノフ著 双頭の鷲より赤旗へ

この歴史的革命小説の著者はベートル・クラスノフと云ふロシアの一將軍で、自ら革命に参加した體験に基いて書かれたものである。題名の示す如く、帝政ロシアよりソヴェット

社會民主主義思想及労働組合法の理解を一般化させる爲に平易なる言葉で説いた僅に四十八頁の四六半裁判のパンフレットである。

井岡鐵兵著 綾里村快學錄 (日本プロレタリア作家叢書第十二篇)

昭和五年九月五日 戦旗社發行

綾里村の村長、郵便局長はじあ有力者達は横暴にも漁民達の生活の資源である鮑漬を好策を用ひて奪ひ取つた。それから虐げられた漁夫達の生活は隠忍の中に十ヶ年経過したが、遂に彼等の立つべき時は来た。鮑漬を捕獲組合に貸貸する期限満了を機として、漁夫達は互助會を組織して、有力者に対して徹底的に戦つた。そしてとうとう「屈辱させたのであつた他に」「大島争議君」「較草」「アスファルトを往く」「通信工手」の四篇を収む。

デボリーン著 レーニンの唯物論と辯證法

昭和五年九月五日 希聖閣發行

本書は、デボリーンの「思想家としてのレーニン」、(一九二九年版、国立出版所)から譯出したもので、原著は、レーニンの戰術的唯物論と辯證法とに關して雑誌「マルクス主義の旗の下に」に掲載された諸論文に二三の増補を加へたものである。内容は、「戰術的唯物論者としてのレーニン」「革命

ロシアへの過渡時代を舞臺とし、若い近衛士官のサブリンといふ有閑貴族の懶惰な生活を中心として、革命によつて起つた種々な事件をありのままに描き、ニコラス二世の歴政時代の混沌としたロシアの思想界をも鮮やかに描寫してゐる。

エンゲルス著 「史的唯物論」集

昭和五年九月三日 希聖閣發行

一八四二年から一八四六年に至る迄のマルクス・エンゲルスが唯物史観を形式した時代の論文が収録されてゐる。マルクス及びエンゲルスが自ら史的唯物論に就て行つてゐる最も重要な説明を文字通り忠實に繕め上げる企圖の下に編輯された文獻集である。

アレキサンダー・エメル著 無産者政治教程 第五部

高尾正之助 助 譯 労働運動史

フランス大革命より一九一四年に至るまでの獨佛の重要な労働運動を歴史的に述べたもの。無産者に社會秩序の本質を理論的にも把握せしめる爲に、又研究會のテキスト等を使用せられる爲に書かれてゐる。従つて問題毎に多くの參考文獻の名を掲げてゐる。

赤松克廣著 社會民主主義とは？労働組合法とは？

昭和五年九月五日 官業労働吳海工會教育書發行

的辯證論者としてのレーニン、「レーニンと現代」の三章に分たれ、思想家としてのレーニンの特徴を示す處の、彼の哲學上及び方法論上の思想を簡潔に讀者に提供することを任務としてゐる。

赤松克廣著 産業合理化を如何に認識し如何に圖ふか (社會民衆黨)

昭和五年九月七日 社會民衆黨出版部發行

産業合理化の目的、階級性を説き、労働階級に不利なる所以を述べ、共産主義一派のアイディアリストの闘争方法の無力さを暴露する。しかしこれに對しては、「リアリストの現下の客觀的狀態を正しく認識した、最も實際的な闘争方法を選」べねばならぬとする。その「現下の社會運動の發達過程並びに客觀狀態に最も適應したる具體的政策」として掲げる所のは、失業保險法の制定、労働組合法の制定、産業統制機關としての經濟會議の創設、資源産業の國有化、地代の引下げ等である。

非森陣平著 プロレタリア解放思想批判

昭和五年九月八日 廣文堂發行

マルキシズムの主として學理的方面を唯物史観を中心として解説し、批判し、以てその誤謬を指摘せんとした著書で、

思想關係出版物解題

著者が昨年十二月廿五日より三日間鳥取に於てなした講演に若干の修正増補を加へて發行された。

ブレハーフ著 戰間的唯物論 昭和五年九月八日 野坂鐵共譯 希聖閣發行

唯物論の根本問題を平易に叙述した哲學書で、ブレハーフがレーニンと協同戦線を張つた時の産物である。内容は、三つの公開状より成つてゐて、共にボグダノフの一九〇七年の九月に「ヴェーストニク・ジズニ」誌上に發表された「同志ブレハーフ宛ての公開状」に對してなされたブレハーフの駁論である。

レーニン著 レーニン労働組合論 昭和五年九月八日 野坂鐵共譯 希聖閣發行

本書は、昭和三年十二月十日上野書店發行同名の書と同内容のもの。(出版警察報第四號七四頁参照)尙、本書と略々同一内容のものに同年十一月共生閣發行「レーニン労働組合論」がある。

坂本清作編 人類愛(第一輯) 昭和五年九月八日 全開東水軒生聯盟本部發行

大正十五年四月既刊のもの、人類相愛を絶叫し、水平運動

を擁護せる論文十七篇の算録である。

坂本清作編 人類愛(第三輯) 昭和五年九月八日 全開東水軒生聯盟本部發行

初版は、昨年五月十日發行、本稿はその第三版である。内容は有馬頼章、安部磯雄、小及保喜七、清瀬一郎外數名の水平問題、融和問題等に關する論文を蒐む。

エンゲルス著 空想より科學へ(岩波文庫) 昭和五年九月十日 岩波書店發行

空想的社會主義より科學的社會主義への發展を述べたものこれと同一内容のものが改訂文庫よりも出版されてゐる。山川均著 労働組合の話 昭和五年九月十五日 千倉書店發行

本書の「目的は、労働組合とは何か、と云ふ問題に對して何人にとつても必要な、何人もが用意しておかねばならない答を與へることであつて、出來得る限り組合運動に關する理論の方面を省き、現在在るがまゝの労働組合運動を記述し、説明することに努めた」ものである。労働組合の發生より説き起し、各國の労働組合運動、労働組合の目的、労働組合運動の組織形態、労働組合の作用、役割、無産政黨との關係、等に亘つて論じて居る。又、巻末の附録として「労働組合法批判」を添へてゐる。

經濟批判會譯編 一九三〇年世界經濟恐慌第一輯

現在の世界經濟恐慌に關するコミンタインの理論家達の論文を、翻譯編輯したもの、五部に分れ第一部に全體としての世界經濟恐慌のマルクス主義的分析とその發展の見透しを論じ、第二部以下に於ては、アメリカ合衆國、東及び中央ヨーロッパ、西南ヨーロッパ、植民地及び半植民地に亘る世界經濟恐慌の全様相の展望と、その理論的分析とが掲げてある。

岡本庶貴著 フロレタリア美術とは何か 昭和五年九月十四日 アトリエ社發行

一九二八年四月より一九三〇年四月に至る二ヶ年間に發表された著者のフロレタリア美術に關する論文を、整理して収録されたものである。巻頭には三十六種のフロレタリア繪畫の寫眞が掲げられてゐる。

スターリン著 社會主義建設の勝利的躍進 大井三智夫譯 昭和五年九月十五日 マルクス書房發行

全ソヴェート同盟第十六回共産黨大會に於けるスターリンの政治報告、閉會の辭、並びに同大會に於ける決議事項を翻譯したものである。

思想關係出版物解題

スターリンの政治報告は「世界資本主義の増大し行く危機とソヴェート同盟の對外的地位」「ソヴェート同盟の社會主義建設の増大し行く向上と國內狀勢」「黨」の三部分より成立してゐる。

安倍源光著 國民黨と支那革命 共産黨との關係 昭和五年九月十五日 自編編輯發行

國民黨を中心として、其前身時代より最近に至る迄の革命運動が敘述され尙之に關聯して共産黨の運動及同黨との關係が記述されてゐる。第一章に於て國民黨統治の概況が述べられ第二、第三、第四章に亘り、國民黨の前身より其結成に至る歴史及共産黨との提携より斷絶に至る迄の經過を述べ、第五、第六章に於て北伐完成後の内政と新軍閥の對立抗爭、共産黨の將來に及び尙北伐後の對外的運動が記述されてゐる。第七、第八章に於て國民黨最近の組織及政策が擧げられ最後の章に於て國民黨の將來に論及してゐる。尙附録として中央幹部の略歴が載せてある。

ア・ボグダノフ著 經濟科學概論(第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百) 昭和五年九月十五日 改造社發行

一部からは正統派マルクス主義者ではないとの非難のあるボグダノフが、マルクス經濟學を通俗平易に述べたもので、

思想関係出版物解題

社会的発展過程と結びつけて説明してゐる。即ち、序論に於て、経済學の定義、研究方法、説明の體系等を述べたる後、「自然自足社会」「商業社会」「社会的に組織された社会」の三部門に分ちて講義を進め、この最後の部分にて社会主義社会の経済關係を説明するのである。

新興映画社編 世界プロレタリア映画物語集(第一輯)

昭和五年九月十五日
世界の動き社發行

雑誌「新興映画」に毎號掲載された「映画物語」を集輯し、之に新たに三四のツヅエイト映画の紹介をつけ加へて、今回「世界プロレタリア映画物語集」として發行せられたのである。内容は標題の示す如く、プロレタリア映画、主としてソヴェート映画の讀物的紹介である。

鈴木實一 支那革命の階級對立

昭和五年九月十五日
大風閣發行

本書は支那革命の特質を決定する、ブルジョアジ、地主軍閥、官僚、労働者、農民、若い植民地的インテリゲンチヤ等の演ずる役割、及びこれらによつて醸し出される諸事情を客觀的に記述したものである。第一編を總論とし、第二編に於て、國民革命、國民黨及び三民主義に對する解明を試み、最後の各論に於ては、過去現在に亘る支那革命發展の歴史を述べてゐる。

プロレタリア科 資本蓄積と恐慌の理論

昭和五年九月十五日
プロレタリア科研究所發行

本書はトロコフスキー、ノヴツッキー、ヤコブソン及びクラウスがマルクスの資本蓄積と恐慌に就いての理論に關して述べた論文を集めたものである。第一編の「資本主義的蓄積の一般法則」は、マルクスの「資本主義的蓄積の一般法則」の要約と、この理論の正統性擁護のために行つたレーニンのカウツキー、プレハノフ等に對する批判の歴史にさへげられて居り、第二編「マルクス主義の崩壊理論」はクラウスのグロスマン批判にあてられ、崩壊に對する労働者階級の意義役割が明確に規定されてゐる。

プレハノフ著 マルクス主義の根本問題(「マルクス主義の」)

昭和五年九月十五日
白揚社發行

本書の原本はドイツ版マルクス主義叢書第廿一卷、リヤザノフ編纂「Die Grundprobleme des Marxismus」である。本書は既に一九二一年に恒藤恭によつて邦譯されたが、この譯書では卷末にプレハノフの註とリヤザノフの評註とが附加されてゐる。

辯證的物論も體系的に論述せるもので、特に文化史、神話學、藝術史の方面に於ける唯物史觀的な説明の正しさを立證

してゐるものである。

小池四郎編 インターナショナルの苦悶(禁止)

昭和五年九月十五日
クワッラ社發行

この小著はL.I.ローウキン著「労働階級とインターナショナルリズム」(一九二九年版)の要所を譯出したものである。アムステルダム・インターナショナル、第二インターナショナル、第三インターナショナル、等の活動、組織、内部關係等を要領よく書いて、インターナショナルリズムの理論と實踐との研究に對する一概論たらしめんとする。尙本書は九月九日附禁止處分を受けた。

カール・カウツキー著 エルフルト綱領解説

改訂文庫第一一五號

昭和五年九月十九日
改造社發行

本書は、エルフルト綱領の起草者たる原著者が、その綱領に従つて、社会主義的思想の中で重要であり又社会主義を了解する爲に有用なるものを凡て通俗的に説明したものである。勿論組織的、科學的基礎を取扱つたのではなくして、社会民主黨の實際的活動を、神學者に理解せしむることを第一の目的とした。故に一般的根本的學說は極簡単に述べ、只結論のみを叙してゐる。内容は、「小經營の崩壊」「プロレタリア

思想關係出版物解題

「ト」、「資本家階級」「未來國家」「階級闘争」の五章に分

石川三四郎著 無政府主義とサンチカリズム

昭和五年九月二十日
共學社發行

無政府主義とサンチカリズムとの關係を明白にする爲にサンチカリズムに對する歐羅巴無政府主義者の態度を略述し、次いでサンチカリズムと何故親密に握手し來たつたかを明らかにする爲に、サンチカリズムと其由来とを説述し結論に二者の共通點を列挙し無政府主義との共同戦線を主張す。

スターリン著 共産主義序説(「マルクス主義の」)

昭和五年九月二十日
白揚社發行

第一編は「レーニン主義序説」、第二編は「マルクス・エンゲルス・マルクス主義」なる既刊書と同一内容のものである。マルクス主義の經濟學說、哲學、及レーニン主義等を解説したものである。

坂本清作編 人類愛(第二輯)

昭和五年九月二十日
全關東水産社發行

本書は、昭和二年五月既に出版せるもので、内容は、差別撤廢、朝鮮衛平運動等水平運動、解放運動に關する論文を掲

げ、人類愛の普遍的教化を高揚する。

現代日本文学全集 第三十九篇

社会文学集

昭和五年九月二十日
改造社發行

中江兆民、酒井雄三郎、矢野龍溪、安部磯雄、幸徳秋水、堺利彦、木下尚江、大杉榮の思想的企幅を窺ふに足る論文、隨筆等を掲げる。

アドルフ・クレーン著
直井武夫譯

レーニン史的唯物論體系 (下)

昭和五年九月二十日
希聖閣發行

本書は本年三月二十三日に同じ處より發行された同名の著書の下巻である。

第六編「資本主義の發展」に於て、資本主義の發生より共産主義への推移迄を説き、第十編「資本主義の下における階級とその闘争の諸形態」に於ては、ブルジョアとプロレタリアとの對立より生ずるあらゆる問題を説き、最後に『黨の歴史について』論ずる。

石川三四郎著 辯證法的唯物史觀の批評

一 共学パンフレット第五輯

昭和五年九月二十日
共学社發行

昭和三年三月既刊のものゝ再版。内容は著者が嘗て「自

山聯合」に於て爲した講演の筆記で、先づ哲學的の唯物史觀とを區別し、更に辯證法的唯物史觀を特に批評し、最後に此の唯物史觀から出來する處の必然論の批評に及んでゐる。

ラオ・ビロイ・テイ・ヤノフ共著
オストロヴィチヤノフ共著

マルクス主義經濟學

昭和五年九月二十日
希聖閣發行

原著は "Précis d'économie politique, L'économie politique et la théorie de l'économie soviétique" par L. Tarjans et K. Ostrovianov. Bibliothèque marxiste No. 8, Editions Sociales Internationales, p. 42.

ソヴェートの學生の爲に入門書として書かれたもので、價值論から筆を起し、過渡期の經濟に至る迄、幾多の實例を示しつつ、マルクス『資本論』全三卷、ヒルファディング『金融資本論』及レーニン『帝國主義論』を最も要領よく纏め上げたのが本書の内容である。

本書の著しい特色は經濟學の諸問題をソヴェート經濟の諸問題と照應して考察してゐる點である。

オストロヴィチヤノフ共著
入江 武 一譯

プロレタリア經濟學

（巻の下に文庫）

昭和五年九月二十日
白鳩社發行

前掲「マルクス主義經濟學」と全然同一のもので、たゞこの譯書は第七編「地代」以下の三篇を省略してある。

コイガン著
外野夢譯

プロレタリア文學論 (マルクス主義の)

昭和五年九月二十一日
白鳩社發行

本書はロシア革命前より革命後及び最近に至る迄のプロレタリア文學の發展、推移、特質、各流派や團體の消長、現勢等に互つて、精確な説述を與へると同時に、一方現文壇に活躍する各詩人各作家の生涯を傳へ、その作品の梗概、内容、主題、特質等を網羅して頗る委曲を盡してゐる。そして最後に結論「理論と批評」に於て、プロレタリア文學及び文化問題に關する諸家の意見を纏めてこの問題の解決に極めて適切な指導を與へてゐる。

ゴリキイ著
黒田辰男譯

マト・エイ・コゼミヤキンの生涯 (上)

昭和五年八月二十二日
改造社發行

小説の舞臺はゴリキイが幼年時代を過して來たオクロフの町である。一箇のまことに人間らしい人間、マト・エイ・コゼミヤキンの、この暗愚と愚昧と愚劣の中に生れ、その中

思想關係出版物解説

で眞實と『人生の意義』を掴まうと努めあへぎつゝも、この無智で野蠻な暗い生活の中に埋没されて行き、だん／＼と救ひのない人間になつてゆく過程を中心として、この町の生活の姿が極めて否定的に、現實的にはつきりと描き出されてゐる。ゴリキイがローマンティズムよりリアリズムへの復歸の時の作品である。

ゴッドウイン著
加藤一夫譯

政治的正義

昭和五年九月二十二日
春秋社發行

無政府主義の最初の理論家ゴットウインの「政治的正義に關する研究」の翻譯で、同著は千七百九十三年英國の讀書界に異常なセンセーションを巻き起したものである。

其思想の特色は無論アナキスティックであるが其思想の根底をなすものは唯物的經濟論の上に成立つたものではなく、倫理的根底の上に立つたものであり、彼のアナキズムは個人主義的であり、其最大の特色は道徳的理性的非暴力的な點である。

本莊可宗著

プロレタリア宗教理論

昭和五年九月二十三日
大原閣書房發行

第一編は著者の宗教に關する古き論文であつて之は宗教否定、無神論の明白な立場に立つて叙述されてゐない。マルク

ス主義的な明白な無神論乃至宗教否定の立場に立つた論文は第二篇の宗教の奴隷性、唯物論と人間的自由、宗教辯護の諸理論とその批判、宗教批判に絡む諸問題、生活に對する觀念論的見方と唯物論的見方の五つの論文であつて二三の雜誌に發表されたものの收録である。マルクス、レーニン主義の宗教理論が新しい宗教を建てる爲めに舊き宗教を斃さんとするものでないことを述べ「宗教」の完全な否定を主張したものである。

佐野學著 政治論

昭和五年九月二十五日
希望閣發行

「コンメンタル」の批判を讀む「歴史過程の展望」「清算主義について」等左翼政治運動に關する論文十二篇を收む。すべて著者の舊稿である。

平凡社編 新興文藝全集 22 露西亞篇 昭和五年九月二十五日
平凡社發行

收むる處すべてソヴェトロシアの新興文學の短編小説七篇である。中新翻譯のものはカローニン「下から上へ」、イワノフ「バルチザン」の二篇で、其の他は既に發表されたもの短歌前衛社編 プロレタリア短歌集

(一九三〇年版)

昭和五年九月二十五日
マルクス書房發行

昨年五月から本年二月までの間に、主として「短歌前衛」、「新興短歌」、「新興歌人」に掲げられたプロレタリア短歌約六百篇(作者百九十人)を採録する。

コミンタン編 プロレタリア革命の展望(禁止)

昭和五年九月二十五日
共生閣發行

十月、十一月の各冊からプロレタリア革命に關する七箇の論文を譯出したものである。九月十八日附禁止處分に附せられた。

杉山元治郎著 増補改訂版 農村貧窮論

(百姓はなぜ貧乏するか?)

昭和五年九月二十五日
農村問題研究會發行

農村問題の論究盛んなるに比し振興の實績の擧げぬは種々要因があるが、農民自身の覺醒の足らざるも一因であるとして農民大衆の爲に農村問題を通俗的に解説し、其貧窮の原因を明らかにする目的で著はされたパンフレットである。

ゴニツクマン、デポリン共著 戰鬪的辯證法的唯物論

(マルクス主義の旗の下に) 文庫

昭和五年九月二十七日
白楊社發行

本書はゴニツクマンの「レーニンの唯物論と經驗批判論解説」(廣田廣志譯)、とデポリンの「革命的辯證法論者レーニン」及「戰鬪的唯物論者レーニン」(入江武一譯)とよりなつてゐる。

「レーニンの唯物論と經驗批判論解説」はレーニンの雅解な同書を解説したものであり、後のレーニンの論文と併せて、レーニン主義哲學を根本より平易に理解せしめんとしてゐる。ストリヤロフ著 機械論と辯證法的唯物論

昭和五年九月二十七日
炭掘社發行

本書は「機械論」と「唯物論」との差異を明かにし、兩者の混亂を防ぐ爲に書かれた哲學書である。「哲學と階級闘争」「マルクス主義哲學と辯證法理論の否定」「機械的唯物論」質と量と機械論「還元の問題」「機械的物質觀と機械的運動觀」「對立物の統一と機械論」等十一の章に分けられてゐる。

林房雄著 新選林房雄集

昭和五年九月二十九日
改造社發行

本書所載の短編三十一篇は、何れも、餘のない繪本、「牢獄の五月祭」、「鎖(以上春陽堂)」、「密偵(日本評論社)」、「郊會双曲線(先進社)」、「都會の論理」(中央公論社)等に依つて大正十五年以來既に發表されたもの。

井原亂著 我國に於ける唯物辯證法批判者の

批判的諸點

一三田同學會モノグラフ第一輯

昭和五年九月二十九日
三田同學會發行

我國に於ける唯物辯證法の代表的批判者として、土田香村

思想關係出版部解題

土方成美、二本保鏡、小泉信三、藤井健治郎の五氏を選び、その該問題に對する批判點を紹介せんとするのが本書である。従つて唯物辯證法に就て、如何なる點が我國に於て問題となり如何なる點が批判を被つてゐるかを明かにするに止め著者自身の見解は之を差控へてゐる。

エミール、ルードウィッヒ著 一九一四年七月

九月三十日
先通社發行

世界大戰の責任は歐洲全體に歸すべきであることは各國研究の結果がこれを證明して居る。どこの國でも労働者や農民は誰も戰爭を欲しなかつた。下層階級は戰爭を恐れ、最後まで戰爭反對のために闘つて來た。ところが一方では内閣、軍部及び軍部關係者、大臣、大將、提督、戰爭業者、ジャーナリスト等は野心と恐怖、貪婪と無力等のために遂に戰爭を始めるを得ない破目に陥り、そして結局大衆を戦線に驅り出した。服すべき統制の緩かつた政府ほど、その歴史的责任は重い。かうした譯で、相對的な戰爭責任を嚴密に計量することは不可能ではあるが、たゞ大體論としてウィーナ政府とベルスブルグ政府の責任が一番重く、その次は、ベルリンとパリであり、ロンドン政府の責任はずつと少い、本書は一九一四年におけるすばらしい權勢の地位にあつた人々の愚劣をあきば、當時まつたく無力であつた一般大衆のほんとうの天性を研究をしたものである。

主要雜誌新聞通信記事一覽

主要新聞雜誌通信記事一覽

本欄には、九月発行の主要雜誌中政治、法律、經濟、社會問題、社會思想及社會運動に関する論文、左翼文藝作品並に左翼新聞通信の重要記事を摘録する。

政治 論・文・題 日 筆者又は 譯者名 雜誌名
倫敦條約が日本の將來に及ぼす影響
倫敦條約と米國上院記録
ロンドン條約の成立と其影響
最高正義に基づく條約の破棄
人性論より見たる東西の政治思想
貴族院改正を断行せよ
倫敦條約の側面觀
英國の最近政情
國際聯盟と國際法
條約兵力量と統帥權問題

二五ノ九四
歐洲聯盟案と講和條約の改訂
戰爭防止策強調の一般條約
財政上から見た倫敦條約
日本の貴族院
立憲政治と樞密院
財政窮乏に對する獨逸の新立法
獨逸總選舉の結果
法律
警察國ニ日本
内亂暴動の國際性
官督公營事業と其の法律的特色
法的範疇としての人格者概念(一)
ゲルマン固有の相続法(一)
手形裏書の史的概観(一)
聖トマス・アクワインスの法學研究(三・完)
(三・完)
刑法に於ける法治國思想の展開
著作權法の改正を論ず
司法警察事務に關する所見
現行労働法諸語(一)

主要雜誌新聞通信記事一覽

我國憲法の特長と缺點
法規改正を府知事に要求す
労働組合法は何うなるか
經濟及社會問題
資本蓄積論の蓄積
日本財界景氣變動の原則
世界恐慌の發展
皇政革新經濟組織改革の原理
伊太利に於ける失業状態と失業對策(一)
世界労働組合運動の現勢
失業及び其原因としての世界的經濟恐慌
階級階級の不可能と其對策
國産の價格的變動と消極的獎勵
失業問題に現れたる資本主義政治の無能
歳入賦増と地方税制
府縣財政に於ける歳入賦増に就て
官目的國産獎勵を排す
ソヴェート同盟五ヶ年計畫の發展
近世の人口について
ソヴェート露西亞の都市財政
日本資本主義發達に於ける契機
日本の地位

失業保險確立の急務
中小商工業と其の救済策(一)
恐慌、失業の擴大と社會民主主義的救済
農業恐慌と土地所有について
戦後の資本蓄積と大衆失業
資本蓄積の一般法則(完)
資本の蓄積と資本主義の崩壊(一)
切迫せる失業問題
經濟學の方法
一九三〇年上半期に於ける經濟恐慌の擴大(一)
各産業部内に於ける世界經濟恐慌
經濟循環と失業
世界の失業苦
失業問題の意義
失業問題の理由
隠蔽された農業恐慌
大震災とフアラズム羽裁の失敗
社會思想及社會運動
全國大衆黨の結成
失業反對闘争

主要雑誌新聞通信記事一覽

Table with 4 columns: Title, Author, Journal, and Category. Includes entries like '警察の性質と密告利用の可否', '合同政黨の成立とその展望', '支那赤軍の現勢と今後の発展'.

二五ノ九六

Table with 4 columns: Title, Author, Journal, and Category. Includes entries like '私設社會事業の社會的使命', '右翼社會事業理論の展開', '農村に於ける勞務提携の一事例'.

第十六回國際青年デー特別號

Table with 4 columns: Title, Author, Journal, and Category. Includes entries like '當面の支那情勢と帝國主義列強', '認識論におけるレーニンの辯證法', '日本經濟恐慌の爆發'.

主要雑誌新聞通信記事一覽

Table with 4 columns: Title, Author, Journal, and Category. Includes entries like '合同の成立を機會に無産政黨の綱領政策を語る', '勞務組合運動に関する二三の問', '資本家本位の經濟立て直しに對する勞務者の立場組織勞務者の任務'.

主要雑誌新聞通信記事一覽

社民黨生活救済闘争指令	同	東京交通労働組合執行委員会	同
全國大衆黨農村打撲運動要綱	同	全協日本川原労働組合の概	同
京都左翼無産團體連絡協議會	同	大島製鐵所争議經過(第一詳報)	同
東京交通労働組合執行委員会	同	東洋モスリン株式會社靴魚戸工場争議(一)	同
京モスルン工場争議解決	同	大島製鐵所プロレタリア少年學校開設	同
京成電車争議解決經過	同	全國サフラーマン組合創立大會	同
全國大衆黨常任會議	同	全國サフラーマン組合創立大會	同
全國大衆黨で請願運動を組織	同	労働系内紛問題	同
農村打撲打撲の請願書配布	同	解消運動に關する労働系本部の指示	同
東京海友同志會大會	同	日當闘争を喚起し國際無産青年デーを喚び掛け	同
國際無産青年デーに關し全農左翼の概	同	國際無産青年デーを開へプロレタリア歌人同盟の概	同
京都鐵道労働組合臨時大會	同	全國大衆黨の中央政治學校	同
全國大衆黨生活救済闘争に關する指令	同	東京府聯合會は解消反對を聲明	同
東京に於ける國際無産青年デー	同	全國大衆黨青年部陣容確立す	同
全國大衆黨農村委員會全體會議	同	昭和五年七月現在労働争議一覽表(一)	同
大阪府労働黨解消派闘争委員會の概	同	全國大衆黨が生活防衛の闘争各支部に指令す	同
全國労働組合一般労働組合並京都労働組合同總會	同	昭和五年七月現在労働争議一覽表(二)	同
全國サフラーマン組合發會式	同	労働青年聯盟綱領宣言	同
東京製靴工業株式會社争議詳報	同	大衆黨の生活防衛闘争に關する指令(三)	同
全國農民組合總本部指令	同	借款人同盟の家賃支拂増進運動	同
全國大衆黨常任會議、同組織部會議	同		同

主要雜誌思想關係論文要旨

中央公論 資本蓄積理論の發見	高田保馬	マルクス學者の人々がその崩壊を論證する爲にその經濟的なる蓄積理論をいくら展開するも其處には常に許されがたい假定と理論の飛躍がある。	同
九月號		故に蓄積理論がいくら蓄積されるも蓄積の可能不可能についての論斷を求めんとする限りそれは一つの徒勞に終るのであらう。	同
中央公論 日本財界景氣變動の原則	藤岡貞夫	蓄積理論の蓄積は一方此問題の困難を物語るに足り他方に於て蓄積過程を制約するところの種々な條件の智識を與へることにはなる。	同
九月號		景氣變動は純動的の現象であつて従て、過去の型に依つて將來の姿を推測することの出来ないものだから、斯る景氣變動の把握は、是非とも夫を制約し、夫を支配し、夫を條件付けて居る處の現下の財界構成に基いてなされるべきことが分る。従て、また日本財界の目下の不況も、同じく、財界パランスの不適合と云ふ不況を制約し、支配し、條件付けて居る一種の財界構成に依つて、之を理解し、夫に基いて、不況對策を講ずるやうにしなければならぬ。換言すれば、景氣變動に對する觀察法は、有機的たる可く、機械的たるべきではないのである。	同
中央公論 失業反對闘争			同
九月號			同

主要雜誌思想關係論文要旨

二五ノ一〇七

戰後資本主義發展の基柱をなす産業合理化政策は、唯に資本主義的諸矛盾を解決し得なかつたのみでなく之を著しく擴大再生産し又夫れのみならずその帝國主義的政策の支配下に於ける殖民地半殖民地を著しい窮乏状態に置いた。斯くてこの矛盾は先づ第一に世界的規模にまで擴大せられたところの恒常的失業となつてあらはれた。

プロフィンデルンにとつては、失業運動及びこの運動の客観的可能性と失業者の組織方法に關する問題が今や特別の意義をもつてゐる。生産から追放せられた労働者、経済組織に對する充分な不満を持つ失業者を指導し組織することは、プロフィンデルンの意見によれば主體にとつても重要な任務であり、それは唯に失業者の運動としてプロレタリア運動の一部たらしめるに止らず、プロレタリア運動全體をして階級意識に醒めた運動たらしむる重要な契機である。

ロソフスキーに據れば最も重大な任務は、失業運動をプロレタリアートの一般運動と結合する點にある。我々は失業の闘争を運動の特殊形態と見做はならぬ。失業の問題は全労働階級の問題であり又失業反對闘争の本質は部分要求を一般的要求に結びつける處にあり又其處に失業反對の國際闘争の意と意義が含まれると説いてゐる。

中央公論 全國大衆黨の結成 堺 利彦

今回の三黨合同は元來可能不可能の問題でなく、可能をどこまで制限して觀察するかの問題であり、結局「指導精神」の問題であつたわけだ。合同宣言に著く現はれて居るとは、我々の新黨は「獨斷的な指導原理を大衆の上に強制せぬ」「共同職線黨」となつて現はれたのである。

そこで残る問題は只社民、労働二黨と新黨との關係であるが新黨の結成が全合同の第一歩である事、あらねばならぬ事は、既に明白である。然らば新黨と他の二黨との關係も亦明白な筈である。

社民黨は既に我々と共同闘争を行つてゐる。彼等は更に「選舉協定」を我々に提案するとさへ云つてゐる。我々は選舉協定の必要を合同に依つて解決すべきだと考へるが我々は社民黨が現在或前の分解或は轉換の過程にあるものと觀察せざるを得ない爲に此問題は大部分解決されてゐる。

然らば最後に残るのは労働黨であるが之が一番の難物たる事は云ふまでもない。然し之もその内部に於ける動搖は既に殆んど見えすいてゐる。彼等は共同闘争をすら、或はサボつたり或は拒絶したりしてゐるがその進退兩難の立場はむしろ同情に値する。我々はこゝにも又、或種の分解(或は轉換)を豫測し得るのではなからうか。

三黨合同は見事に出来上つた。全合同の第一歩はたしかに踏み出された。全無産階級共同職線黨確立の光は既に眞實にその意義が評價出来る。

同時に特別には合同政黨の成立は共同職線黨の立場によつてのみ、合同の可能であることを立證したものである。然し我國の無産政黨の分野は、社會民主主義と共產主義との世界的な對立の定型に向つて、急速に整理され固定化されて居り、又さるべきものだとするならば中間政黨を造らうと努力すること程時代後れで而も世界的歴史的方向に逆行した精力の浪費はなからう。

故に昭和五年の日本にドイツ獨立社會民主黨と第二インターナショナル黨を造ることが無意義であるとは新合同政黨の存在の意義は中間黨としてではなく、たゞ共同職線黨たることに求めなければならぬ。

九月號 支那赤軍の現勢と今後の發展 江 青

ブルジョアジイは今日尙ほ國民革命を云々する。然し封建地主と同盟し帝國主義と妥協せねばならなかつた彼等には軍閥及帝國主義の支配と徹底的に闘ふ何等の資格もない。此資格を持つものは職階的労働者と共同盟者農民だけだ。

警察の性質と密告利用の可否

中央公論 長谷川 如是園

警察は元來自治の組織に屬するもので、國家機關として云ふ事は、それ自體矛盾語でさへある。今日ではどの國の制度でも一致して、警察を自治體の機關としながら、同時に國家の機關としてゐるが、それは理論上考慮を要する問題で、國家政治に關する警察事項は社會的保安の機關とは寧ろ判然と區別されなければならぬ。

投書の問題も之に基いて考慮さるべきであつて、完全に警察が市民の自治機關である場合は密告や投書の利用も原則として否認する事は出来ぬ。然し警察が國家警察としての特権の機關を混淆させてゐる時には密告の方法は不都合であつて市民は此の如き機關に對して何等協同する義務はなく國家も又其組織以外の協力を求める必要もなく、それを求むれば全く弊害を求めもので、夫は軍隊の組織、諸官省の組織を見ても解る。

九月號 合同政黨の成立とその展望 山川 均

單一無産政黨を標語として起つた運動の發端から今日に至る迄統一への傾向は有ゆる障害や情勢と闘ひつゝ全運動を貫いて流れてゐた。今回の大衆黨と全民黨と地方無産十一政黨

主要雜誌思想關係論文要旨

二五ノ一〇

過去三年の闘争の中に早くも今日の實勢力を獲得した赤軍の前途に其勝利の可能性と反動勢力の如何なるテラ一政策強壓にも拘らず今後の發展が考へられるのも凡ては此點に歸結しよう。
列國が支那に於て直に矛盾衝突する一切の事情を抑制し合つて、支那に現存する或る勢力を共同支持し、その勢力をして眞の國家統一を達成せしめる事が出来れば兎も角若し然らざる場合には其處には益々加はり行く「共匪」の隆盛が現はれる。

斯くて中央地方の傭兵軍隊の構成者たる失業農民が、自發的に組織された農民革命軍に歸順し様とする顯著な傾向が問題となり勿論産業工場労働者の闘争は尖鋭化し政治的ゼネラルストライキが擴大し支那に於ける列國帝國主義との確執衝突が増大尖鋭化する。斯くて再び反帝國主義的の總動員傾向が反國民黨的に現はれ且つ此の運動中に彼等は唯一の政治的進路をプロレタリアの指導する新國民黨への参加に見出し農村革命の奮然と斯うした支那の混亂は世界歴史の發展の上に支那自身の有する役割の進行を急激に促して行くであらう。

九月號 改訂 我邦無産階級運動史上に永く話柄を止むべきかの特色ある結果提案を宣布して正に一年、労働黨は今や解消派除名問題を中心に重大な危機に達してゐる。

大竹博吉

五ヶ年計畫の力強い進行とコッレフスキーの「大計畫案」に表現されてゐる「十年一十五年の期間内にソヴェト聯邦内で共産制社會を建設し且つ技術と生産の方面でアメリカ合衆國を追い越す」と云ふ展望とを結びつけて考へて見ると、我々の眼の前へはもう何か「新しいもの」が迫つて來てゐるやうな氣がする。

九月號 文藝運動に於ける社會民主主義

貴山 治

文藝社會民主主義の理論的終焉は階級的必要の上に立脚して文藝行動を行つておらず又行はうともしない所に見出すことが出来る。そして彼等が今日以後遮二無二ブルジョア・デモクラシーの如に生き延びる爲には政治的分野に於て社會民主主義者がブルジョア・デモクラシーの新しい爪となり、プロレタリアートに向つて、一切のファシズム政策を敢行し始める瞬間を、文藝理論の上に於て經驗せねばならなくなる。
正しいプロレタリア文藝運動から脱落し、かの代作問題などで分かる通り卑劣ブルジョア・デモクラシーの新しい奴隷的地位に自己を見出しつゝある文藝職員の社會民主主義の立場を我々は最後迄追ひつめ、これを文藝の領域から驅逐しなればやまないであらう。

九月號 所謂解消派問題の必然性

我邦無産階級運動史上に永く話柄を止むべきかの特色ある結果提案を宣布して正に一年、労働黨は今や解消派除名問題を中心に重大な危機に達してゐる。何故労働黨の運動が行詰るに至つたか、夫は結黨當時の豫想そのものが無理であつた爲だ。何となれば今日の我邦の形勢の下に於て「社會民主主義を排斥する合法黨」は有産階級にあらざる限り存在し得ない事は明白な事實であつて、合法と非合法の中間に坐を占めるが如き事はなし得ないからだ。

然し夫を云爲する事は無理で、かくせざるを得ない様に錯覺せしめた當時の客觀的事情に注目すべきだ。強ひて云へば資本の攻撃そのものが此問題の責任者と云へるからだ。之によつて無産階級は今後その運動の目標を何處に置くべきかを明示せられたと云へる。故にこの度の解消派の人々は最初から持ち越した手落を清算するもので、遅れたり云ふも尙爲さざるに若かずと云ふ可きである。

九月號 現代日本の政治過程に於ける封建勢力

佐々 孤 雄

封建的勢力はその經濟的基礎の崩壊と共に解消して行く。しかし、その制度上の立脚點たりし樞府貴院の形骸が同様に崩壊し去るとは考へられない。勿論この政治的見透しは政治的變革の場合を外にして、政治及政治制度の自然成長的狀態

主要雜誌思想關係論文要旨

を前提としたものであることは云ふ迄もない。

自由主義的勢力により樞府、貴院の改廢が實現されることは望ましいことであるが政治の現段階に於て此の種の豫想を下すことは寧ろ困難と謂ざるを得ない。

九月號 日本歴史學派の發生、發展、轉化

住谷 悅 治

我が國に於ける歴史學派の形骸ないし據頭は明治二十年代（一八八七年）に發生し、大正十四、五年代（一九二五—一九二六年）まで發展して來つたものが、資本主義の没落、轉形期において、必然的轉化を遂げつゝあると認識される。
該學派の生誕と同時に金井延博士により自由主義經濟への攻撃が開始され第一期に於て完全にそれを成就した。社會主義に對する攻撃は社會政策學會の人々によりなされ、殊にマルクス主義に對しては、桑田博士以來福田博士等によつて開始され夫は日本社會政策の第二期同時に日本資本主義發達段階に於ける第二期に於いて勇敢に闘争された。斯くて階級的對立關係を反映しつゝ日本資本主義は大正十四、十五年昭和二年を轉機として第三期資本主義に轉形した。かくて階級的對立と闘争は必然的に激化し經濟闘争はますます「政治闘争化」し、マルキシズムはこゝに大衆を把握して實踐的力となつた。歴史學派のマルキシズム攻撃も勞資協調の社會政策もこれ以

二五ノ一一

上は最早その無力を嘆息するの外なく、かくて歴史學派はその自ら残された最後の唯一の道即ち日本經濟史の事實的、部分的の研究に押しやられ没頭するに至つた。それは眞に該學派の必然的轉化形態であると同時にそこには「日本歴史學派」としての自己意識が明確になつた。かくて最近時に於ける日本歴史學派の特徴は次の如くに要約される。

第一、日本歴史學派としての意識化、従つて日本經濟史、部分的の研究への積極的精選。資本主義社會の分析の拋棄。第二、史學方法論に於ける雜沓的折衷論の故に、理論の無視乃至輕視。理論經濟學の没却、理論闘争への執拗なる沈黙、迴避。

之等は我が國資本主義發達の第三期に於いて、歴史學派の遂げた必然的轉化形態であつて、その社會的根據は、マルクス主義に對する對抗關係に於いて理解しなければならぬ。従つて日本歴史學派の人々の善き意圖にも拘らず、該學派の本質の故に、それは、歴史的發展過程に於いて明かに反動的な社會的役割を果すものであると言はねばならぬ。

法律春秋 知識階級とインテリゲンチヤ

住谷悦治

インテリゲンチヤは、知識階級が資本主義の歴史的变化に

應じて生み出された一個の新中間階級であつて、其自身階級をなしてゐない。其の上層をなす一部は、その知識的特權の故に、飽く迄ブルジョアジーの繁榮を計り、その下層をなす大部分は、結局プロレタリアートと共にブルジョアジートの搾取への反旗を翻す。

法律春秋 最高小作料の觀念形態

小野武夫

小作制度に於ける「最高小作料」は勞働法に於ける最低賃銀法と其の觀念相通じ、一旦取り極められた小作料は最高小作料であつて、豊年時に取増せられないのみでなく、不作年時には不作程度に應じて低下せられることある豫想の下に置かれる。而して我が國には自然の必要に餘儀なくされる以外に此の制度なく、其の確立が目下の問題である。

法律春秋 憲法上より視たる統帥權の限界

(大谷氏の法理學的憲法論を駁す)

高橋信司

憲法學の任務は、何が特定具體國家の憲法であるかの法規の發見と、その發見された法規の體系の說明との二つに存する。然るに大谷教授が憲法學者の統帥權問題の論議は論議が薄弱だといふのは如何。教授は憲法學者には法學上の論議が出来ないとか、法理學上の知識が少ないとかいふのであらうが、不幸にして、教授は自己の打立てた「法理學的憲法論」な

る珍奇な立場について、其の概念の内容を明示してゐない。故に教授の議論は何等抽提し難い迷言である。假に一步譲つて教授の議論のうちから、それらしきものを抽出すれば、教授の所謂「法理學的憲法論」は、君主命令説をとる。而して君主の個人意思が國家の法として表現する國は恣意律の國であり、法治國ではないが故に、其處に憲法の存在はない筈であつて、其の論據は最初から薄弱極まるものである。

法律春秋 失業問題に現はれたる資本主義政治の無能

細道兼光

議會に於ける大山氏の質問に對し、濱口首相は「財界の不景氣は産業不振の結果であるが故に、産業が振興すれば失業問題は自ら解散する」と答えたが、此の明快な答辭にも拘らず、失業問題は未だに解決しない。即ち彼は、今日の産業合理化が産業の振興を實現しつつ、而も同時に失業者を増加しつつある、世界的の實狀を知らないのである。世界各國の資本主義政治家は等しくさうであつて、現在の失業者は資本家の希望以上の數に達してゐる。

法律春秋 唯物史觀に於ける理想主義的傾向

山田文雄

主要雜誌思想關係論文要旨

マルクスに於ては社會の中の人間が根本の概念であつて、人間の精神生活を無視しない。階級闘争によつて達成せんとする目的は階級なき社會であつて、階級闘争は單純な黨派的の争でなく、物質欲の前の争でもない。それは新しい生活規範を目的とし、新しい生活意思を約束する争である。より高き理性と道徳性の戦であり、人間の理性的なもの、非人間の非理想的なものへの一つの挑戦である。

國體科學 天皇の科學的研究(一)

里見岸雄

天皇に關する科學的研究の一端を公開せんとするに當つて研究の出發點を明確に意識する爲又今後の研究の効果を顯著にする爲先づ二往從來の「天皇に關する各種の認識」を一瞥する必要がある。

1. 天皇神學的認識

其特色は神胤説で民族の傳統のうち其成立の根據を求めたものであるが斯様な神祕的、形而上學的、天皇認識は理論的意義が薄弱で個人的感情にのみ生きるものだ。

2. 國民道徳的認識

一の家に主人がある如く一の國にも亦國主が存在すべきで

夫によつて始めて人生を究りし得るといふ様な思想から天皇を認識するもの。少しく物事を常識的に組み立て、把握する程度の者に比較的多く見られる天皇観である。

かゝる見解は國家に對しては極めて幼稚な理解で理論的缺陷の指摘によつて容易に崩壊する。

3、情操的認識

現代日本の最大部分の民衆に普遍してゐるもので「唯何となしに」天皇を認識し崇敬する心意及態度であるがこうした感情的な認識は崩壊性が多い。

4、合理的概念認識

天皇認識を主として合理主義的概念に於て構成するもので例へば王道皇道等の概念を設定しその主體として崇敬するが如きであるが、現實遊離の結果に終り易い。

5、社會制度的認識

天皇を日本民族の總合家長として認識するもの即ち現在迄の社會制度的關係の上に皇室を意義づけるところの認識論であるが何時迄も家長的存在として認識せねばならぬとする根據はなく祖先崇拜的感情のみで天皇の神聖が保たれるものでもない。

9、憲法學的認識

法律學の見地からの天皇認識は天皇を常に國家なる制度と關係づけてのみ論じてゐる爲、形式的一面的であるとの非難

が附随する。

7、資本主義的認識

ブルジョアジーの天皇観は常に天皇を階級的立場に於てのみ認識するもので例へば資本主義否定即國體否定の如く宣傳され誤教され来たつた如き、全社會的に天皇の聖徳擴大を阻止するもので天皇を固定化非社會化する點に於て危険と誤謬を犯してゐる。

8、マルクス主義的認識

ブルジョアジーが階級的防衛手段として天皇を云爲するに對比し天皇を資本主義制度と不可分離の關係に於て認識するもので理論的に精密を極めたものでなく非科學的觀念的な點に於て資本主義的認識と一對をなすものである。

眞理の春を論ず

九月號

土田 春村

「眞理の春」が資本家の行動を個人的な貧愁感から多く動いてゐるやうに書き、又主人公を容作一人に置いたのは、まだ英雄主義的であり、唯物史觀的でない。プロレタリア小説はより集團の力を重く見るべきであらう。

教育制度の失敗

九月號

若宮 卯之助

日本に教育的に必要な制度は寺小屋と私塾と自然科學の研究所だけだ。官立大學の法文經三學科に至つては、單に無用に止まらず積極的に有害である。

大學の存在理由の否肯定

杉森 孝次郎

近來大學の企業化が四呼されるが、事實は然らず、大學が慣習化し石化したのである。然らばその解決策如何。曰く社會によつて淨化せんのみ。

大學の煩悶

平林 初之輔

社會的諸技術の進歩、就中出版技術と通信技術の進歩は、大學の教育機關若し研究機關としての地位を薄弱ならしめた。更に大學出身者の就職難は職業教育機關としての大學の地位を危くし、之等の諸事情が、更に又、學生の社會からの隔離を不可能ならしめ、思想問題上の悩みが一層大學を困惑させる。

大學精神の轉位?

新居 格

大學に思想の自由はありえない。思想の剝製を蒐集することとは出来るにしても、大學に於ける思想の自由、學問の獨立

大は一箇の幻影に過ぎない。大學の問題を論ずるのは愚である學生の問題を論ぜよ。大學生は何處へ行く。此の問題は重要な社會問題であり、思想と關係をもつ。

共産軍の正體

野方 一郎

共産軍は一九二九年共リターが武漢政府を追はれてから表面的には姿を消したが、國民黨から分離すると同時に組織再建に着手した。今日の共産軍は農民軍と國民黨から獨立して匪化した正規軍と更に土匪の結合軍であると思へば間違がない。背後には赤露の手が動いてはゐるが共産黨のスローガンを借用して掠奪を目的とする土匪の集團である。故に軍閥巨頭の争ひ共産黨暴動の爲に犠牲となるものは支那民衆自身である。支那に於ける共産黨運動は建設的な努力をせず破壊運動のみに精進してゐるから列國の對支貿易には大影響を與へるかも知れぬがロシアを除く列國は本質的には反共産主義であるから主要開港場が列國軍艦の防衛下にある限り南方赤化は不可能である。

資本主義政府と農民の窮境

念進

一及び農民は如何に闘ふべきかの對策私見

五十公野 清一

我邦の農民を現在の窮乏に陥れた仇敵は資本主義自體に、従つて内容的には全資本主義政府並に商工業そのものに見出すべきであるが、目下の緊急事として、昭和五年度の資本主義御用政府内閣の政策のみを仇敵として論ずる事にする。即ち農村の窮乏に最も深い關係を及ぼしたものは、爾後の落であるが、之が要因の一つは少数寡頭金融資本家の利益の爲に行はれた金解禁と製絲家本位の生絲損失補償法による商價の壓迫である。

尙農村の失業不安と窮乏化を増大せしめるものは都市失業大群の歸農である。

我邦農民は現在の資本主義的政治下に於ては完全な被搾取體として存在するのみだ。

都市の失業救済さへ行ひ得ない資本主義現内閣が農村救済を行ひ得る筈はない。

今こそ大決心を以つて農民の屈辱史をくつがへし、農民の實力を見せるべきだ。

其對策は毒は毒を以つて制せよの一語のみ。換言すれば農村の一大モラトリアムの實行だ。

九ノ月號 『近代國家の本質と第二世界 戦争の歴史的條件』

長谷川、如是爾

近代國家は中世國家の掠奪經濟の崩壊から興つたものであり、孤立的自給自足經濟の打破を要求したものであり、從つて世界的交通による物質の交換、産業の共通資本の協同等を必然とするものである點に於て、平和主義であらねばならぬ事は當然である。それにも拘らず一層頻繁に、一層大規模に近代的戦争が歴史を賑はしてゐると云ふ事、即ち觀念的平和主義が現實には一層激しく戦争の衝動と必然とを持つてゐたと云ふ事は、決して人間の本性とか動物の必然とか云ふことによつてゐるのでなく、現實戦争を持つ近代國家の組織そのものによつてゐるのである。

然らば近代國家の組織が何故に戦争を必然とするかであるが之は即ち産業組織の動機によるものであり夫は資本團を單位とする個人的動機即ち資本團の支配權を握る最少數の資本家の動機である。今日の國家はその組織の必然として戦争がその資本主義的繁榮の必然の條件であり、その形勢を救ふには常に戦争が其必然の方法となつてゐたのである。故に産業組織を基礎づける諸制度が私有財産制に基づく無政府の競争であり夫が資本團自體の物理的葛藤そのものである以上は、この組織の崩壊しつゝされな限り競争が戦争の形式に迄到達すると云ふ必然性を失ふ事はない。そこから將來の戦争が考へられる。

九ノ月號 『ドイツエ・イデオロギイ』の唯物論

土田、杏村

「ドイツエ・イデオロギイ」はマルキシズムの理論的發展史の上に重大な意義を持つてゐる。何故なれば此遺稿に於いて我々はマルクス・エンゲルスの唯物史觀の考へを甚だ明瞭に見ることが出来、リヤゾフが解説した如くに「哲學の貧困」及び「共產黨宣言」の中に叙説されてゐる様な唯物史觀は、遅くも一八四五年の秋より後に定式化せられたものではないことが確實に示されてゐるからである。

理論的にこの遺稿が重要なことは、それに於いてマルクス・エンゲルスが極めて鮮やかに唯物論を定礎して、その上に唯物史觀の全構造を建設してゐることである。

殊に興味の多い事はマルクスは元來ヘゲルやフオイエールバツハの哲學に通じ觀念論的哲學の關門を一度滑つて來てゐるだけに唯物論をもたゞの素朴的な意味では主張せず十分に觀念論に對抗し得る意味のそれとして定礎してゐることである。この點は我が國現在の公式主義的マルキストとは大いに相違だ。

我が國の公式主義的マルキストは、實際は對抗すべき觀念論哲學の内容を全く知らない點で、非歴史的であるが、マル

主要理論思想關係論文要旨

クスは觀念論哲學をよく理解し、その哲學より批評せられても單純に素朴的とは呼ばれることのない唯物論を定礎してゐる。この點甚だ重要である。

九ノ月號 『超帝國主義論に就て』

矢内原、忠雄

世界大戦の初期に於てカウツキーが數篇の論文を以て發表した超帝國主義論は彼の論文自體よりも之に對するレーニン等の批評により一層有名となつてゐる。然して戦後に於ける國際經濟及政治の推移、その今日及明日の狀勢の判断に於て超帝國主義論は現在尙多く顧慮を拂はれて居る。カウツキーが一九一四年乃至一九一七年に發表した三論文を通じて其議論を見るに左の諸點に要約する事が出来る。

(1)帝國主義は資本主義の一段階、換言すれば特定段階に於ける資本主義そのものと見るべきでない。單に資本主義の取る一政策である。

(2)帝國主義國相互間の戦争が資本家階級自體に取つても大なる負擔となるに至ると、各國の帝國主義者は相互的に諒解協調を遂げ資本主義は自己の存続及發展の爲め一の新しい政策即ち超帝國主義を取る様になる可能性がある。

(3)超帝國主義實現の條件は未だ不充分だが、國際カルテルの

發達はその一基礎である。

(4) 世界大戦後超帝國主義の實現に即ち資本主義強國間の平和に、赴くべきか否かは戦後の経過及終局の態様に依存する。

(5) 超帝國主義の可能性の認識はプロレタリアートの政策的實踐に有意義であること。

しかしレーニンによれば帝國主義の經濟的特質は獨占、資本主義、政治的特質は併合暴力、反動壓迫、歴史的特質は資本主義の最後段階であつて社會主義への過渡的段階をなすものである。レーニンが超帝國主義を否定する理論的根據は、單に經濟的のみでなく又政治的國民的等の矛盾が激化してある。しかし論理的傾向的には各國間の經濟的の矛盾對立は世界トラストの完成による國際資本の支配により止揚され政治的の矛盾對立は超國家組織の完成による世界國家の統制により止揚せられ得べき筈だがこの論理的歸結を不可能とする論據があるとする。夫は國民的民族的特殊利害の對立的存在の外にはあるまい。即ち資本及政治の國際化に對抗する勢力としての國家主義民族主義の問題であるが、又歴史的地理的生活條件の制約下に於てもその特殊個別的な存在と利害とを保持し従つて資本主義のみでなく社會主義の下に於ても亦對立の可能性を保有するか、超帝國主義論に關聯して此點は更に考究を要する。

プロレタリア科學 九ノ月 號 恐怖、失業の擴大と社會民主主義の諸政黨

卷 頭 頁

限りなく深まつてゆく恐怖、又それに伴つて絶えず増大する失業が日本資本主義を脅かして居る情勢に於て、社民黨、大衆黨、勞農黨の社會民主主義諸政黨は、口に偽稱的失業對策のストライキを叫んでも、又帝國主義戰爭反對を叫んでも行動に於て労働者階級の意識的分子を革命的闘争から遠ざけ社會民主主義の迷路に引き入れ、支配階級の戰爭準備を手傳つて居る。今や帝國主義戰爭が必然的に近づいて居る情勢の中にあつて我々が労働者階級内部の手先社會民主主義者に對する暴動、闘争を臨時もおこたるならば、我々は歐洲大戦の手痛い教訓から何物をも學ばなかつた事になるであらう。

プロレタリア科學 九ノ月 號 當面の支那情勢と帝國主義列強

中山耕太郎

「吼える」支那は、最近の諸事件によつてその巨大な革命的偉力を全世界に示した。支那革命の躍進は世界プロレタリア

トの歡呼の裡にあつて、國際帝國主義ブルジョアジーを恐怖におのかせて居る。支那革命は更に進んで支那を削取せんとする列強と今や衝突する時期に入つて居る。之に對して列強は何れも、市場防衛及び新獲得のため軍事行動に出るため、經濟的手段の争奪戦は武力的手段の争奪戦に轉化する、従つて列強間の戰爭は目前に迫つて居る。

プロレタリア科學 九ノ月 號 農業恐慌と土地所有について

不田良衛

今日の恐慌は農業方面に於て米價の下落、養蠶業の没落、野菜、果樹の下落を引起し、致命的なものになつて居る。加之、農民の借金の増加、都市の失業者と歸農者の増加、農業失業者数の増加は農村の窮乏を経對のものとして居る、それがため日本農民の大部分を構成する過小農土所有の農民は大土地所有者、大資本に併呑されんとし没落の段階に達して居る。

プロレタリア科學 九ノ月 號 日本經濟恐慌の爆發

池田一郎

戦後日本の痼疾たる慢性的不況は一九三〇年の上半期になつて、異常に急激に經濟恐慌の狀態に入つた、即ち戦後堆積した日本の經濟的的諸矛盾は、金解禁と合理化強行

を契機として急速に爆發を醸成せしめられた、と同時に世界經濟恐慌の擴大は日本資本主義の根幹を震撼し、日本の經濟恐慌を決定的ならしめた。

プロレタリア科學 九ノ月 號 認識論に於けるレーニンの辨證法

秋澤修二

レーニンに於ては認識論の問題は完全に辨證法的に解決されて居る、マルクス主義哲學に於て認識論と辨證法とを分離して、考へ存在論の如きブルジョア哲學の概念を以て之を説明せんとして居る三木哲學の如き一聯の哲學者達は彼等自身の非辨證法的立場をレーニンによつて教へられることになるであらう。

新興教育 九月初旬號 新興教育研究所創立宣言書

教育が將來の社會を建設すべき未來の成員の養成をその本来の任務とする限り、明日の教育は新興階級のため、また其自體の新興教育以外には存しない。かくして社會の歴史的發展の新しい可能性としての教育は、それ自らの自覺に於て、國際的プロレタリア科學の領の一環としての新興教育の科學的建設を嚮望して居る。然しそれを爲すには政治的自由を獲得しなければならぬ。新興教育者の政治的實踐の現實形態

主要雑誌思想関係論文要旨

としては革命的教育労働者の團結に依る教育労働者組合運動でなければならぬ。教育労働組合はわれわれの城塞であり「新興教育」はわれわれの武器である。「新興教育研究所」の仕事は、反動的ブルジョア教育の克明なる批判とその實踐的排撃と、新興教育の科學的建設と宣傳である。

全国の教育労働者諸君、新興教育の旗の下に集れ。

新興教育 新興教育の建設へ

山下 徳治

新興教育は本質的にプロレタリア教育でなければならぬ。新興教育建設への過渡期的任務は、資本主義組織の中に隠された教育の社會性を明らかに出すための政治的闘争である。政治的自由の獲得のみが人間の解放に至る唯一の門戸であると言ふ機軸の前には、如何なる科學も純粹なる科學として存在し得ない。この目的に向つて現實の社會具體的分析より出發して、實踐に依つて歴史的課題を遂行するのが新興教育の方法である。

新興教育 プロレタリア兒童の知能の問題

久坂 道

プロレタリア兒童の知能は常にブルジョア兒童の知能に比

五ノ二二〇

して極めて低劣であるとは殆んど總ての教育者並に心理學者の認むる處である。理由はプロレタリア兒童の家庭が教育環境としてブルジョア兒童のそれに比して劣つて居るからである。我々はこれを認識すると共にプロレタリアの教育はプロレタリア自身に依つて獲得することに務めねばならぬ。

新興教育 エドキンテルンの活動

淺野 研眞

教育労働者の國際運動エドキンテルンはフランス教員聯盟の一九二〇年八月ポルドゥに於ける大會に依つて生れた。一九二二年八月巴里で決定的な創立大會が開かれ、五ヶ國の支部代表、數ヶ國の個人加盟者の出席があつた。一九二四年八月ブラツセルに第二回大會が開かれた時は支部の數は八個になつた。一九二五年八月に巴里及びブラツセルに於て第三回大會が開かれた。此の大會はフランスの政府がロシアの代表の入國を拒絶したため、巴里に開會してブラツセルに開會した。七ヶ國の代表、十五ヶ國の個人加盟者が参加した。一九二六年八月ウヰンに於て第四回大會、一九二八年四月ライプチヒに第五回大會、一九三〇年八月アントワープに第六回大會が開かれ、今や加盟團體四十、會員八十五萬を越えんとして居る。それは、歐洲は勿論、アフリカ、アジア、濠洲、南

北兩米の諸州に支部を持ち、文字通りに世界的な團體である
新興教育 思想善導と學生運動
九月刊

中田 貞藏

高等學校専門學校に對する文部省の「思想善導」の一切の營みか、却て支配階級にとつての「思想惡導」の役割以外の何物をも演じないことは、最近の幾多の學校騒動が如實に示し、文部省、學校當事者自身が既に意識的に知る處である。それにも拘らず彼等は其の最後の日まで「思想善導」の一切の營みを續けて居る。「思想善導」の無能を唯嘲ふ前に我々は無能ならしめた歴史即ち「學生が何故左傾するか」を分析し、なければならぬ。理由は次の如きものである。第一、學生の主要構成部分たる中産階級のプロレタリア化。第二、學校の企業化と就職難。第三、ブルジョア文化の破産と、學校それ自身の没落。第四、工場農村に於ける無産階級運動の革命的壓力。然し學生運動は從來インテリゲンチヤ過重主義に陥つて居る傾向がある。學生運動は労働者が、工場に於ける闘争の如く學生大衆を基礎とし、青年運動の一環として独自の地位を獲得したものでなければならぬ。

産業労働時報 日本農村の最近の狀態

主要雑誌思想関係論文要旨

日本工業を襲ひつゝある恐慌は、農業恐慌を更に深刻化せしめ又農民の生活を極度の窮乏に陥れた。秋に入つて米價の暴落は窮乏を極端ならしめ、小作争議は各地に起りかけて居る。かかる時この廣汎な農村の大衆闘争を組織し指導することは、プロレタリアートの任務である。若しもプロレタリアートがこの事をなさねばならぬ、小地主、富農が、ブルジョアジイが、そして農會や社會民主主義者が策動して、プロレタリアートと農民との間の溝を深めるだらう。

労働 全協内部の對立とは何ぞや

荒畑 泰村

日本労働組合全國協議會刷新同盟結成聲明書と稱する刷り物は全協の内部に於て、黨の幹部の名にかくれて武装闘争を強制する幹部に反對するものゝ存在を明かにした。そして幹部の意見に反對するその一派はさまざまの悪名を負はせられて排斥された。之は「全協」が労働組合の假面をかぶつた革命黨に過ぎぬばかりでなく、その革命黨も決して彼等の自稱するが如きボルシェヴィキ黨ではないことを示した。全協の幹部派は共産主義者の個人的英雄主義とプロレタリアートの階級的な共産黨の政黨的行動とを區別せず、身自ら労働組合をも代用して二足の草鞋をはいてゐる。帝政ロシアのやうに、

労働組合の合法的存在すらも許されない状態なれば知らず日本に於て他のあらゆる労働組合を排撃して、徒らに革命的アヂテーションの空鐵砲を放つことは自ら革命的指導力を孤立化するものだ。

九月號 労働組合の戦術と組織に就て

加藤勤十君の論議讀後の感想…… 荒畑寒村

加藤勤十君が中央公論の六月號、及び改造の八月號に發表されたる、労働組合運動に関する論議は、例を最近の市電争議及び星製菓争議に取つて闘争をもつと政治的にして大衆と結びつけねばならないといふのであるか、問題はとうして「轉向」させようとして「結びつける」かにある。

九月號 切迫せる失業問題

岡田宗司

冬期に向つて失業問題は益切迫し自由労働者の密集して居る地方では闘争が激化して革命化する傾向がある。プロレタリア前衛はこの情勢を分析し、革命的な要素の發展を認識し正しき戦術を樹立し以つて無産階級の革命的勢力を強め最後の勝利の條件を作り出す必要がある。

禁止出版物目録

(九月分)

一、安 寧

I 新聞紙法ニ依ルモノ

題名	発行日付	発行日	発行地
無産青年	八月二九日	二日	東京
インタナショナル	九月一日	同	同
農民闘争	九月一日	同	同
少年戦旗	九月五日	同	同
自由と生活	八月三〇日	三日	島根
戦旗	九月一日	同	東京
黒色労働新聞	九月一日	同	埼玉
短歌前衛	九月九日	四日	東京
全国大衆新聞	九月六日	五日	同
産業労働資料	八月三十一日	六日	同

禁止出版物目録

第二無産者新聞
萬朝報
The Panbatic Worker
(Austrian Edition)
大衆時代
勤勞日本
救世新聞
紅旗日報

題名	発行日付	発行日	発行地
第二無産者新聞	九月二日	同	東京
萬朝報	九月九日	八日	同
The Panbatic Worker (Austrian Edition)	七月二日	同	同
大衆時代	八月二二日	九日	愛媛
勤勞日本	九月八日	同	東京
救世新聞	九月一日	一〇日	同
紅旗日報	八月十五日	同	上海
同	八月十七日	同	同
同	八月十七日	同	同
同	八月十八日	同	同
同	八月十八日	同	同
同	八月十九日	同	同
同	八月十九日	同	同
同	八月二十日	同	同
同	八月二十日	同	同
同	八月二十二日	同	同
第二無産者新聞	九月六日	一日	東京
社会運動通信	九月二〇日	同	同
無産青年	九月七日	同	同

禁止出版物目録

民衆の中	九月二二日	同	大阪
自由聯合新聞	九月二二日	二二日	東京
萬朝報	九月二二日	同	同
労働問題通信	九月二二日	同	同
社会運動通信	九月二二日	同	同
赤い塔	九月二二日	同	同
夜の東京	九月二二日	同	同
環球旬刊	九月二二日	同	同
環球半月刊	九月二二日	同	同
紅旗日報	九月二二日	同	同
黒	九月二二日	同	同
社会運動通信	九月二二日	同	同
日極東社会運動通信	九月二二日	同	同
女人黨	九月二二日	同	同

二五八二四

京都合同労働組合ニエース	九月二〇日	二二日	京都
解放思潮	九月二〇日	二二日	大阪
海陸互友新聞	九月二〇日	二二日	兵庫
社会運動通信	九月二〇日	二五日	東京
プロレタリア科学	九月二〇日	二六日	同
第二無産者新聞	九月二〇日	二七日	同
社会運動通信	九月二〇日	二九日	同
出版法ニ依ルモノ	九月二〇日	二九日	同
1、單行本	九月二〇日	二九日	同
2、單行本	九月二〇日	二九日	同
3、單行本	九月二〇日	二九日	同
4、單行本	九月二〇日	二九日	同
5、單行本	九月二〇日	二九日	同
6、單行本	九月二〇日	二九日	同
7、單行本	九月二〇日	二九日	同
8、單行本	九月二〇日	二九日	同
9、單行本	九月二〇日	二九日	同
10、單行本	九月二〇日	二九日	同

禁止出版物目録

農村打撃運動	十月十日	同	同
青年團と如何に闘ふべきか	十月十日	同	同
自主化を通じての脱止へ	十月十日	同	同
日本對露防衛之揚聲	十月十日	同	同
インダナショナルリフレ	十月十日	同	同
經濟闘争と革命的労働組	十月十日	同	同
朝鮮に於ける土地問題	十月十日	同	同
プロレタリア革命の展望	十月十日	同	同
アロレタリア講座全十一巻	十月十日	同	同
内容見本	十月十日	同	同
Dix années de l'œuvre	十月十日	同	同
Blanche	十月十日	同	同
朝鮮同胞討論	十月十日	同	同
コロンデルンの日本問題に	十月十日	同	同
關する決議	十月十日	同	同
圖書目録 新刊と重版書	十月十日	同	同
Compte rendu de l'œuvre Imperiale	十月十日	同	同
(遊集)	十月十日	同	同
雑誌	十月十日	同	同
發行日	十月十日	同	同
發行地	十月十日	同	同

宣傳印刷物

宣傳印刷物一枚	九月一日	大阪市北區堂島通リ三ノ一
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	全國農民組合本部
宣傳印刷物一枚	九月一日	日本縣聯合本部
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	日本縣聯合本部
宣傳印刷物一枚	九月一日	無事本社事務局
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	無事本社事務局
宣傳印刷物一枚	九月一日	借家人同盟内家賃支拂協働隊
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	借家人同盟内家賃支拂協働隊
宣傳印刷物一枚	九月一日	全協日本金屬労働組合東京支
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	全協日本金屬労働組合東京支
宣傳印刷物一枚	九月一日	但シ「九月一日白色テロ反対闘争を工場の中から捲起せ」
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	但シ「九月一日白色テロ反対闘争を工場の中から捲起せ」
宣傳印刷物一枚	九月一日	但シ「下谷凸版の従業員諸君」
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	但シ「下谷凸版の従業員諸君」
宣傳印刷物一枚	九月一日	東京九七七反白色恐怖總示威
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	東京九七七反白色恐怖總示威
宣傳印刷物一枚	九月一日	全國新聞労働組合江東支部
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	全國新聞労働組合江東支部
宣傳印刷物一枚	九月一日	但シ「ソノレットNo1 社会教化總動員の本質」
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	但シ「ソノレットNo1 社会教化總動員の本質」
宣傳印刷物一枚	九月一日	長野縣下水内郡飯山町二千九
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	長野縣下水内郡飯山町二千九
宣傳印刷物一枚	九月一日	但シ「全農下水内地區ニエース一九三〇、九、五
但シ「指令第一號」昭和五年八月二十日附	九月一日	但シ「全農下水内地區ニエース一九三〇、九、五

禁止出版物目録

- 三 日 中國自由運動大同盟駐日分會
但シ「自由戰線」第一九三〇年八月二十三日
- 三 日 部
但シ「プロ科学大衆化」に際して全編支局員諸君に據す、一九三〇、七、三十一
- 四 日 日本反帝同盟書記局
但シ「歐洲大戦と労働者農民」
- 四 日 反帝同盟日本支部
但シ「第一回黒人労働者世界大會開かる」
- 四 日 關東金屬産
但シ「開争ニユース」一九三〇、九、四
- 四 日
但シ「日本交通労働組合京都支部ニユース」第五號
- 五 日
但シ「殺人兇執達吏をぶちめせ」
- 五 日 日本労働組合全國協議會關東
但シ「第一回労働者組合常任委員會」
但シ「第一九三〇、九、三」
- 五 日 大阪地方協議會
但シ「九月七日國際赤色青年デー」
- 六 日
但シ「九月七日國際赤色青年デー」

二五〇二六

- 六 日
但シ「第二無産者新聞第二十三號漫獲のペーヂ」
- 六 日
但シ「戦前南支局ニユース」一九三〇、九、一二年、八號
- 六 日 出版労働組合
但シ「出版の従業員諸君！俺達の會社は本社です云々」ト冒頭ニア
ル也
- 七 日 日本共産黨共産青年同盟
但シ「革命的戦闘的労働者農民兵士諸君」
- 七 日 同上中部地區
但シ「國際共産青年同盟デイト首記スルモノ」
- 七 日 無産者大連在官員會
但シ「無産者大連ニユース」八月二十六日
- 七 日
但シ「大會を開いて國際青年デー闘争委員會を作れ」
- 七 日
但シ「國際青年デーを紀念讀書會と懇談會で開へ」
- 七 日 法色テ法大反戰闘争委員會
但シ「解黨派に關するインスト」
- 七 日 城西地區青年部委員會
但シ「絶望せる無産青年デーを前に城西地區青年部員諸君に據す、
九月五日」
- 七 日 中部地區學生反戰委員會
但シ「ニユース」八月八日二號

- 八 日 社會大衆共同闘争委員會松本
但シ「打倒濱口失業内閣、既成政黨没落ノ危機迫ル、一九三〇、九
六」
- 八 日 全協刷新日本出版東京支部
但シ「九月七日國際青年デーをデモストでたかへ」ト首記「
九三〇、九」
- 八 日 第二無新
但シ「旗」を高くかかげよ」ト首記「七月ノ國際青年デ
イノ闘争記事」
- 九 日 日本労働組合全國協議會
但シ「旗」
- 九 日 日本通信労働組合
但シ「旗」
- 九 日
但シ「第二無新北豊島文局學生班ニユース」八月二十七日付
- 十 日 國際共産黨日本支部日本共産
但シ「日本共産黨日」ト首記
- 十 日 大商教育出版部
但シ「大阪商店従業員組合ニユース」第四號
- 十 日 日本労働組合全國協議會刷新
但シ「日本共産黨中央執行委員會に對する質問書、一九三〇、八、二
四」
- 十一 日 關東合同労働組合小松川第三
但シ「搾取ノ歌（奈は嬉しや）」

二五〇二七

- 十一 日 日本労働組合全國協議會關本
但シ「日本木材結成の爲に全力を集中して戦へ」
- 十一 日 全協日本出版労働組合東京支
但シ「大衆ハ左へ左へ」ト題スルモノ
- 十一 日
但シ「幹部反對派ニユース（反對派ノ結成ニ就テ）ト題スルモノ」
- 十二 日 解放運動犧牲者教授會第二回
但シ「親愛なる獄中の全同志諸君」八月五日
- 十二 日 日本赤色教授會交連委員會
但シ「教授列車」
- 十二 日 關東金屬産労働組合銅板工場
但シ「警官の狂暴なる弾壓に對し全尾久の町民諸君に據す」一九
三〇、九、九
- 十二 日 城北地方工場代表會議
但シ「白色テロル官憲の彈壓に對し全労働者は武装して突撃せよ」
一九三〇、九
- 十二 日 埼玉縣大同町梅ヶ枝町教授會
但シ「教授ニユース」一九三〇、九、一〇
- 十二 日 全國大衆黨中央委員會
但シ「生活防衛闘争に關する指令（九月一日付）」
- 十三 日 岡山市西春日町小松正道
但シ「生活防衛闘争に關する指令（九月一日付）」

禁止出版物目録

- 但シ「概文」九月を想ひ起せしト題シ
宣傳印刷物一枚 二十三日 關東金屬産業労働組合本部
宣傳印刷物一枚 二十三日 全日本労働組合連合会本部
但シ「職團的全国労働者諸君に敬す」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十四日 全協三重縣聯合委員会
但シ「三重」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十四日 九安製紙労働組合本部
宣傳印刷物一枚 二十四日 九安製紙労働組合本部
但シ「全職工、全労働者諸君に再び訴ふ」
宣傳印刷物一枚 二十四日 九安製紙労働組合本部
但シ「全労働者無産市民諸君に訴ふ」
宣傳印刷物一枚 二十五日
但シ「労働黨城南支部創立總會」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十五日 労働組合高山市印刷所労働組合本部
宣傳印刷物一枚 二十五日 労働組合高山市印刷所労働組合本部
但シ「資本家の財産は労働者が作ったんだ」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十六日 日本労働組合全国協議会關東
宣傳印刷物一枚 二十六日 日本労働組合全国協議会關東
但シ「異議者刷新同盟の手先 神山、大沼、秋川二派の除名に就て
聲明す」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十七日
但シ「臺灣民衆黨ノ全島同胞ニ告ぐる」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十七日 區委員会
但シ「八月二十九日の朝鮮國旗記念
但シ「九月四日の震災追悼記念」に際して革命的労働者に敬す

二五ノ二八

- 宣傳印刷物一枚 十七日 全協關白城地區委員会
但シ「八、二九朝鮮國旗記念日をデモ、スト、で闘へ」
宣傳印刷物一枚 十七日 無産青年出版部
但シ「無産青年リフレット第二輯 各國共産青年同盟のスポーツ活
動に關するデモ」
宣傳印刷物一枚 十七日
但シ「既、帝國主義日本の没落はいよいよ云々」ト題シ
宣傳印刷物一枚 十七日 中部地區學生委員会
但シ「第二無産中部地區學生」ト題シ
宣傳印刷物一枚 十九日 全協農民組合岡山縣聯合會
但シ「指令第一號、八月二十八日付」
宣傳印刷物一枚 十九日 全協、關金、北部支部
宣傳印刷物一枚 十九日 鋼板労働組合本部
但シ「最後の一戦に供へる」ト題シ
宣傳印刷物一枚 十九日 江東労働者諸君に訴ふ
但シ「赤旗」ト題シ
宣傳印刷物一枚 十九日 全協労働者工場
但シ「火花」ト題シ
宣傳印刷物一枚 十九日
但シ「日本出版新聞委員会中央地區」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十一日 傳給生活失業者協同執行委
員會
但シ「一九三〇、九、二〇」

禁止出版物目録

- 宣傳印刷物一枚 二十一日 日本出版東京支部新聞委員会
但シ「江東」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十一日 日本赤色救護會東京地方江東
但シ「江東救護」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十二日 茨城縣新治郡土浦町労働黨土
浦支部
但シ「メーデー歌」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十二日
但シ「赤色救護會常任中央委員会指令第五號」
宣傳印刷物一枚 二十二日 全協刷新同盟
但シ「國際的眞切者アンデルス」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十二日
宣傳印刷物一枚 二十二日 京都市今熊野町村長之助
力京都市労働組合本部
但シ「京都合同労働組合」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十三日 江東支部
但シ「マツ暴政に備へよ」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十三日
但シ「吾等の前衛漢政追悼の歌」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十三日 日本労働組合總聯合會労働青年
部
但シ「親愛なる 大島製鋼
山田木工部の労働者諸君」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十三日 葛飾汽船

二五ノ二九

- 宣傳印刷物一枚 二十四日 日本労働組合全国協議会
但シ「木村労働者」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十四日 第二無産社
但シ「旗」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十四日 全協日本紡績産業労働組合東
日本共産黨
但シ「首切、貫下、工場閉鎖、絶対反対」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十五日 第二無産者新聞外語班
但シ「外語全學生諸君」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十五日 鳥取市尾川町五十九番地
米澤健一
但シ「小作農民諸君に訴ふ」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十六日 日本赤色救護會
但シ「概文、九月二十日付」
宣傳印刷物一枚 二十七日 組織準備會
但シ「王電從業員」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十九日 日本労働組合全国協議会日本
土木建築労働組合準備委員会
關東自由労働者組合
但シ「市從業員組合大會に際して敬す」
宣傳印刷物一枚 二十九日 桑平タバコ専賣局戸田組争議
關應援團
但シ「代表の色澤井上蔵相」ト題シ
宣傳印刷物一枚 二十九日 日本赤色救護會東京地方城南
地區委員会

禁止出版物目録

但し「五地方だけの分離裁判絶対反対」と首記セルモノ
宣傳印刷物一枚 二十九日 同
但し「櫻」
宣傳印刷物一枚 二十九日 同
合シ「波政記念日を日本赤報社大強化で開ヘ」
宣傳印刷物一枚 三十日 同
但し「全協京都機織産業組合ニエニス 九月二十九日付第六號、第
二次日本共産黨公判切迫」ト題スルモノ
宣傳印刷物一枚 三十日 全国農民組合上野支部
但し「農民闘争歌(京津節)」

二、風 俗

1 新聞紙法ニ依ルモノ

1 單行本
題名 編者 施行日 發行所
輸入好色一代男全八册 二日 愛 藝 書 院
同好色一代女全六册 二日 愛 藝 書 院
同好色五人女全五册 二日 愛 藝 書 院
愛慕行進曲(歌訂) 八日 大 東 書 院
愛慕行進曲(歌訂) 八日 大 東 書 院
結婚愛 八日 大 東 書 院
歐米女見物 普及版 道家齊一郎著 十三日 同

二五ノ一三〇

犯罪現場写真集 一册 十九日 犯罪科學
藝奇風俗の向原 長河龍夫著 十七日 赤城閣書房
ビニイ・スボット 永田倫著 二十六日 尖 端 社
2 雜誌
題名 發行月日 施行日 發行地
エロ 十月一日付 十八日 東京
藝奇畫報 九月十五日付 十九日 同
文學風景 第二卷第七號九月號 十九日 同
第三卷第六號十月號 二十三日 同

3 廣告ポスター

歐米女見物普及版内容見本 十二日 同
一、「好機を逃すれば損です」ト題スルモノ
一、「珍本購置會則」ト題スルモノ 十八日 同
一、「倍つれん」ト題スルモノ 十八日 同
4 圖 畫
題名 種類枚数 施行日 發行所
探偵婦人繪畫寫真(葉書型) 四枚 二日 同
浮世繪研究第二編附録 一組八枚 五日 同
浮世繪研究仙果 一組八枚 五日 同
浮世繪の表情美(紅紙ノ巻) 一册 十日 美術社

禁止要項

一、安 寧

1 單行本

インターナショナルの苦悶

東京市クラス社發行 九月九日禁止
本書はインターナショナル主義ノ理論ト實踐トハ階級闘争ノ標
識トシテ最も價值アルモノトシ、各種インターナショナルノ活
動組織等ヲ説明シタルモノナレドモ、一節「共産主義ノ挑戦ト
題スル記事ハ共産主義者ノ理想、任務、並ニプロレタリア獨裁
ノ必要、世界革命ノ可能ナル所以等ヲ極メテ平易ニ説明シタル
モノナルニ依ル、一ニ「獨裁」事次ノ如シ。
一、「軍國主義による負擔の重荷、そして又新しき戦争勃發の
危険は、農民の心を新しい考へ方に準備しつゝある、プロレ
タリアを中性化することが出来、又そうしなければならぬ
そして適當な公約と實踐によつて、小農の共鳴を獲得しなけ
ればならぬ、中農と小農とをとしてプロレタリアとの問題は
社會革命の必須な條件でありプロレタリア獨裁の基礎でなけ
ればならぬ、階級獨裁を行使するためには、労働者と農民は
彼等自身の國家形式を持つ許りではないのであつて、そ

禁止要項

二五ノ一三一

の上にプロレタリア國家を指導すべき彼等自身の政黨をもた
なければならぬ、かくの如き政黨がプロレタリアの前衛であ
る所の共産黨である、そしてそれは社會革命の綱領を實現す
る上に於て完全な指導權を持たねばならぬ、……階級獨裁、
特定の云つて労働階級獨裁は武力の行使を意味してゐる、
武力革命は政權獲得の爲めに必要とされる、そしてその後
も、資本家と地主と社會主義に敵對するものを排除する爲め
に、そして中間階級と小農とが労働階級のイデオロギイに克
服されるまで彼等の武装を解除せしむるために、武力の方策
を用ひねばならぬ、革命は戦争の様なもので、個人を殺すこ
ともあり、又大衆を脅かすこともある、その獨裁を行使する
に當つては、共産黨は、假令労働階級であつても、何かの理
由で革命綱領に反對し妨害する様なものに對しては、武力を
用ひなければならぬ、プロレタリア獨裁に伴ふ處の×力は
労働者が其の権力を確保し、社會主義建設に對する妨害を打
倒するに成功した時でなければ、その鋭鋒を緩和することが
出来ない。
二、ソヴィエト、ロシアは世界革命の中心であり、國際プ
ロレタリア唯一の祖國である、萬國の労働者は、全力を傾倒
して、ロシアに於ける社會主義の建設に助力しなければなら
ぬ、そしてロシアを外敵の攻撃から防衛しなければならぬ、
……ロシアは今、帝國主義列強の聯合軍から常住に脅かされ

てゐる、そして第二の世界戦争は、事實恐らくはロシアに對する帝國主義列強の聯合軍の宣戦であるだらう、この時に當つて、國際プロレタリアの任務はそれぞれの國の軍隊を、或は宣傳により或は煽動により、或は堅き結合の促進により、或はゼネストにより、暗黙の内に偵びみ×し、かくして彼等の共通の社會主義祖國の勝利を確保することにある、こうした反軍國主義的行動が、戦争を防止する唯一の効果的手段であり、もし又戦争になつた場合にも、それは世界社會主義と世界プロレタリアの最後の勝利を進めしむる確かなる方法なのである。

朝鮮に於ける土地問題

朝鮮ノ土地問題ノ解決ハ政治的の革命ヲ最後マデ遂行シテ日本ノ統治ヲ根本的ニ逐脱シ土地ノ無償沒收ヲ敢行スルコトニ依ツテノミ可能ナリトシ之ヲ斷行シ得ルモノハ唯一ノ徹底的ナル革命ニ當タル共產黨ヲ指イテ他ニナラズト論スルモノナリ、今二三ノ不確切所ヲ摘録スレハ左ノ如シ。

- (一) 朝鮮の土地問題は、たゞ革命的、平民的方法でのみ解決し得る。日本帝國主義統治の根本的××と同時に、すべての大土地所有を無償沒收して農民に分配することに依つてのみ可能である。朝鮮に於ても「政治革命を最後まで遂行することなくしては、強固なる農業革命は全然不可能である」
- (二) 朝鮮に於てもそれ自體として徹底的な革命階級はたゞ労働階級のみであり、従つて唯一の徹底的革命黨はたゞその前衛、共產黨のみである。共產黨は革命の現段階に於て、労働階級の利益のみでなく、農民及びすべての被壓迫、被搾取階級の利益を廣汎に代表するところの唯一の徹底的な革命黨である。
- (三) 朝鮮共產黨の現段階の土地綱領は、大體次の如くでなければならぬ。
 - (1) 日本帝國主義統治の廢止、朝鮮の完全なる獨立、労働者農民のソワイエツト政權の樹立。
 - (2) 官公農寺院、社會及びすべての大土地所有者の所有土地の無償沒收、その農民「ソワイエツト」に依る耕地不足な農民への分與。
 - (3) (4) (5) (6) 省略
 - (7) 「ソワイエツト」聯邦の防衛、帝國主義掠奪戦争の反帝國主義國內戦争への轉換。

「プロレタリア革命の展望」コミンタン編

本書ハプロレタリア革命ニ對スル戰術ヲ述ベ帝國主義戦争ノ内亂ヘノ轉換軍隊内ヘノ赤化積極的武裝蜂起等勸導大衆ノ革命的動向ヲ強調セルハ安寧秩序ヲ背スルモノト認ム。勸導大衆のかなりの部分が既に革命的氣分を以て次の戦争

にのぞむであらうこと彼等が帝國主義戦争の内亂への轉換の不可避性及必然性の思想を——その思想は過去の帝國主義戦争の経験からロシアに於けるプロレタリア革命の経験及び西歐と東洋に於ける多くの革命的闘争の経験から得られたものであるブルジョア軍隊の中に持ち込むであらうことである(中略)植民地及び半植民地民族の搾取は彼らの間に革命的運動を激成した國際的革命的プロレタリアートは民族的運動として始まりそして其の發展に於いて必然的に社會革命への道を進みその終局的勝利は歐洲の社會革命の勝利に懸るところの此の運動を支持する併し帝國主義によつて壓迫されてゐる民族の解放は大帝國主義國家の特權付けられた立場を震盪せしめそしてその中に革命を促進せしめる綱領宣言は戦争が「社會革命期を起した」ことを説明したこの期に於いて黨の最大綱領は「直接的實際的意義」をかち得る黨は大衆行動及政治的大衆罷業から武裝蜂起に至る一切の革命的闘争手段を利用す(略)我々は——とレーニンは「モスカウ蜂起の教訓」

に關する彼の論文を書いた更に偉大な大衆闘争が到來することを想ふであらう其は武裝蜂起であらう其は出來得る限り同時に起たねばならぬ大衆は武裝された血闘を嗜するが大衆の間に進むことを知らねばならぬ死を輕視することが大衆の間に擴大されて勝利を確保せねばならぬ敵への攻撃は最も精力的であらねばならぬ防禦でなくて攻撃が大衆のスローガン

第二回全國大會報告書(第四頁)

とならねばならぬ容赦なき敵の根絶は大衆の任務であらう革命的流動的闘争組織が生じるであらう軍隊の浮動的分子は積極的闘争に曳き入れられるであらう階級意識あるプロレタリアートの黨は此の偉大な闘争に於いて自分の義務を遂行せねばならぬ。

禁止要項

二五ノ一三四

ある。階級階級闘争は、組織未組織を問はず全労働者農民大衆の聲である。

支配階級は、斯る労働大衆の反抗に對して何を以て答へたか？抑壓又抑壓、彈壓又彈壓のみである。プロレタリアート組織成員にして自色テロルの犠牲となり、野獸の如き階級司法下に奪はれたものは、全國に亘り數千を以て數へられ特に其尖鋭なる前衛分子は今や死を以て稱かされてゐる。フアンスト支配、フアンストテロルはまさに公然と日本に其の姿を現はしたのである。(中略)

- 一、檢査拷問絶對反對！
- 二、階級司法絶對反對！
- 三、治罪法其他勞農彈壓諸法令の撤廢！
- 四、白色テロルを叩き潰せ！
- 五、労働者農民の階級的犠牲者とその家族を救へ！
- 六、一切の階級的政治犯を即時釋放しろ！
- 七、全労働者農民は救援會に入れ！
- 八、救援運動を通じての國際連帯萬歳！

我が黨は七月中旬赤色デーを前にして宣言に襲撃され、指導的黨員の若干を奪ひ去られた。然ながら恢復され「潰滅の日近し」と一時的勝利の陶醉に耽る支配階級及社會民主主義者解黨派の悦びを外にして、彼等をプロレタリアートの威力

の前に覆し、震ひ上らすべきその日のため「戦争と革命の時代」に於る實踐的準備に一切の努力を集中してゐる。而して此の準備に於ける我が黨の第一任務は労働者階級の多數者獲得の任務である。

我が黨は諸君に對して、大衆が黨のこの闘争に於ける有力なる協力者であることの實を示されんことを希望するものである。

解放運動犠牲者救援會大會萬歳！
労働者農民は赤色自衛團を組織して支配階級の白色テロルと闘へ！

國際赤色救援會加盟萬歳！
資本家地主の政府を倒せ！
労働者農民の政府樹立
プロレタリア獨裁萬歳
日本共産黨を守れ！
日本共産黨の大衆化萬歳

一、九三〇、八、五日本共産黨中央委員會

2 新聞 雜誌
以上

産業労働資料リポート (八月廿一日付八月號)
東京市發行 九月五日禁止

本紙、日本共産黨ヲ肯定支持セル「全國新聞同盟ニ對シ全國協働會ノ反對聲明」ト題スル一文ヲ掲載セルニ依リ安寧秩序ヲ妨害セルモノト認メタリ。

(前略) 極度の搾取を強いられ工場職場に働きつゝある兄弟にとつて我全國協働會と、解黨派、刷新同盟と、何れが盛んに労働者解放運動の先頭に立ち、國際共産黨、日本共産黨の直接の影響下にあつて戦つて居るか否か？は極めて明瞭であらう。(中略)オレクテはこの重大な機に直面して如何に迫害にさらされやうと、どうされやうと死を賭して確固たる指導部を確立し、この大衆的闘争の指導権をにぎらなければならぬのだ。全國労働者諸君！吾々はそれを俺達の最も良き指導者、日本共産黨、並に日本共産青年同盟の指導のもとに斷乎として、敢行し得るであらう。

全國大衆新聞 (九月六日付號外)
東京市發行 九月五日禁止

「農村窮乏打破の旗」ト題シ「窮乏闘争十一ヶ條」ヲ掲グ不穩部分ヲ摘記スレバ左ノ如シ。

(前略)大衆黨の「農村窮乏打破」養蠶家損失補償、小作料引下、農村生活者の納税借金支拂猶豫——のみが農民大衆の生活權防衛闘争だ(中略)在來の政府は大藏省豫金部の金を西原借款に於て一億五千萬圓をトブに捨てまた國際汽船其の他への債權は元利を切下げて据置き、昭和二年の金融恐慌に

は小數銀行資本家の爲めに震手、濫銀融通、日銀特權を行つて總額十億五千五百萬圓を出してゐる。今や同様のことを三千萬の農民のためにやれといふのだ。借金總額千圓以下の農民支拂一ヶ年延期令を出せ、(中略)地主や資本家の借金や貸金ははつておけ(下略)

自治民報
愛知縣自治民報社發行 九月十六日禁止

本書、無政府主義系ノ雜誌ニシテ、社會革命ト軍人ト題スル記事ハ軍人ニ社會革命ヘノ参加ヲ煽動セルモノニシテ不穩ナリト認メ

「國家に代つて敵を受ける」眞の軍人諸君よ、諸君は永遠に人類の虐殺機械たるに甘んずるか、或は自己の人格を恢復しようとするか、若し虐殺機械たるに甘んじないならば、軍人の進むべき「向上の一路」たる「社會革命」を軍人にも亦唯一無二の大事業である。(中略)軍人諸君よ！諸君はその健康なる身體をもつて生れ何うして賤むべき奴隷に甘んじることか、或は自由平等相互扶助の理想社會建設のために働く高尚な平民の仲間と成らうとするか、それは諸君の自決、自撰、自働にあるのだ。

「社會革命は軍人向上の一路であり、軍人唯一無二の大事業である」

「眞理開明、社會革命」の時節は迫つた。

禁止要項

二五ノ一三五

禁止要項

今度の歐洲大戦後各國の労働罷工の暴動は大戦前に比して甚だしい度を加へて来た。政府が兵士を派して鎮壓しようとしても正義に目醒めた軍人はみな上官の命令を拒否した。

プロレタリア科擧

十月一日東京市ニ於テ發行 九月二十六日禁止

禁止ノ主因タル「労働者の管理に就て」ト題スル記事ハ我が國ノ現時ノ情勢ハ未ダ「工場管理」ノ時期ニアラザルモ國家ニ對スル間斷ナキ正面攻撃ノ指導ガプロレタリア黨ノ至大任務ナリトシ黨ハ凡ユル工場ニ強クニ根ヲ下ロシテ準備ヲ整ヘ急激ノ熱スルヲ具バ果敢ナル武力行動ニ依リ工場占領ヲ斷行スベシト論

(一)、プロレタリア黨は大家をブルジョア國家に對する正面攻撃に指導する任務を持つ。……さうした大衆行動は、ストライキ、デモストレーションと結びついたストライキ、武装デモストレーションと結びついたストライキ、そして最後にブルジョアジーの國家強權に對する武装蜂起と合したゼネラルストライキである。

(二)、イタリア労働者は、本能的に、危機の解決を一の共産的方向に向つて推し進めた。

だが、一の革命的労働者黨の缺如が労働者階級の運命を決定し、その敗北に役立ち、今日に於けるファシズムの勝利を用意したのであつた。改良主義の危険と共産黨活動の不存在

の致命性、これこそ、イタリア問題に關する唯一の教訓である。

二風俗

1 單行本

龍 第一巻 昭和五年七月十日付

本書ハ浮木ニシテ左記ハ一斷面ニ過ギス。

(前略)イヴォンヌが酔潰れたとは反對に、侯爵は却つて、燃上るやうな感情に頭は沸え、身内はうづ／＼として來るのでした。侯爵は、彼の腕の中で子供のやうに寝入つてゐる小さい生體を食するやうに見詰めて、ごくりと唾を飲みました。そして彼は、イヴォンヌの體を軟い——上に運びました。この分ちやあ中々起きさうもない」と侯爵は考へました。「その方が面倒がなうて結構幸ひぢや。侯爵はそろ／＼とイヴォンヌの變厄介なことでもあり、また無上の樂しみでもあります。イヴォンヌの……時、侯爵は經驗と年甲斐もなく、思はずその身を震はせました。侯爵の太く毛深い指は戦き、せる動作は餘計不器用になり、そして甚だ亂暴に

見えました。それでもイヴォンヌは平和な眠りに落ちて居りましたので、侯爵はそんなに早急らずに、兎も角彼女の……
……してしまふことが出来ました。(中略)イヴォンヌは鳥渡ばかり體を動かしましたが、まだ彼女は恐るべき襲撃者を覺らないのです。(中略)マタアル侯爵が、……
……る間に、流石に深い睡眠に落ちてゐたイヴォンヌも、……ましたので、ふと夢を破られました。臍氣な彼女の視界に、一つの狂暴の顔が映りました。(中略)地獄へ墜ちるやうな極度の驚愕と共にイヴォンヌは(中略)叫ばうとしましたけれど、餘りの恐怖に僅に聲を掠らせたのみでした。

「……」と侯爵は、イヴォンヌの……ながら、叱るやうに云ひましたが、彼女の恐怖に顔を見るとき思ひ返して勞はるやうに優しい聲で云ひました「何も恐いことではないよ、僕の可愛いイヴォンヌ。黙つておいで。僕はお前を幸福にしてやる。(下略)」

獵香風俗の向脛

長澤龍夫著 東京市赤煉瓦圖書發行 九月十七日禁止
本書ノ内容ハ其書名ニテ容易ニ察シ得ラルル如ク、五百頁ノ大冊ハ淫蕩ニ墮シタル世相ノ暴露叙述ヲ以テ一貫ス。左ニ其ノ二三ヲ摘メテ斷片的ニ摘記ス。

禁止要項

(一)

完全な避妊を實行するために、最善の方法を二人は協議した。コンドームは最も完全なものであつたが、この薄皮膜が二人の熱烈な處に聊かたり共、間隙を作つては成らないといふ理由で、排され、×××の挿入は、その操作に對して、醫者の『リノリウム』の寢臺に仰向様に寝かされる屈辱を取て成し得ないといつて夫人は拒否して仕舞た。結局無限に創裂される×××、性的智識の發達した歐米先進國から輸入される×××を手に入れた。密なる交情にかゝらず子供はなかつた。

(二)
虎熊君、女中が氣を利かして枕元に置いてある水差から、冷たい水を口づけにやらかすと、どしんと床上に轉がつた。ふと耳を敏ると隣室から、四邊を憚る秘めやかな陸首、虎熊君は闇の中でやりとした、先刻宿を出る時廊下で擦れ違つた蜜月旅行の新夫婦だ。しきりに囁き交しては聲を忍ばせて笑つてゐる。經驗のない虎熊君、新婚の夫婦の間の體言は一體どんなものであらうと考へたのである。一つ盜聴きしてやれとへんな興味を起して、そつと床を抜け出すと、襖の隙へ耳を押し付けて隣室の音を聞き洩らさじと、全身の注意を集中させたが、明瞭に聞き取れぬ、彼は極めて靜かに襖を細目に開けた。彼は遂に段々と襖を開けて半身を隣室に入れて寢床の方へ這ひ寄つたのである。

禁止事項

(三)
自動車は松林の前で、ストップすると助手が急いで扉を開けたんだ。俺も半ば好奇心に駆られて、何だらうと見てみると、二十五六にもなる、若夫人といった、聰明らしい、すつきりしたシヤンが降りたのさ、するとその後から又、十七八の令嬢風の素的な洋装のモガが降りて二人で何か云つて笑ひながら、松林の中へ入つて来るんだ。(中略)すると俺が葦の中に入り返つて居るのを、彼女等は気が付かなかつたんだね、俺の寝てゐる二間程、前の鼻ツ先へ来るといきなり若いマダムが降んだものだ。フロキランはゾロスを緩めてゐるんだ。俺はハツとなつて呼吸を止めた。そうしてゐる中彼女達が用をたして自動車へ歸つて行くと、入れ代りに中年のマダムが、悠々と笑顔を彼女達に向けて降りて来ると、又ぞろ俺の正面に来て、アラレもなくおやり遊ばされたのだ。俺は自動車が持つて仕舞ふと、ホツとして立ち上つた。彼女等の跡に三箇所、紙片が落ちてゐたのを見て、思はず噴き出したくなつた。(下略)

2 雑 誌

文學 風景

第一巻第六號 特別贈物號
九月廿三日禁止
本誌中、煉瓦を蹴る女ト題スル小説ハ、日本人ト外國淫賣女ト

ガ街路上ニ於ケル淫賣取引並ニ交接場面ヲ描寫セルモノニシテ、尙其他ニモ淫蕩ナル記事ヲ掲載セシニ因ル「煉瓦を蹴る女」ノ一部ヲ摘記スレバ

(前略)

「もし支那の旦那さん、一寸私と遊んで行かない？」と流暢な英語で言つたのである。
その女には支那人も日本人も區別がつかぬらしい。お盆のやうに丸い肥つた顔には白粉を塗つて、それが暗の中にも際だつて白く浮いてゐる。
彼はその言葉つきと、身體の大きい背の高いことがこの上もなく嬉しくつて、今まで覺えたことのない新しい好奇心がむらむらと起つて来た。それはかつてロシア人の或る船乗仲間から「女を抱くなら大女に限る」と教へられたことを今思ひ出したからである。女の乳のあたりまでしかなないTは、女を見上げながら「いくらで遊ばせるのかい？」と言つた。
「四シリングでいいわ。」
「高いよ。三シリングに負けないか。」
「そんなこと言はずにいゝぢないの。」
「女はもうTの手をしっかりと握つて離さない(中略)そこで彼はすつかり安心してポケットから四シリングを掴んで女に渡した。そして自分の持つて来た靴を横にして、その上に上

つて見たのだがそれでもまだ大切な所へ届きかねるのである。
「ゴツデム・セングー、えいッ、思々しい！」Tはやけに叫んだ。

「では一寸あなたお待ちなさいよ。」
女はかう言ひ捨て、煉瓦の中へ進入して行つた。そしていくつかの煉瓦を抱へて来て、それを自分の前に積重ねた。この上に乗れと言ふのだ。
何もかもよく知つてゐる女のつくこの女に彼は微笑ましい氣持になつてその上に上つた。そして健康な女の頸に腕を巻きつけた。

「白粉の匂いとバク臭い女の肌の匂とが興奮した彼の感情を厭が上にも驅り立てる。ともすればふら／＼と倒れそうになる彼の體を、女は時々抱き上げるやうに、ぎゆつと支へてくれた。暫らくの間でいゝ、人が来なければよいがと思ひながら、彼は太い大木のやうな女の體にしがみついてゐた。
二分、三分と経つて行く……」

すると女は時刻を見はからつて、
「ねえあなたもう三シリング頂戴よ」と體を一寸ねぢるやうに揺りながら言つた。
「先刻やつたぢやないか」
「あの外によ……」

禁止事項

「明日また来るからその時あげるよ。」

「いやよ、今頂戴な。」

「いやいや、今くれなくちや。」

女は駄々をこねる。そしてしつかり、しがみついてゐるTの手を振りほどかうとさへするのだ。今のTにして見ればもうそれどころではなかつたで彼はたうとう

「うん、あげるよ、あげるよ」と承知してしまつた。すると女の手は、もう彼のポケットの中へ入つてゐるのだ。彼にとつての全財産を勝手にせしめられてしまふことは残念でもある。しかしどうしてもその手を拂ひのけることが出来ない。

「おい待つてくれ。おれが出してやるから」

「いけないの。私がつては悪いの。」

「うん、ぢやないが、一寸待つてくれ」

あんな卑怯だわ、そんなことを言ふなら、今この煉瓦を蹴飛ばしてしまふから」以下略

結婚 愛

東京市アルス發行 九月十日禁止

本書ハ内容全體ガ性ニ關スル説明ナルガ其ノ中ノ性交ノ生理所作(姿勢)技巧等ノ説明ハ卑猥ニ涉レ個所アリ、左ニ之ヲ抄録スレバ

(前略)男の性的機關は生きて動ける繊毛の杯狀囊即ち精液

主要禁止出版物差押成續表

題名	禁止日	發行地	發行部數	差押部數	静愛	三奈初茨千	群坊新長兵	神大京東北
第二無産者新聞八月一四日第三〇號	二二日	東京	四六	四六	〇	〇	〇	〇
インダナシヨナル第一〇號	二三日	同	一	一	〇	〇	〇	〇
女人藝術九月一日第三卷九號	二五日	同	一	一	〇	〇	〇	〇
第二無産者新聞八月二三日第三一號	二七日	同	一	一	〇	〇	〇	〇
無産青年八月二二日第三七號	同日	同	一	一	〇	〇	〇	〇
農民自由聯合八月二五日第一卷二號	同日	同	一	一	〇	〇	〇	〇
急進九月一日第二卷八號	同日	同	一	一	〇	〇	〇	〇
社會運動通信八月二六日第二六六號	二八日	同	一	一	〇	〇	〇	〇
勞農九月一日第四卷七號	二九日	同	一	一	〇	〇	〇	〇
大衆經濟八月三日第二卷八號	三〇日	同	一	一	〇	〇	〇	〇

二五ノ一四三

その二

主要禁止出版物差押成續表

題名	禁止日	發行地	發行部數	差押部數	仲	鹿宮龍佐大	網高愛香徳	和山廣岡島	島富石福秋	山青岩福宮	長枝滋山静
第二無産者新聞八月一四日第三〇號	二二日	東京	四六	四六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
インダナシヨナル第一〇號	二三日	同	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
女人藝術九月一日第三卷九號	二五日	同	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第二無産者新聞八月二三日第三一號	二七日	同	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
無産青年八月二二日第三七號	同日	同	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
農民自由聯合八月二五日第一卷二號	同日	同	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
急進九月一日第二卷八號	同日	同	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
社會運動通信八月二六日第二六六號	二八日	同	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
勞農九月一日第四卷七號	二九日	同	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大衆經濟八月三日第二卷八號	三〇日	同	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

二五ノ一四二

税関に於て輸入禁止せられたる出版物

雑誌	新青年(第五號)	新青年社	新青年社	三〇部	九月五日	税神	關戸	該第關稅定率法 第十條
書籍	おいらはプロレタリア	南正胤	東京市本郷區 紅玉堂書店	一冊	九月二日	同右	同右	内務省禁止
書籍	近代弱少民族被壓迫史及獨立運 動史	胡石明	上海 大東書局	一冊	九月二日	同右	同右	該第關稅定率法 第十條
書籍	マルクス主義の根本問題 Les Questions fondamentales du marxisme	ブレハノフ G. V. Plekhanov	Editions sociales Internationales Paris	一冊	同右	同右	同右	同右
書籍	新編 國恥小史	黃孝先	上海 商務印書館	一冊	九月三日	同右	同右	同右
書籍	新青年社叢書之一種 勞農政府之成功與困難	列 博	漢口 長江書店	一冊	同右	同右	同右	同右
書籍	中國革命與共產黨	租秋白	中國共產黨	一冊	同右	同右	同右	同右
書籍	新青年社叢書之一種 俄國革命運動史 第一冊	租秋白	上海 新青年社	一冊	同右	同右	同右	同右
書籍	新青年社叢書之一種 列寧主義概論	斯達林 Stalin	同右	一冊	同右	同右	同右	同右
書籍	共產黨底計畫	布哈林著 太田柳譯	漢口 長江書店	一冊	同右	同右	同右	同右
書籍	俄國革命史	楊幼烟	上海 民智書局	一冊	同右	同右	同右	同右

二五ノ一四八

書籍	共產黨宣言 Le Manifeste Communiste by Karl Marx et F. Engels	マルクス及エンゲル K. Marx et F. Engels	R. Beider et Cie Editeurs Paris	一冊	九月八日	税大	關版	該第關稅定率法 第十條
雜誌	政治生活 第六十五期 列寧紀念號	中國共產黨	中國共產黨	一冊	九月十日	同右	同右	同右
書籍	中國革命問題論文集 上、下	新青年社	上海 新青年社	二冊	同右	同右	同右	同右
書籍	帝國主義侵略中國の趨勢、知變 遷論	汪精衛	北平 中國書局	一冊	同右	同右	同右	同右
パンフ	中國共產黨對於時局的主張	舉大中央執行委員會	中國共產黨 擴大大中央執行委員會	一冊	同右	同右	同右	同右
雜誌合本	革命評論(全集)	陳公博	上海 復旦書店	一冊	同右	同右	同右	同右
書籍	中國革命史	印維廉	上海 世界書局	一冊	同右	同右	同右	同右
書籍	世界資本主義の現勢	ブハリン著 佐野學譯	東京 白揚社	一冊	九月二日	同右	同右	同右
雜誌	プロレタリア科學 創刊號	大河内信成	同右	一冊	同右	同右	同右	同右
雜誌	社會問題研究 第九十三號	鈴木安藏	東京 上野書店	一冊	同右	同右	同右	同右
雜誌	社會問題研究 第九十一號	同右	同右	一冊	同右	同右	同右	同右
雜誌	インタナショナル三卷ノ第一號	同右	東京 産業労働調査所	一部	同右	同右	同右	同右

税関に於て輸入禁止せられたる出版物

二五ノ一四九

税関に於て輸入禁止せられたる出版物

二五ノ一五〇

書籍	レーニン王國(露文)	アー・チエルネ	ベルリン アーチエルネ出版社	一册	九月二 十二日	税関 關司	關稅 第十一 條ニ 當ル
書籍	トロツキー(露文)	エム・スモレンスキ	ベルリン 一般出版	一册	同右	同右	同
歌集	革命歌集(露文)		前掲新徳 中央職業同盟會	一册	九月二 十二日	同右	同
パンフ	日本無産青年運動	花村菊夫	大阪 労働問題研究所	一部	九月八	税長 關崎	同
パンフ	プロレタリア歌曲集	堺 眞柄	東京 無産社	一部	同右	同右	同
書籍	新東方 第一卷第二期	新亞洲書局編輯部	中國北平 新亞洲書局營業部	一册	九月廿 六日	同右	同
書籍	名稱新社會學内容國家と革命	エム・レーニン著 片山 滄譯	高島和二郎	一册	同右	同右	同
パンフ	労働歌及組合歌	白揚社編輯部	東京 白揚社	一册	同右	同右	同

(注意) 十月三日大阪税関ヨリ客年三月十四日附輸入禁止処分ニ附セル左記露文出版物(自販券報第十號一〇頁所載)ハ其ノ後
再調査結果輸入禁止ノ程度ニ達セザルモノト認め該處分ヲ取消セル旨通知アリタリ

- 一、ブレハノフ全集 二三册ノ内第五、六、十、十七、二十、二十一、二十二、二十四、九册
 一、社會主義學士院月報 二七册ノ内第一、三、六、十四、十五、十七、二十、二十一、二十二、二十三、二十五、二
 十六號ノ十二册
 一、マルクス主義的ニ見タル藝術ト文學 六册
 一、マルクス主義的ニ見タル藝術問題 一册
 一、レーニンノトルストイ觀 一册

資料



獨逸新聞の基本問題 (續)

ドクトル・オットー・マイネン

材料と源泉—公衆と利害關係人—編輯部に於ける手入
 新聞記者の職業
 記者の素質—社會的狀態—素養—組合制度(以上第二十四號)

獨逸新聞の批判(以下本號)
 技術的業績
 公共利益に於ける功績
 發行者と編輯者
 新聞と經濟
 新聞と國家
 新聞と輿論
 匿名と署名
 結論

二五ノ一五一

目次

緒言
 日刊新聞の外面的形態
 政治欄—經濟欄—文藝欄—附録—廣告欄
 新聞の解消
 所有者の問題—大小單位—新聞の方向(以上第二十三號)—雜誌
 及外國新聞
 獨逸の主要日刊新聞
 伯林—ケルン—フランクフルト—ミュンヘン—ハンブルグ
 日刊新聞の成立
 獨逸新聞の基本問題

獨逸新聞の批判

技術的業績

新聞に對する批判は、純粹なる技術的觀察點よりするものと、社會的・倫理的標準よりするものと二途がある。技術的に見て、獨逸の新聞は多く缺點が無いやうに見える。報道及意見發表の迅速も驚くべきものがある。發行度數も、大新聞に於ける朝夕二刊が限度である。本來ならば、朝刊のみにて十分と思はるゝが、取引所等の報道を要求する讀者の爲めに夕刊が發行せらるゝのである。紙面の體裁も、米國流の寫眞澤山な、大見出し錯雜なる騒々しい紙面は獨逸の趣味でないから、近來は、再び昔の落ち着いた、見通し易い體裁に復歸した。新聞廣告は大に工藝美術の影響を受け頗る優美となつた。記者の文章は、報道過重、電文簡略、電話口授等の爲めに推敲の迫り無く、随つてお粗であるが、それでも、他の孰れの職業用語よりも優つて居る。近來は、政治及經濟關係の記者も亦、文藝體の影響を受けて、大に表現の明瞭と易解とに苦心を拂ふやうになつた。

公共的利益に於ける功績

大衆間の精神的交通の仲介の爲めの機關、大衆思考機關(Das Massgedankorgan)として、新聞は十分に其の職責を果たして居る。ラヂオが、如何に聴取者を増加し、主として音

樂其他の娯樂の爲めの施設たる現在の状態を脱し、報道に力を注ぎ、政治問題を取扱ふやうになつたとしても、新聞の特殊地位は微動もしないであらう。何となれば、第一、ラヂオに出つて放送せらるゝ材料は、前後繼續して吾人に達するのであるから、聴取者に取つて甚だ不便であり、第二に、印刷せられたる言葉は、話さるゝ言葉となり、隨時隨所に利用せられ得るからである。新聞の技術的適性や他の物を以て之に代替することの出来ないことに關しては、疑を容れないが、その業績の價值に關する問題は頗る困難である。新聞は、公益の爲に役立つと云ふことは、單に理論的概念に過ぎないので、然らば公益とは何ぞやと云ふことを、日常生活に於て明確に定めることは、それが極めて主觀的概念であるだけに、決して容易ではない。最近獨逸新聞記者の代表者が、將來の新聞紙法に於いて、新聞記者の公共的職業の概念を確定し、之を新聞紙法の新規定全部に對する基礎と爲さんとを要求したが、然し斯くの如く公共的利益の概念を法律的に定義することは、却つて新聞の自由を著しき制限を加ふるの恐れがある。加之新聞の自由は箇々の場合に於て裁判官の判斷に依つて左右せらるゝ結果を生じ、他方に於ては新聞の自由は立法者の手中に握らるゝことになる。されば「公共的利益」とか「公衆に對する奉仕」と云ふ言葉を法律的概念として規定することは無益なことである。實際上の問題としては之を積極

的に規定せずして、寧ろ消極的に規定するを可とする。即ち一般的に何が公共の利益であるかと云ふことを説明することは出来ないが、然し一定の明白なる侵害行為を以つて輿論に對する權力の濫用なりと爲し、之に一定の刑罰を課する旨を規定することは可能である。

發行者と編輯者

獨逸新聞の本質特徴を明白ならしめるには更に發行者と編輯者との關係を説明することが必要である。讀者より見る時は此の兩者の關係は甚だ簡單なものに見えるかも知れぬが、實際に於ては兩者は一面に於て緊密に結合し、他面に於て相對立する關係にあり、可成り複雑を極めて居る。若し之を其の經濟的方面より觀察するならば、兩者の關係の真相を知ることが出来やう。而して發行者が編輯者を兼ね、編輯上の指揮者たり得るならば、それは理想的であるが、然し編輯上の眞の指揮者たるには、其の方面の材幹を必要とし、同時に人格者でなければならぬから、實際に於ては發行者にして編輯の指揮者たることは殆ど不可能である。加之獨逸に於ては英國に於けると事情を異にし、發行者の経歴や肩書が如何に立派であつても、獨逸新聞に付て何等役に立たない。そこで最近獨逸の大新聞に於ては、兩者の關係を調整する理想的手段として、發行者と編輯者が組合契約を結び、兩者の權利義務を明白に定め、其の確實なる基礎の上に緊密なる協力を計る

ことにして居るものが多い。勿論發行者の經濟的地位は遙に優勢ではあるが、此の兩者の緊密なる協力の結果、卓越せる新聞記者の活動は、經濟的にも最も公平に評價せらるゝに至つた。勿論斯る兩者の結合は無制限に如何なる新聞にも行はれ得るものではなく、文藝及娯樂を主眼とする所謂大衆新聞にあつては其の性質上根本的妥協を見ることは殆ど不可能である。

一般新聞に於ては其の大小及傾向の如何に拘らず、其の主筆が單なる風人として働かされる場合に於ては、其の不満は必ず其の能率の上に表はれるものである。其の實例は獨逸に於ても決して少なくない。殊に編輯者は本來新聞の代表者であること云ふ事が獨逸人一般に普及した結果、記者の勢力及信用を増大せしめた今日に於ては然りである。會て戦後の馬克暴落時代に新聞の經營状態が非常に困難に陥り、其の結果編輯者の俸給を減じた際、發行者と編輯者との間に烈しい反目抗争が起つた。此の反目抗争は一九二四年議會に於て新聞記者に關する法律案が提出審議せられた時に其の頂點に達した。然し輿論は此の新法案に反對して編輯者に味方したので、發行者も該法案の通過を防止し、最後に發行者側の讓歩に依つて此の問題は解決した。此の妥協の結果其の後兩者の物質的争ひは大體取り除かれ、其れに伴つて編輯上の指揮權を得んとする兩者の争ひも終息した。然し其れは完全なる解決で

なかつた爲、其の後時々問題が繰返された、例へば一九二六年十一月獨逸新聞發行者組合(Der Verein Deutscher Zeitungverleger)は議會に請願書を提出し、獨逸經濟委員會(Bereichswirtschaftsrat)に代表者を送ることを要求し、其の理由書中に「新聞發行者は新聞の精神的內容に關し干渉するの權能を留保す可きである」と云つて居る。從來此の新聞の精神的內容に就ては編輯者自ら決するところであり、且つ今後に於ても尙編輯者に委任せらる可きものであると一般に信じられて居たにも拘らず、敢て斯くの如き要求を掲ぐるは、發行者が彼自身の地位を保持せんとするに非らずして、編輯事務に關する權利の一部を要求せんとするに非らずして、編輯者たる編輯局に送り、所期の目的を達せんと試みて居るが、此の方法も、其の送られた家族の者が新聞記者として必要な才能と經驗とを有し、才幹人格共に優れた者に非らざる限り何等の効果を齎らさない。若し大なる發行者にして、其の才幹尙克く編輯主任たり得るならば、其は最も理想的な發行者であるが、斯る人は殆ど存在し得ざることである。而して上述の發行者組合の請願書中に「發行者は自分自身の努力に依つて得たる世界觀政治觀に基いて自己の新聞に生命を與へた。されば之に依つて自己の新聞の根本命題を定め、其の本質的傾向をも決定す可きである」と云つて居るが、事實

上斯る兩者の才能を兼備せる發行者を望むことは不可能なるを以て、吾人は獨逸新聞所有者は自身の利益の爲に、編輯指揮の完全なる獨立を承認す可きことを切望する。發行者の決定したる根本方針の範圍内に於て編輯の獨立を保證することは同時に公衆の利益にも適合することである。公衆の利益を擁護せんとする新聞の本質に對する害悪は獨り發行者側からのみ生ずるとする見解には賛成し得ないが、然し發行者側の權利濫用は其の量に於て又其の結果に於て、編輯者の新聞の本質に對する違反よりは遙かに大きい。此のことは斯る侵害行為より利得を受くる者は誰であるかと云ふ間に對して明白なる解答を與へて居る。而して新聞事業の成否は公衆に左右せらるゝものなるが故に、編輯者よりは寧ろ、最も多くの利益を得ることを目的とする營利企業家たる發行者が此の點に付いてより敏感である。されば發行者は假令新聞の編輯內容に干渉しても、尙自己及公衆の利益を保護せんと努力する。然し一度自己の利益が公衆の利益と相殺せざる場合は直ちに公衆の利益保護を停止するか否かの問題は、自己の利得及新聞の存続を計らんよりは寧ろ新聞の品位及其の內容を保持せんとするか否かに依つて決せられる。斯る考量判斷に付ては編輯者は發行者よりもより自由であり、從つて新聞の內容、編輯者の日々の活動に對する個人の物質的影響に反對し得る地位にある。然し一般的に云へば新聞が大きくなればなる程

又新聞經營の基礎が確實になればなる程、發行者は公衆の皮相な馬鹿らしい不平に耳を傾けなくなる。加之大新聞は利害關係人に對して無關心であり、且つ外部の大なる勢力に對しても完全なる獨立を保持することが出来る。然し此は大新聞に就てのみ云ひ得ることであつて小新聞に於ては公衆の馬鹿げた不平に對しても右顧左眄し、發行者は自己の利益の爲に編輯の部門にまで侵入し、只資本の危險を負はざる編輯者のみが一般公衆に對して責任を感じる。されば中及小新聞にあつては、編輯者の獨立が完全に保證せられざる限り、公衆の利益保護を望むことは可能である。

新聞と經濟

世間では新聞の獨立と云ふ事に對して疑念を有して居る。一八九二年より其の翌年に亘つて、新聞記者に絡る取引所の大疑獄が起つた。一八九六年に取引所法が公布せられ、其の中に取引所の新聞記者に對する賄賂取締は懲役に處すと定められた。近年に至つて此種の取引所に關する醜聞は殆んど聞かなくなつた。

世間には、金を出せば如何なる事でも新聞に書いて貰へると、そんな風に信じて居る人が尠なからずある。果して獨逸の新聞に買収なるものが行はれつゝあるや否や、遺憾ながら獨逸の新聞は、之れを明白に否定し去ることはできない。此の問題に就いて小新聞を楮玉にあげても、仕方がないからそ

れは控へる。一體、中等以上の新聞に、此種の買収が行はれて居るかどうか、これを明かにして世人の疑念を解くことに考へられ、また其の反對の事も言へる。茲に代表的な實例を掲げて讀者の自由なる判斷に任せる。新聞社か或は保險會社より營業報告の披露したものを受取る。新聞は勿論それを經濟關係若くは商業關係に於いて發表することになるが、此の場合の如き手紙を會社に届けるのは、最も普通に行はれる事である。

『御送附の營業報告の一部、御希望に従ひ編輯部へ同送仕候掲載の有無は編輯部に屬する事なるを以て請合致候も若し御社にて本紙の廣告欄に何等か御用命被下候はゞ一層好都合かと被存候』

『御送附の印刷物は商業欄も左る事ながら廣告欄に掲載する方一思想讀者の注意を惹く事と被存候。右廣告欄に掲載の事御承諾被下候はゞ本欄の方にも同様の記事を掲載するは勿論の事に御座候』

『御送附の報告書一兩日中本紙に掲載可致、發表の上は早速掲載の新聞紙御届可申上候。尙ほ本社の掲載に對し貴社よりも本社の廣告欄へ何等か御用命被下候はゞ誠に難有仕合と被存候』

勿論、此種の手紙を一流の大新聞は決して發する事をしな

予の甚だ遺憾に思ふことは、新聞と經濟界とが、お互に反目する事である。そして其の主たる原因は、相互に誤解のある事がある。工業家は特に新聞と云ふものに對し無理解を示して居る。新聞の種々ある中に於て、經濟界若くは企業家に對し、最も強烈な反感を抱くは、言ふまでもなく社會主義系の新聞である。併し此の傾向は其の他の新聞にも存すると云へる。其の理由として考へられることは財産に對する非難、惡罵、攻撃は、之を諷刺することよりも、常に民衆の間に於いて喜ばれる事である。加之、社會主義的思想が市民階級に浸潤し、同時にまた新聞記者にも深く影響しつゝあるを見る。併しながら新聞記者が、真に其の職分に忠實ならんとするならば、先づ獨斷と偏見を去り、事實を事實として見るの態度に出でなければならぬ。新聞と經濟界とは國民生活を向上せしむべき二大勢力である。此の二つの勢力の反目若くは鬭争は、國民生活の上から見て、之れより大なる損失はない。兩者の大なる反省を促し度いと思ふ。

新聞と國家

新聞と政府との關係に就いても亦、以前には、購買税と云ふことが云々せられたものである。所謂御用新聞機密費 (Regeleinkauf) 即ち一八六八年に差押へられた前ハノーヴアー王に對する賠償 (ハノーヴアー王ゲオルク第五世が、プ

ロイセンとの併合後、塊太利に在りて頻に反プロイセン的策動を試みたが爲め、ビスマルクは、斷然王の財産を差押へた。後一八六九年、王の長子カムバール公に返附した。Regeleinkauf とはビスマルクの、御用新聞記者に對する嘲笑的命名である。から、プロイセンは、新聞及若干の新聞記者の買収費を支出したと傳へられて居る。併し、其の額は決して當時宣傳せられた程度ではなかつた。何となれば、輿論に對する影響獲得の此の手段は、永く有効に使用せられ得るには餘りに惡評が傳はり易いからである。世人が渴望する最も重要な報道の持主として、政府は、其の傳達を巧に輿論操縦に利用する可能性を有する。國家及其都度の政府の利益の永續的代表の爲めには、新聞の最も重要な材料源泉たる、通信社又は電報通信が最も適當して居る。且つ亦、夙に、各國に於いて如才無く利用せられて居る。而かも其上更に、半官的の新聞若くは、私有新聞が、御用報の程度にこそ幾段の差等あれ、常に利用せられ得るのである。國家は、輿論操縦の爲めに此手段を要する。何となれば、山來輿論は、決して統一的現象では無く、幾多の個々の傾向から集成せらるゝものであるからである。若し然らざれば、理論上、國家と新聞とは、同一共同團體の生活表現として常に同一の道を辿らなければならぬ筈である。そうして此等個々の傾向の中、少くとも其一部分は、其都度の國家代表者たる政權當局者の反對

側に立つて居る。唯だ、外國に對してのみ、時として國家と新聞との一致が現はることがあるに過ぎない。而かも斯かる場合にすら、獨逸の日報新聞は、外國の例に比して、更に一層大なる團結を痛切に必要とする。統一的輿論の缺乏は、獨逸の對外政策を、特に戰後時代の初期に於いて著しく累はした。但し、事柄も對外政策的利害關係に關する場合ならば新聞の自發的規律に訴ふことは、尙ほ多少有効なる見込が無いでもない。國家の内部に在りて、政府と新聞との反目杆格は、専ら後者の抑壓に出つて之を除去することが出来るであらう。新聞の歴史を回顧すれば、自由なる意見發表の爲めに、新聞が如何なる惡戰苦闘を試みたかを仔細に記述しなければならぬ。官僚主義は、法律に由つて新聞が檢閲より解放せられた後に至つても尙依然として、職權を放棄しなかつた。一八六三年、プロイセンの各官署は、絶えず公安を危殆ならしむる事と認めたる新聞、一時的又は永久的發行禁止の權を有した。そして、共和制確立直後の數年間にも、中央及各聯邦政府は、國家の狀態尙ほ未だ安固ならざるに鑑み、新に彼等に賦與せられたる權限を利用して、屢々若干の新聞の發行を禁止した。新聞に對する、國家の此の態度は了解が出来る。何となれば、自體として一個の私的企業である新聞は、其の論說的部分に於いて、場合に由つては、公共の治安、並に、特に其都度の政權當局者の地位を危殆ならしむるが如き

獨逸新聞の基本問題

方法に於いて、國家の處置を排撃するの權利を要求主張するが故である。又、國家と新聞との問題に關する論議に於いて新聞を社會化せんとする案も提出せられた。謂ふまでもなく其の目的は、新聞買収可能性を永久に根絶せんとするに在る併し乍ら、此實行は、如何なる防止策を講ずるに拘はらず、却つて、其都度の政府を強力ならしむる結果に爲るであらう。革命當時、勿論、政治的考量よりして一層やかましく論ぜられた新聞の社會化計畫について、一九一九年中、ライニツンエ・ツアイツングは、民衆が、自分自身の手でブルジョア新聞を廢して、その代りに社會主義新聞を取り、以つて新聞と社會主義とを正しき相互關係に持ち來たさねばならぬと論じた。此は、同紙が言ふ通り、孰れの立場よりするも一點の非を打つところなき一種の社會化である。併し乍ら、カールピューヘルは、稍趣を異にして居る。氏は、ラツサールの例に倣ひ、國家に、廣告に對する排他的權利を與へて、私有の廣告新聞を全然除去しやうといふのである。斯くの如き、一般的部分と廣告的部分との根本的分離に由つてこそ、新聞は却つて一層、隷屬關係に陥るであらう。何となれば、斯くして、その主要収入を奪はれた發行者は、務地に、その記事的部分を、支拂能力ある利害關係者に賣附けることを試みるであらう。精神的並に道德的水準も、必然的に累を受けなければならぬであらう。何となれば、新聞が、廣告部の

經濟的支柱なしでは、専心、購讀者数の増加に腐心しなければならぬこととなるからである。現代の議會政治國家は、原則的に新聞と和を講じ、新聞は此の國家の治下に初めて『第七強國』(最も強力な團體) (Seibente Grossmacht) の地位に達し得た。既に、專制國に在つてすら重要事の公共的機能は、新聞の道具なしでは不可能になつて居たが、況んや、議會政治的國家形式は、新聞無しでは到底考へられない。民主主義の國家に於ける政黨の決定的役割は、國家と新聞との問題を轉じて、殆んど政黨と新聞との問題と爲らしめた。故では、双方互に他を必要とするが故に、其關係は極めて密接なるものである。先に、新聞の傾向に關する部分に於いて述べた如く、政黨に取つては、必しも常に且つ無條件に賛成せざる新聞の方が、永い間には却つて有利である。同時に亦、興味あることは、黨派新聞が、沈黙することを解せざるに由つて却つて自黨に大なる禍を蒙らしむることがある事實である。政府は、換言すれば、議會政治國家に於ける、支配的政黨が、結局自身のみならず、若しくは、自身に最も多く禍する底の過失を敢てするや否や、それは、反對派の新聞の器々たる批評に由つて警められ、隨つて、自黨の、常に賛成する新聞よりも、却つて、反對派の新聞に由つて、遂に善く方向を決定することが出来る。そうして、若し當路者が、他人の眼を以て一層善く見るだけの聰明

を有するならば、此の批評の力と方向とが次に採るべき決断に對する貴重なる指針を提供すること、遂に御用新聞に超越するであらう。結局此の場合、新聞の自由なる意見發表は、調整的且つ即物的なる政策に對する動機となる。之に反して、新聞が必死となつて、常に即座且つ高聲にその意見を發表せんとすることは、往々にして政黨政治家の熱慮に出でたる機略に屬することがある。議會政治國家に於ける立法と行政とが、疾く既に新聞の功業を認めたとはいふ事實は、獨逸に於ける司法に對して、同一程度には適用せられない。態度に於いて過去の因習に影響せらるゝことと多き裁判所は、依然として、法律規定の文句を精に取つて、公益擁護の權利を記者に拒むことが稀でない。例へば或る記者が、公益に促されて批評を試みた場合、大臣に對する侮辱の虞を以て有非の宣告を受け、私的利益を代表した場合には釋放せらるゝが如き是である。甚だ不道徳の如くであるが事實である。なるほど若干の獨逸裁判所が、公共的的法律感情の意味に於いて判決したことはないでもないが、併し、控訴の場合に、大審院は、此等裁判所に同意を與へなかつた。一八七四年の帝國出版法は、國家及官憲の權限に對する出版の自由の規定を主要内容と爲すものであるが、今日では既に陳腐に歸し、就中、證言強制(處罰規に反する論説を書いた匿名筆者の名を示す可き責任編輯人の法律的義務)や

正誤手續の規定は改正を要する。刑事訴訟に於ける證言拒否權に對しては、一九二六年十二月二十七日の刑事訴訟法一部改正に由つて、此の改正が行はれた。その他に於いては、舊來の規定が尙ほ存続して居る。新憲法も、此狀態に對して何等の變更を加へないのみならず、憲法に由る出版自由の保護規定をすら含んで居ない。憲法第十八條は、單に極めて一般的に、自由なる意見發表を保護し、そして、新聞に對し「爾餘の發表形式に對すると同様に、豫防的檢閲よりの自由を與へて居るに過ぎない。而かも此の保護すら、謂はゆる『公共の安寧及秩序の重大なる妨害』に關する、有名な憲法第四十八條は、大統領は勿論、各邦政府の一時の處置に依りてすら之を廢除することが出来、且つ既に屢々實行せられたことは世人の周知するところである。

新聞と輿論

輿論とは何ぞやといふ問題は極めて困難である。定まつた一箇の輿論といふものは無く、唯だ互に相觸ぶ數條の流があり、此の闘争の中から時に或る一條が、支配的意思として現はるのである (Ersatz)。輿論の基礎は、精神(現知)よりも益々、衝動又は感情に在ることが多い。前者は各人異表であるが後者は萬人共通であり、隨つて、纏まつた輿論の形を採り易い。日常生活に在つて、輿論は、新聞を有力なる機關とする。今日では、兩者殆んど區別し難い程、密接なる關係

を有つて居る。併し、輿論の機關は新聞に止まらない。又、新聞は、獨り輿論の機關たるのみならず、又、反對に此方から輿論に影響を及ぼし、輿論を創造する。新聞が輿論に對する効果に於いて働く様式に三種ある。一は、記者が創造的に指導意志から出づる場合、二は、集團又は個人の利益に役立つ、仲介者として、三は、輿論自身の反響としてである。輿論に對し、その批判形式の爲めの事實及意見を與ふるものと新聞は、如何なる他の社會上の因子例へば職業的又は社交的共同生活にも優つて居る。かく、新聞は、孰れかの一潮流を代表し得るに過ぎないから、公平なる一般的利益の判斷は一個の新聞のみでは不可能である。又、是等總ての新聞集團又は群衆を對象とするから精神的に淺薄平板化を免れない。世上の創造的性質を有する者が、新聞の反對者となるのは之が爲めである。此の皮相淺薄は、偉大な創造的功業の由つて生ずる精神的集中と深思との最も危険なる敵なるが故に、文化の將來に取つて不祥なる効果を有する。新聞の報道欲、及、之に由つて惹起さるる、センセーションは、眞實の功業の敵である、特に藝術的のことに於いて左様である。社會的に有名な人々、就中、藝術家、俳優、競技選手などを鳴物入で紙上で囃し立つるアメリカ風は獨逸新聞にも感染した。獨逸の人々は芝居や詩に於て唯戀愛やテクニクやスポーツのみを演じて居る現代と關係

一、獨逸新聞の基本問題

を斷つことを最も恐れて居る。故に斯る現代に於ては、精神的ならざる皮相なことが最も人気が呼ぶ。されば新聞に於ても全然無反省な道徳を無視したものが肥職せられる。新聞の各欄が、唯だあらゆる傳統に對する條件なる反抗めを爲さんが爲に、如何に甚しき相互矛盾に陥ることであらう。政治、商業乃至文藝欄に於いては、あらゆる原始的なる本能を、又はプロレタリアードと親善なる、尖鋭な民主的の線があるかと思へば、他方に於ては、流行附録や文藝欄の他の部分には驚くべき贅澤と最も繊細なる享樂生活とが麗々しく載せられて居る。而かも、自己の生活様式とかけ離れたものを要求する讀者の奇癖は毫も之を怪まない。吾々は、斯うした新聞にも、特にそれは一流新聞に多い——文化的價值を承認するに吝なる者ではないが、それが天下一般の風となるだけに餘計危険であることを恐れて、之を淨化するの道は、唯だ一流新聞が、社會民衆に對する責任を、一層深く意識するの他は無い。

匿名と署名

獨逸の新聞は、其起原が純粹なる報道新聞であつた爲めに、今日も匿名の風が一般に行はれて居る。フランスの如きは、之に反し、法律を以て新聞の匿名記事を禁じたより數十年今日でも大部分は署名記事である。匿名署名の可否については一概に斷定が出来ないが、凡てを差引して、署名制度の方

二五八一六〇

が、社會全般の爲めにも新聞の爲めにも利益が多い。それが爲め、近來、獨逸一流の新聞には、次第に、署名又は、讀者が容易に見當を附け得る略名を以て書く風が、柏林は固より地方にも普及して來た。

結論

以上の叙述は、批評が主となつたが爲めで、獨逸新聞の總業續に關する説明が不十分であつたかも知れない。若し新聞に課するに、専ら公益の忠僕である輿論を導くの大任務を以てするならば、そこには幾多の障礙が横はつて居る。併し乍ら、獨逸新聞に於ける此等障礙は世人の思ふ程多大なるものではない。私人的利益の爲めに新聞が濫用せられた程度は、此種の、無數なる小經營を包擁する一大業務に於いて見れば、ものに過ぎなかつた。新聞が經濟競争に於いて、個々の集團利益に或は味方し或は敵對することを餘儀なくせられたことも、時代の罪であつて、新聞の罪ではない。之よりも危険なるは、通俗新聞より出づる、輿論の淺薄化、背倫理的的影響である。茲では、日刊新聞が民衆に對する責任を一層嚴肅に考へなければならぬ。獨逸の將來の利益の爲めに、眞立ちたる記者達が、彼等の身分の精神的、物質的並に道徳的向上を目的とする努力に對し、十分なる成功を祈らなければならぬ。蓋し、是れ、新聞が、その當に然るべきもの、即ち輿論の代辨者兼指導者となり、且つ、永久にそれであること、を失はざる所以である。

外國左翼雜誌論文概観

英國

ザ・コミュニニスト・インタナショナル

The Communist International (八月十五日第七卷第九號)

一、歐洲に於ける危機

一九三〇年第一期に於ける歐洲の經濟狀態の決定的な要素はアメリカ合衆國の危機であつた。之は直ちに全世界の經濟に影響を與へた。現在では歐洲はフランスを除いては經濟危機のテンポと銳さに於て遙かに米國を凌駕した。然し一九三〇年の世界恐慌は米國の所謂「繁榮」をその絶頂に置き一方歐洲諸國は此の新恐慌以前に於ても戦後の資本主義組織が大戦によつてもたらされた根深い諸矛盾の結果非常に弱められてゐたことを忘れてはならない。歐洲は既に戦争終結と共に經濟的危機のみならず政治的危機の前に立つてゐた。かくて一九三〇年度よりの歐洲は一層甚だしい政治的危機の中に入つた。各國は軌を同じくして專制政治、ファシズム化への明瞭な姿を見せてゐる。ブルジョア政治の必然的な專制化と共にその内的紛亂、階級闘争の深化發展は著しいものとなつた。ポルトガルの專制、イスパニア獨裁の紛亂、フランスの專制化の傾向、ポーランド獨裁の紛亂、芬蘭のファシズム化、ラ

外國左翼雜誌論文概観

二五ノ一六一

トヴィア、エストニアのファシズム化等々がそれである。英國に於ける政治情勢は英國資本主義が未だ經驗せざりし程の政治的動亂を通過しつつある。フランスの專制政治は國內上の理由よりもっと重大な對外關係より來る政治經濟的原因に依るものであつて最大の注意が拂はるべきものである。獨逸議會の解散は單に議會の危機の表明ではなく、獨逸ブルジョア國家の全般的な根深い危機の表明であることは言ふ迄もない。斯くて歐洲の一般的な政治的危機はその破壊的行動を續けてゐる。經濟的危機はその最高點に未だ達してゐない。從つて政治的危機も未だ深刻化の最高段階に達してゐない。客觀的情勢がかくの如く危険であればある程主觀的要素の役割の意義は益々大である。歐洲に生じた此の情勢は各共產黨にファシスト獨裁反對闘争の爲めの大衆動員を最重要の任務とする。

一、第十六回黨大會の國際的意義

世界經濟の危機は若干の國々に於ては政治的危機に發展してゐる。資本主義安定の崩壊は世界資本主義の無政府を曾て無き程混沌化せしめてゐる。此の混沌の中で階級的諸勢力は結晶され世界的に重大な諸問題を決定せんとしてゐる。最強の帝國主義米國、歐洲で最も安定せる國フランスも政治的危

機に向ひつゝある。ルーマニアとフィンランドに於てブルジョアジエはフランスによつてその支配力を維持することが出来たが、獨逸のブルジョアジエも亦フランスの銃剣によつてその地位を固めようとしてゐる。世界は資本主義安定化の爲めに社会民主主義を急速に變質せしめフランス化し、労働者小市民中の民主的大衆的基礎を廢棄せんとしてゐる。世界は、フランスかボルシェヴィズムかの何れかを採らざる運命に立つてゐる。茲に凡ての疑問を超えて插がす可らざるソヴェート聯邦、革命の國、プロレタリア獨裁の國が事實として存してゐる。帝國主義、社会民主主義の諸新聞が現在程ソヴェート聯邦に對して惡宣傳を放つたことはなかつた。ソヴェート共産黨大會は黨のボルシェヴィキ的結束の強固さを示して之等の惡宣傳に對して嚴然として世界の労働者大衆に自己の力と指針とを示した。黨内右翼主義者の不滿表明にも拘らず労働者と貧農中農との鐵の如き結束の力は著々と社会主義的建設の實現を進めて行く事が明らかになされた。以上の如き世界資本主義の状況とソヴェート聯邦の状況に對して各國共産黨はソヴェート聯邦内の資本家的要素に對する社会主義的攻撃の支持、各共産黨内の右翼派克服、大衆の組織化と動員の爲めに戦ひ、大衆の闘争を深化し、高揚せしめブルジョアジエの經濟的危機をして革命的解決に到らしめねばならぬ。

一、自由貿易より保護貿易へ
 英國内の資本家が愈新政策への途、即ち英國の永き傳統であつた食糧輸入自由を止め保護貿易政策を採用せんとするに至つた事は英國が各領土内の求心的諸傾向を滅殺し特に英國の領土に對する米國の勢力擴大を防止せんが爲めのものである。帝國内自由通商とは自治領と母國との間の特惠關稅による保護貿易であるが一九二四年保守黨が保護貿易を選舉スローガンとして掲げ大敗を喫したのに對し今日労働黨も遂に如上の如き保護政策を採用せんとするに至つたのは、英米の諸矛盾が強化して一つの新たな矛盾要素を加へるに至ることを想はしめる。

一、ソヴェート聯邦内に於ける國際關連の政治的干渉
 一、フアシズムの旗の下に

アムステルダム、インクナショナルのストツクホルムに於ける大會は左翼労働組合連帯を其の主要な諸問題中一貫した觀念とした。大會は彼等各自がその國家的帝國主義に於て國際的社會フアシズムといふものに對して已に矛盾を有してゐるにも拘らずプロフィンテルンへの協同攻撃といふ基礎的任務の上に於て「左翼」社会民主主義者クツク、フィンメン等の輕業師から東方帝國主義の代理者日本の黄色指導者鈴木其他に至るまで一致するに至らしめてゐる。

一、ポーランドに於ける我々の労働組合闘争の問題

一、ポーランド共産黨に對する今一つの分派的攻撃

同 誌 (九月一日第七卷第十號)

一、革命的階級闘争組織の爲めの大會
 八月中旬モスコに於て開かれる第五回赤色労働組合インクナショナル大會は特別の世界經濟危機の中にあつて最も重大な諸任務を負ふものである。現在の世界經濟危機の情勢にあつて特有なものは何であるか？それは資本の攻勢が單に工場に於て即ち一つの面に於てなされるのではなく全面的になされるといふことである。そして已にフランス制となれる若しくは急速にフランス化しつゝある國家機關は非常に大きな範圍に亘つて壓迫を行つてゐる。都市並びに村落に於ける數百萬の「小さな人達」は破滅し貧窮しプロレタリアートの列に沈み、絶えず失業者の數を膨脹せしめてゐる。貧困が増大すればする程壓迫は増す。資本家國家機關は益々フランスの性質を帯びて来る。帝國主義競争、殊にプロレタリアの祖國に對する競争の準備も亦此のフランス化の發展を要求する。二三週前開かれたアムステルダム・インクナショナルのストツクホルム大會は階級闘争抑壓の完全な綱目を作成した。從來全體として革命的労働組合運動は經濟的危機の生長と強化に歩を合せることが出来なかつた。そし

て取り殘され、大衆運動、産業闘争の先頭に立つて進むことに敗失して来た。革命的労働組合諸團體は經濟的危機の進歩を捕へて未だ廣く利用せられてゐない所の工場に於ける下からの統一戦線戦術によつて大衆動員の擴大を圖らねばならない。最大、最長の革命的労働階級の運動を有する獨逸に於てさへ右傾日和見主義、燥急なる宗派主義者が存するが我々は之等の偏向を撲滅せねばならぬ。組合主義の傳統、ブランドラー、ハイスの改良主義、モラツチのサンガリスト的偏狹さ、革命的組合運動の勢力の範圍を制限する所の左翼宗派的態度、プロレタリア的影響を排除せねばならぬ。

一、新しい支那革命
 新しい支那革命はまださして進んだ段階に達してゐるとは言へない。直ちに全支那の革命的情勢が存してゐるとは言へない。支那の封建的要素、帝國主義の支配による統治力の分散化、軍閥の抗争の爲めに新革命運動は發展するを得た。此の運動はその生長と基礎確立とに於て不平均であり一九二五―二七年の革命の中心地に先づその基礎を求めた。そして徐々に他地方に擴大しつゝあるものであるが此の運動の相對的薄弱さの爲めに大衆は未だ工業中心地を統制するだけの地位に立つてゐない。新革命は主として農村に於て軍閥、地主の階級に抗してソヴェートの旗を打ち樹てたものである。一九二九年八月の農民蜂起、軍閥の兵士の反亂以來之等農民兵士

の益に増加せる大衆は労働者農民を結合する爲めの目的を以て幾週も共産主義者を捜し求めたとの事である。支那共産黨は之に對して缺點と誤謬とも拘らず此等の大衆の間に権力を獲得した。現在の瞬間に於て支那共産黨に對する最要の課題は「全國的範圍に亘るプロレタリアートと農民の革命的民主的獨裁の實現の爲めの闘争」でなければならぬ。

一、獨逸に於ける國家ファシズムの問題に關して

A. ドンブリス

一、ブリアンの政策と歐洲に於けるフランスの支配

A. ドンブリス

一、革命的労働組合運動と労働貴族政治の諸問題

G. スモルヤンスキー

労働貴族の發生は資本主義に於ける史的必然である。労働貴族は労働階級中の官僚的指導者のみでなくその上層部分たる高額の賃銀を得てゐる労働者をも指すものであつて之等は既にプロレタリアートではない。リーフクネヒトは既に一八九二年獨逸社會民主黨の柏林大會に於て此事を明瞭に指摘した。共産黨が労働組合の改良主義より大衆を引離し組合をボルシェヴィキの線に沿はしめる爲の革命的労働組合運動に於ては此事實の認識が必要である。産業情勢、經濟情勢の發展と共に「労働者」と「被搾者」との關係が變化し、失業率の激増、不熟練工、婦人労働者、青年労働者の増加の爲めに組合運動の中心が變じた。改良主義者はプロフィンテルンの失

業者に對する運動、未組織労働者に對する運動をルンペンプロレタリア運動と稱して大衆動員闘争戦術に抗争する。この右翼的組合運動論者に對して例へば獨逸のメルケル佛蘭西のトール、バルベの如き左翼的誤謬をもつたものも居る。メルケルは社會民主主義組合の成員は盡く小ツエルギーベルであるとして労働階級中のプロレタリアートを外部的組合關係のみから見て判断して革命的組合運動の社會民主主義的組合の平組合員への勢力波及を企てることを斷念する。之はボルシェヴィキ的な、大衆への浸透を無視するものである。レーニンは、ボルシェヴィキとは大衆労働者なりと言つた。かく労働貴族の社會民主主義的乃至社會ファシズム的傾向に對してボルシェヴィキ的にプロレタリアートを組織するには、下よりの統一戦線戦術によつて大衆獲得に進む以外に途はない。

一、ロンドン伊太利委員會に對する同志
エルコリの報告

ゼーバー・マンズリー
The Labour Monthly

一、失業問題に對する英帝國會議の解決
ペーヂ・アノット

九月倫敦に召集さるる英帝國會議は英國帝國主義が世界經濟恐慌に遭遇して震憾して居る時に開かれるので前回のそれとは異なるものがある。今や英國の失業者は二百萬を超えて居

る。政府及一般は失業問題の解決を英帝國會議に求めて居るが帝國主義ブルジョアを代表する本會議に労働者に有利な解決は出来ない。労働者は革命的闘争に依つて之を解決しなければならぬ。

一、帝國主義宣傳として作り上げた印度の諸統計

チャットパドヤ

印度に關するサイモン報告書は政府の費用で何萬となく印刷され、タイムズ紙等でもその概要を發表した英國政府の得意の報告書であるが實は過去四十年間の印度關係の書籍や新聞記事からよせ集めた、出鱈目の報告書で帝國主義宣傳のためにつち上げたものである。

一、海員の闘争の概観

モリス・ワフアグソン

少數派運動は海員運動の組織にかなりの困難を感じて居る。一九二五年の給料値下反對闘争以來、状態は益々複雑化した。内部に分裂が起りファシスト化するものが多かつた。これは少數派運動の働きかけが弱く明瞭でなかつた爲で、我々は失敗の教訓を活かしてもつと積極的活動に出で、海員の指導権を獲得せねばならぬ。

一、加奈院の総選挙

スチニット・スミス

本年七月の加奈院總選挙に保守黨が勝利を得たことは、加奈院ブルジョアジの帝國主義政策がもつと鋭く廣く行はれることを意味する。既に共産黨はそれが爲反動的壓迫を極度

外國左翼雜誌論文概観

に受けた。保守黨の政策は加奈院の小ブルジョア及びインテリゲンチアに根を置いたファシズムを更に急速に發展せしめるであらう。

一、革命的都會政策
ピー・キントス

最近國際革命運動が都會政治に革命的表現を見出すことが出来ない事實が明瞭となつて來た。之は今迄の我國の都會の革命的政治運動がマルクス・レーニン主義の根本概念に基礎を置いて居なかつた爲で、労働者に改良主義者と革命主義者とを混同させたからである。今後の都會政治は「階級對立」のスローガンに根據を置いた革命的都會闘争綱領に基いて戦はねばならぬ。

一、世界の労働
淺洲、労働運動の最近の一年間。

獨逸

「デイ・コンムニステツシエ・インデル
ナチヨナール」(八月十三日第二十九、三十號)

Die Kommunistische Internationale
ア・デウ・ブライヒ

一九三〇年五月十七日佛蘭西政府は歐洲諸國に文書を發して歐洲聯盟を提唱した。然し此のブリアンの「汎歐羅巴」政策

は殆ど其の積極的効果を齎さなかつた。唯一つブリアンは忠實なる盟友を見出した。其れは第二「インターナショナル」に殊に彼の計劃に於てソヴェート反對の爲最も重要な支柱と爲る可き獨逸社会民主主義者である。

ブリアンの政策は假令所期の効果を得ることが出来なかつたとは雖も、其れが爲に該計劃が世界から弾かれたのではない。該計劃は佛國及其の附隨國の熱烈なる軍備擴張、及南スラブ、ルーマニア、ポーランド等に於けるファシズムの生長と同様に、帝國主義戦争準備に役立つ。

現在の經濟状態は佛國ブルジョアをしてソヴェート聯邦に對する戦争準備の原動力たらしめた。而して「汎歐羅巴」政策は其の道具の一つである。されば全世界の革命的労働者は愛國的冒険の假面を被れる此の帝國主義政策の發展を追撃し、之を打ち破らねばならない。

- 一、"コンメンタリー"執行委員伊太利委員に於ける演説の一部。マキセルスキー
- 一、シリア共産黨の機關と佛蘭西帝國主義の動搖及アラビヤブルジョア

同 誌 (八月二十日第三十一號)
 一、佛蘭西に於ける經濟危機の最初の政治的反應 A. フェルラート
 一、英國に於ける經濟危機と政治的危機

一、労働組合活動方法の變更を必要とする

益、深刻化する經濟危機と革命的波の高潮に伴つて、我々の労働階級多數獲得闘争に於て重要な意義を有する諸問題を發生するに至つた。革命的労働運動の初期(一九二八年—二九年)に於ては、此の運動に於ける組織労働者の活動は甚だ不充分であつた。然し最近二年間に於て、未組織労働者の活動の向上と共に、組織労働者の罷業闘争への参加は其の數に於て、又其の質に於て非常に強大化した。

マンズフェルド及ライン他方に於ける闘争、ポーランド及北佛蘭西に於ける大罷業は明かに此の事實を證明するものである。

此の組織労働者の經濟闘争への参加の擴大は、熟練労働者の經濟状態を壓迫しつゝある經濟危機の大なる深刻化を示すものである。經濟危機と資本主義的産業合理化との壓迫は、組織労働者及未組織労働者を共同戦線にまで導いた。資本主義的合理化の過程に於て不熟練工の域にまで押し下げられた熟練労働者は、罷業闘争に於て益々活動的になつた。

此の最近に於ける經濟闘争より得たる經驗は、熟練労働者も参加せる労働組合に組織せられたる労働者は却つて闘争を阻止する分子であると云ふ宗派的な考へが如何に誤つて居る

かと云ふことを明白ならしめた。

闘争に於ける組織労働者と未組織労働者との結合は從來より一層大なる活動能力を有し、其の重要性を増した。さればこと社会ファシズム指導者は、組織労働者を未組織労働者から引離して、全然無関係のものたらしめやうと努力して居るのである。然りし此れこそ闘争労働者を打ち破る最も良き方法なのである。

組織労働者と未組織労働者とが結合して、工場内に下からの統一戦線機關を造ることに依つてのみ、罷業の指導権を獲得することが出来るのである。されば組織労働者は労働組合の内部に於て闘争の爲に訓練せられ、更に進んで共産主義の中に於て、又彼等の生活状態改善の爲に活動して居る革命的労働組合反對派の中に於て活動すべきである。此れと同時に共産主義者及革命的労働組合反對派は、労働組合内に於て其の指導権獲得の爲に活動せねばならない。殊に革命的労働組合反對派は改良主義的労働組合に於て凡ゆる機會に幹部の假面を曝露し、労働者の階級意識を呼び起し、之を組織化し、統一戦線機關を造ることは最も主要なことである。而して之を更に革命的組合反對派にまで造り上げることを考へねばならない。

次に我等は労働大衆を其の感化かり引き離さんが爲に、ファシズム労働組合に對して戦はねばならない。

「デイ・インターナショナル」

(八月發行第十五、十六號)

Die Internationale

一、ソヴェート共産黨第十六回大會の結果に就て

一、黨に對するマンズフェルド罷業の二三の教訓
 ウイルヘルム・ケーネン

闘争實に八週間に亘り、参加人員一萬三千人の多きに及んだマンズフェルトの鑛山労働者大罷業は、我が獨逸共産黨に對して多大の經驗と教訓とを與へた。
 鑛山労働者と失業者との提携、婦人労働者の英雄的活動、青年労働者の善戰、革命的反對派の目覚しい活動と其の偉大なる功績、反對派消滅組合の確實なる物資供給、之に對するファシストの罷業破り、社会ファシストの背信的行為、警官テロル、而して最後に社会ファシスト幹部の罷業破りに依つて、遂に十二パーセント労働賃下の條件の下に闘争を終らねばならなかつた八週間の惡戰苦闘に於て、幾多の經驗を得た

が、茲に於ては該罷業より得たる黨今後の活動に對する教訓をのみ述べる。

先づ黨内の總ての背教者及病的分子に對する激烈なる闘争に依つて、組合問題に關する黨の方針の實行、及びコミンタイン、プロフィンテルンの決議及黨大會の決議の實行を確實ならしめなければならぬ。

又全工業團體或は大工場に於ける罷業準備に關しては、其の地方及當該區に於ける總ての黨機關を參與せしめねばならぬ。

マンズフェルド罷業に於て黨幹部のインシアテイヴは、闘争の成功にとつて最も重要な前提條件であることを證明した。されば今後益々幹部のインシアテイヴを強大ならしめなければならぬ。

各工場に忠實なる革命主義者の團體を造り、赤色工場委員を獲得し、強大なる組合内部活動の爲に労働組合フラツクツヨンを設置し、各工場及労働組合内の革命的労働組合反對派は定期に闘争資金を募集し、革命的工場新聞の豫約購読者を擴張する等は總て我等をして効果多き罷業指導者たらしめる。

全プロレタリアート獲得の手段としての下からの戦線統一及び工場内外の反對派諸勢力を結合する方法は、罷業に於て最も有効なる戰術である。

更に我々如何なる罷業に於ても、其の闘争の開始及解決の爲に失業者の外に労働者の妻をも引き入れなければならぬ。

工場内に罷業本部及自衛團造ることも罷業の勝利を確實ならしめる一手段である。

最後に革命的労働組合反對派が独自の指導的地位にまで向上したことは組合内部活動の異常なる進歩を示すものであるが、我等は次の二つの任務を果すことに依つてのみ勝利を得ることが出来るのである。即ち其の一つは社會ファシズム組合幹部に對する闘争の爲に組織労働大衆を獲得すること、他は革命部労働組合反對派が總ての經濟闘争の準備、開始、實行を充分なる責任を以つて自ら之を指導することである。

一、獨逸労働組合に於ける觀念的危機

獨逸の労働組合は目下觀念的危機に瀕して居る。即ち獨逸の多數の労働組合を支配してゐる改良主義は大戦後所謂「新しい」觀念の宣傳に努め、凡ゆる煽動宣傳の手段を借りて全獨逸労働組合同盟に屬する五百萬の労働者の頭に改良主義的觀念を植へ付けんと企てた。

然し其れは失敗に歸した。自由労働組合の組織的不振は、改良主義者が労働大衆に説いた觀念及幻影の滅亡を意味するものである。又組合労働大衆が次第に改良主義から離れて

左翼殊に革命的反對派の旗の下に歸依するに至つた事實は明かに彼等の觀念的危機に瀕して居ることを物語るものである。されば斯る傾向を促進する方法を探究することは、將に開かれんとする赤色労働組合インターナショナル第五回大會の任務である。と説き、次で如何に改良主義的觀念が崩壊しつゝあるかを説かんが爲め、本號に於ては専ら改良主義的賃率契約の反プロレタリア的性質を暴露して居る。尙本文は次號に繼續する。

一、ストツクホルム會議に就て

プロフィンテルン第五回大會が開かるゝ前に、ストツクホルムに於て國際労働組合同盟の會議が開かれた。然し各國労働組合の本會議に對する政治的組織的準備を全然怠つて居た爲め、本會議は何等語る可き効果を齎さなかつた。而して結局各國代表の交際に終つた。然し唯一つ本會議は、大なる努力を以つて各國に革命的反對派及革命的労働組合を建設し、又既に存するところに於ては之を更に強化し、總ての工場、職場に全被壓迫者の統一戦線を造るべきであると云ふことを我等に教へて呉れた。

今後我等は被搾取者間のつまらない障壁を取り去り、之に依つて赤色洪水を引き起し、國際労働組合同盟の總ての領域に浸し、大衆の間に使用しつゝある彼の穢れたる裏切的手段を停止せしめねばならぬ。

一、自由思想家運動の轉向

本文は前號から繼續して居るもので、本號に於ては、先づ何故に教會の煽動宣傳が功を奏したかを説き、次で自由思想家は教會から何を學んだか、彼等は如何にして教會と戦はねばならぬかを論じ、其の結果に於て次の如く述べて居る。

一、教會は政治的勢力であり、而かもブルジョアジの勢力である。されば自由思想家運動は教會より脱してプロレタリアートの政治闘争に轉向せねばならない。自由思想家運動は正にプロレタリア解放運動の武器たる可きものである。社會黨が自由思想家運動を裏切つてブルジョアジの走狗となつたが如く、反對に自由思想家は獨逸共產黨指導の下に、プロレタリア獨裁の建設、及社會主義經濟の設立の目的の爲に戦はねばならない。

此の自由思想家活動の轉向を實行する爲には、プロレタリアートの新しき層を覺醒せしめ、教會に對する新しき闘争形式を造り、該運動の全幹部を改選すること等が必要である。反對の意見を抱く者は何等の準備なしに、此のプロレタリア文化運動の偉大なる歴史的任務の解決に向はんとして居る。我等は速かに此の怠慢を補正せねばならぬ。

インテルナチオナレ・プレツセ
 コレスポнденツ (八月五日第六十五號)
 Internationales Presse-Korrespondenz

外國左翼雜誌論文概観

Z. カラントラ

二五ノ一七〇

一、八月一日の世界的進軍
凡ての國に於ける包括的な恐怖手段にも拘らず一九三〇年の八月一日に於てもブルジョアジーは前年の同日と同様のものを経験せねばならなかつた。彼等は世界のプロレタリアが帝國主義戦争反對、ソヴェート聯邦擁護の大衆示威をなすに當つて之を禁止することが出来なかつた。伯林では十萬以上の労働者が反對デーの革命的示威を行つた。其他獨逸各地に於てもソヴェート聯邦擁護、社會主義獨逸の爲め、四十八條の飢餓獨裁法反對、フアシズム反對のストロガンの下に獨逸共産黨の指導下に示威を行つた。ロンドンでは二萬、フランスではクルヂューの社會保險法に反對する大罷業の中に八月二日は職はれ、巴里の全警察力、軍隊招集による警戒の下に多数の犠牲者を出した。ソヴェートソヴェツコスロヴァキアでは官憲の禁止を曾して示威が舉行されたが、公然たる他のフアシズム諸國に於ては之に十倍する白色テロルの迫害が行はれたことは明白である。ニューヨークのユニオンスクエーヤに於ては示威者三萬人、ニューヨーク隣接都市の街路上では二萬五千人其他全米、ラティンアメリカではブエノスアイレス、ロザリオ、モンテヴィデオ、リオデジャネーロ、ラパゾ其他でも最も盛んな示威が行はれた。ソヴェート聯邦ではモスコ、レニングラード、カルコウ、ウラディヴォストク、イルクツク等で大きな示威が行はれた。之等の結果に徴して

各國共産黨は自己の缺陷と強點とを自己批判しボルシェヴィキ的な組織活動に一層の努力を拂はねばならぬ。

一、「朝鮮は解放されねばならぬ」 M.L.

「對歐米朝鮮宣傳會」は朝鮮民族同盟、北アメリカ朝鮮學生團體、共民團其他と共同して「朝鮮は解放されねばならぬ」(Koreans are free)といふ題の假綴本を發行した。本書は日本が露國との競争に勝つて國際的歴史的觀點よりして不合理に朝鮮併合をなしたと、ポーツマス條約によつて朝鮮はせいぜい日本の保護國であつたに拘らず合併したの對し朝鮮の王はハグの平和會議に抗議を提出したが勿論その援助を得なかつた事、其後の日本帝國主義の朝鮮に對する最も苛酷なる搾取、日本農民の侵入による朝鮮人のシベリア、滿洲其他各地への追放、等を述べてゐる。職を無くした朝鮮人が極貧プロレタリアとなつて日本に移住するのは如何に朝鮮に於ける彼等の生活が窮迫せるかを物語るものである。又一九一九年三月の反日擾亂、一九二九年の學生騒動事件、學校に於ける鮮人教化の偽購、一萬八千八百二十名の警官二千八百九十の警察署、之等に要する巨額の出費等は日本の朝鮮支配の慘酷さを説明してゐる。然し乍らこの小冊子が單に朝鮮独自の解放運動のみを信じてゐるならばそれは典型的な國家ユートピア的叙述である。朝鮮獨立の闘争は日本の労働者農民との同盟の下にのみ可能である。

一、集産經濟運動と農業の勃興

J.V.ヤコヴレフ

ソヴェート聯邦共産黨第十六回大會に於けるヤコヴレフの報告書で次の如き項目の下に述べられたものである。(一)アメリカ的な大農經營樹立への途(二)ソヴェートの大農經營樹立への途(三)ソヴェート聯邦に於ける大農經營の生長のデンプ(B)集産經濟の資金は如何にして得られるか(四)集産經濟に於ける労働の生産力(D)ソヴェート聯邦並に合衆國に於ける農業の機械化(五)ソヴェート聯邦に於ける農業發展の領域に關する新しき諸課題(A)農業發展計畫に關する根本的調査の必然性(B)ソヴェート貨物及び集産經濟の基礎の上に立つ牧畜の發展(C)食料原料品の生産(D)ソヴェート貨物並に集産經濟の發展に伴ふ補助領域の「新しき諸課題(E)ソヴェート貨物並に集産經濟の發展を考慮したる小麦地帯の「新しき諸課題(F)木材羊毛と亞麻(G)其他の我々の農業生産の方法の基礎的特質

一、最初の國際婦人労働者會議

M.アツレル

モスコに於ては赤色労働組合インタナショナル第五回大會の後に第一回國際婦人労働者會議が開かれる事になつてゐる。ソヴェート聯邦の婦人労働者を始め、殖民地半殖民地の勤勞婦人重要資本主義諸國の組織、未組織プロレタリア婦人の代表者が之に参加する。此會議は婦人労働者の増加と其役割の重大な今日特別に大きな意義を持つものである。議事の

外國左翼雜誌論文概観

二五ノ一七一

主要題目は次の四つである。(一)生産及び階級闘争に於ける婦人労働者(二)婦人労働者の組織形態と活動方法(三)ソヴェート聯邦に於ける婦人労働と生活方法(四)植民地、半植民地に於ける婦人及び少年労働

同 紙 (八月八日、第六十六號)

一、ブルジョア文筆家の偏見に對して
革命文學國際書記局は凡てのプロレタリア文筆家、凡ての労働通信員に次の如き訴へをなす。「ブルジョア文筆家は完全にソヴェート聯邦反對の仕事に没頭してゐる。我々は誇りと喜びを以て確言することが出来る。萬國のプロレタリア文筆家は迷ふことなく一致して最初のブルジョア祖國の擁護の爲めに邁進するであらうことを。ブルジョア文筆家のやり方は陰口と虚偽と欺瞞と虚言とである。最近にデブリン氏の同志ベツヘルに對する下劣な攻撃があり今また『デモクラチク』なベルリン新聞のアプトン、シンクレアに對する傑作があつた。その記事はシンクレアがベルリン新聞に協力するを與へることを承認したかの如き會見記を掲載してゐるがシンクレアは同誌を共産主義者の仇敵として聲明した筈である。國際書記局の電報によると問合せに對してシンクレアより右記事の全く虚偽なることを回答して來た。我々は從來より一層強く彼等の偽購を曝く機足をそろへねばならぬ。」

一、獨逸に於ける五つの「數ヶ國會會」(Chamber of Deputies)

外國左翼雜誌論文概観

二五ノ一七二

一、化學軍器工場反戦會議

最近五つの「敵ヶ國會合」が柏林で開かれた。何れも帝國主義戦争反對、ソヴェート聯邦擁護、共產黨の選挙戦の勝利を期す旨の聲明をなした。ジゲンでは四ヶ國會合が開かれ、イデン、ヴェルテンベルヒ、佛蘭西、瑞西、埃太利から三千人の労働者が急派された。警官はシュツツガルトの労働者の一隊を森の中で襲撃した。日曜日の四ヶ國會合には五千人参加しカスベルが獨逸共產黨中央委員代表として報告をなした。行きと同じく歸りにも各所で示威演説會、示威行列が敢行された。シュトールベルヒでは八月二日と三日とに數ヶ國會合が開かれベルギー、オランダ、ルクセンブルク、フランスから多數の労働者が定数以上参集して陰鬱にアーヘン、シュトールベルヒの工業地帯の獨逸労働者と共に示威行列を行つた。日曜の示威の際には二萬の労働者及び婦人労働者が参加した。五ヶ國の代表者の外に英國の同志ブラウン及び獨逸共產黨の代表者代議士たる同志コルヴイツツが演説して帝國主義戦争の際資本主義反對の爲めに世界プロレタリアートの武器が向けられんことを述べた。八月三日にはラウエンブルヒで盛大な隣接地會合(Deutsches Land)が行はれ、ラウエンブルヒ、ゼブニツツに於ける隣接地會合も警官隊との衝突を冒して隣接各國の労働者多數の盛んな示威集會示威行列が行はれた。

二、集産經濟運動と農業の勃興(完結)

(四)集産經濟の確立と一層の組織的發展の爲めに不可欠の組織的規律(一)中農の問題(B)組合成員間の不均衡性(C)農夫及び小農民の群(D)集産經濟に働く人と個人的に働く農民との間の相互關係(E)脱退の自由と制約(F)共同土地耕作職業組合と労働組合(A)及び共同組合(G)幹部(B)の問題、

同 紙 (八月十一日第六十七號)

一、一九三〇年第三四半期に於ける經濟及經濟政策 (一九三〇七月十七日まで) E. ヴァルカ
(一)恐慌の擴大と深化(A)合衆國に於ける恐慌の動向(B)アメリカ資本主義の恐慌循環期(C)貸付資本の役割(D)恐慌時の價格形成(E)獨占商品の價格下落(F)物價崩落と所得分配(G)農業恐慌の尖鋭化(H)保護關稅の引上げ(I)恐慌、労働者階級及び社會裏切者(J)特殊的部分(A)獨逸(B)フランス(C)伊太利(D)ポーランド(E)イギリス(F)合衆國(G)日本

同 紙 (八月十二日第六十八號)

一、國際官吏同盟(Deutscher Internationaler Beamtenbund)大會 國際官吏同盟第三回大會はジュネーブで行はれた。會議の

中領「公吏及び官營工場勤務者の國際聯盟書記長ミュントナ」が報告者として立つた。ミュントナは同時に獨逸の「官營工場労働者總同盟」の議長である。ミュントナは各國に於ける官營工場の労働組合乃至その同盟と等しく獨逸に於ける官營工場の組合はその社會ファシスト的官僚的指導者及びブルジョア政治家によつて益々改良主義的に偽装的に導かれて積極的に合理化計畫の遂行を適用されてゐる旨を述べ革命的の反對派の活動が強力に行はれん事を要求した。

一、改進黨にある労働組合の諸課題

ソヴェート聯邦共產黨第十六回大會に於けるシュウエルニク(一)の報告で(一)労働組合に於ける右翼日和見主義に對する闘争(二)改進黨と生産を考慮せる労働組合の轉向(三)労働組合と農業の社會主義的改造(四)労働者の社會的生活状態及び物質的狀態の改良(五)文化革命と労働組合の教育的政治的活動の諸課題(六)ソヴェート聯邦プロレタリアートのボルシェヴィキ的攻勢と労働組合の國際的活動。の項目より成る。

同 紙 (八月十五日第六十九號)

一、獨逸國會選舉の國際的意義 ハイムツ・ツィマン 議會選舉が我々共產主義者にとつて決して單なる投票獲得戦ではなく階級闘争の力の分度器であるならば、獨逸に於ける今回の國會選舉に就ても亦従来以上にこの事は充てはまる半ファシスト内閣ブリュニニクの解散によつて行はれる今

外國左翼雜誌論文概観

二五ノ一七三

回の選挙戦は根本に於て凡ての闘争する階級力の進軍であり社會的戰線の形成である。これは歐洲の全將來の發展にとつて最大の意義を有つものである。全歐洲が、全世界が今度の選挙戦に緊張した注意を以て眺めてゐる。獨逸は經濟的政治的危機のどん底に在る。獨逸の支配階級は凡ゆる機會に、新聞紙上に現在の社會秩序の崩壊に就て語つてゐる。獨逸資本主義の崩壊は疑もなく全資本主義安定の終末を意味し、一九一七年のボルシェヴィキ十月革命より以上世界帝國主義の驚駭を惹起するであらう。それ故に數千の糸によつて獨逸資本主義の運命と結合してゐる世界のブルジョアは息をつめて獨逸に於ける階級闘争の行程を眺めて居る。世界のブルジョアは獨逸の選挙の意味を理解してゐる。獨逸國會の選挙に於ける共產主義者の全結果は貨幣制度反對の國際的闘争の爲めの大衆動員への重大な一歩である。共產黨は獨逸資本家、ヤング案によつて世界資本の賦役監督官となつて獨逸プロレタリアート並びに勤勞大衆の血と汗とから、筋肉と骨とから搾り取らうとする獨逸資本家に鐵鎚を下す爲めに凡てを盡すであらう。獨逸の議會選舉はヤング案に對するか反對するか、又ファシズムに對するか反對するか又共產主義と社會民主主義との間を決定する大衆的決断であり最後に國際プロレタリアの貨銀率に關する重大なる決定である。

同 紙 (八月十九日第七十號)

一、國際赤色労働組合第五回大會に
プロフィンテルン第五回大會に當つてピアトニツキが前回の大會並びにコミンテルン第九回總會の決議より説き起して各國の左翼組合運動が労働大衆の最も緊切な経済利害の具體的問題を捕へて之を闘争に指導し、組織することに失敗してゐる點を主要弱點として、最近二年間に於ける歐洲資本主義各國の經濟闘争の發展を個別に考察し批判したるもの。

支那の軍閥の闘争は單に支那の支配階級の分裂、箇々軍閥の勢力範圍分割の爲の闘争のみではなく支那に於ける帝國主義列強の尖鋭化した利害衝突を反映してゐるものである。支那に於ける最近の、殊に銀價暴落以來の經濟的政治危機は益々鋭くなつた。南方中部には到る所革命的農民が起つて闘争して居る。現在支那ソヴェト領域内の住民数は既に六千萬以上に及んでゐる。工業地方に於ける左翼労働組合の闘争も急激になつて來た。支那共産黨は之等労働者農民の闘争も急化とその全國的な共同闘争に努力して居る。然し乍ら支那ソヴェトの勝利は支那の革命的な労働者農民並びに兵士のみによつては到底達成されない。各國の革命的労働者、農民、兵士の共同闘争に依つものである。

一、青年労働者の第十六回國際青年日
無産青年デーを控えて共産青年インタナショナル執行委員

會が都市農村の無産青年に訴へる概。

赤色労働組合インタナショナル第五回大會の會場たる由緒深きモスコイ労働組合本部の廣間は十五日十七時の開會定刻前一時間より五十五ヶ國の代表者其他で満員となつた。議場には各國の階級闘争の元老を始め有力な闘士が肩を並べて國際的運動の高揚とプロレタリアの強固なる統一が最も力強く示されてゐた。プロフィンテルン書記長ロソフスキーが開會の辭を述べそれより直ちに幹部會四十一名、書記十名を選出しクーシネンがコミンテルン執行委員會代表として大會に挨拶を述べ其他各大地域團體代表の挨拶があつた後ネグロ代表ベルは合衆國、大英帝國、日本、フランス代表の名に於て支那プロレタリアに挨拶をなし、トム・マンが英國代表の名に於て革命的印度プロレタリアに對して挨拶を述べ獨逸代表エンメリヒは反動的社會保險法に對して戦つてゐるフランスプロレタリアに挨拶を送つた。十六日の第二日目はロソフスキーが書記長としての報告をなすことになつてゐる。

同 紙 (八月廿二日第七十一號)

一、獨逸に於ける反動的團體の退却
T.ノイバウエル
獨逸は今やフランス獨裁共産主義の途に入つた。獨逸プロレタリアは愈々露骨なフランス獨裁によつて獨逸

プロレタリアに對する最後の攻撃をなして來た。ヒツトラの國粹黨が獨逸大ブルジョアの手先となつてゐることは獨逸プロレタリアが全力を以て此のフランスムと闘争せねばならないことを示すものである。

一、國際赤色労働組合第五回大會に(完結)

完結前號よりの續き。

同 紙 (八月廿六日第七十二號)

一、獨逸人民の國家的、社會的解放の爲の獨逸

共産黨の綱領聲明
エルンスト・テールマンの提議によつて獨逸共産黨中央委員會が選舉に關し國民に訴へたものでフランス共産黨(國粹社會黨)と社會民主主義黨とに對する細密な駁文である。フランス共産黨はヤング案否定によつて小ブルジョア、労働者、農民を引寄せ様としてゐるが、フランス共産黨はヤング案に反對する如く見せかけて關稅、重稅、合理化をもつて實際上ヤング案の貫徹を期せんとするものである。社會民主黨はフランス帝國主義、ボーランド資本家に特に款を通じて獨逸労働階級に全く困窮と飢餓を押し付けんとするものである。旨述べたもの。

一、おめてた
八月二十二日のデーリー・ハーラルド紙は英國の第二皇子、

外國左翼陣線論文概観

ヨーク公夫人に女子が生れたことを大々的に第一面に掲載しその社説にこのおめでたが全世界の家庭に深き意義を持つ旨述べてゐる。英國労働黨中央機關紙の帝國主義を見よ

一、世界恐慌、經濟闘争と革命的労働組合の諸問題

プロフィンテルン第五回大會第二日目に於けるプロフィンテルン書記長ロソフスキーの報告全文で次の如き項目より成る。(一)世界經濟恐慌、資本主義の解體と資本主義諸矛盾の繁榮(二)大衆失業、労働階級の情勢と國際的改良主義(A)労働階級賃銀水準の低下(B)資本家に奉仕する國際的改良主義(三)ソヴェト聯邦の勃興とソヴェトプロレタリアートの富の増加(四)恐慌態下に於ける經濟闘争、改良主義者のストライキ破りと善等の職權(A)第四回大會以來のストライキ運動の性質と特徴(B)改良主義者のストライキ破り職權と彼等の成功の原因(未完)

一、同志ロソフスキーの報告に關する討論

討論のうち日本代表と日本青年部代表との演説あり。前者は「日本の婦人労働者に關しその大多数が未組織であり若年であつて資本家の甚しい搾取に委され且つその雇傭手続きが田舎から生きた商品として取扱はれ工場寄宿舎に閉ぢ込められ工場外に一步も出させない管理方法を探つてゐる。之はかへつて女工の革命的闘争を招いてゐる。鐘ヶ淵工場では本

外國左翼雜誌論文概観

二五ノ一七六

年四月四萬人の女工が四割の賃銀値下げに對しストライキを行つた。右翼組合幹部はストライキを破つて了つた。かゝる大衆を指導しそれを闘争に引入れるのが我々の課題である。今迄左翼組合同盟は此課題を無視し、革命的になつた婦人労働者をその指導下に引込むことを少しもしなかつた。その爲めに一九三〇年の紡績工場に於て戦はれたストライキの指導権を握るのに左翼同盟は失敗した。此の課題を果す爲めに組合の幹部(内山)及び指導者が紡績工場の中に植え付けられねばならない。最後に日本の運動の爲めに國際的結合の重要さを私は表示し度い。國際改良主義はアルベール・トーマ共他によつて日本プロレタリアートをその影響下に置かんとしてゐる」旨を述べ、後者は「日本の紡績労働者の三分の二が幼年者であり最も甚だしい搾取と最低賃銀によつて使役されてゐる。幼年者の革命的活動は非常に大きい。東京市電のストライキの際も自動車車庫は左翼交通労働者同盟の幼年者講者活動に負ふ所が多かつた。鐘ヶ淵紡績工場の際も最も勇敢に戦つたのは大部分銀達より成る幼年者であつた。改良主義者達はその同盟組織に青年代表を許さず青年の闘争を喰ひ止めようとして居る。之に對抗して組合同盟は青年部を樹立し始めた。然しうまく行つて居ない。プロフィンテルンの青年書記局は東洋に於ける活動にもつと大きな注意を向けなければならぬ。

同 紙 (八月廿九日第七十三號)

一、職業組合インタナショナル大會
國際職業組合大會は八月二十六日の埃大利の商務大臣、國際労働局長トーマ、國際聯盟の諸代表其他の挨拶によつて開會された。農業組合代表の演説の際には埃大利社會黨側より特別の拍手が送られた。ソヴェート職業組合代表は帝國主義戦争反對、反業者及罷業者援助の具體的諸案を提出し他の革命的な諸代表者は之を支持した。アルベール・トーマはフランス代表の名に於て職業組合と國際聯盟との提携を提案しそれより國際銀行委員会に關する決議に就て一寸した討論がなされた後職業組合銀行の國際的共同活動に關する討論が行はれフランス側と獨逸側との激論の後右に關しては一層の協同がなされるべきことに一致した。

一、世界恐慌、經濟競争及び革命的労働組合運動の課題
前號よりの續き。(四)(C)經濟競争に關する吾々の弱點と缺陷(D)ストライキ闘争に於ける經濟と政策(E)プロフィンテルン各支部の組織的イデオロギー的情態(A)新活動方法と新活動デモンストレーション(B)右翼日和見主義並びに左翼的誤謬に對して六(戰術判定)(未完)

佛 國

カイエ・デュ・ポルシエウイスム (八月)

Cahiers du Balchevisme

一、黨員問題と黨の崩壊
フランス共産黨の黨員は、近來次第に減少の傾向に在り、従つて黨費收入も漸減の一途に向つてゐる。減少の著しい地方は、リヨン、レンテナイエヌヌ、アルデーニユ、マイコン等のレイオンであつて、趨勢は次の通りである。

Rayons de Lyon	1928年12月	1930年6月	減少率%
de St-Etienne	1,400	900	35.71
Ardeche	740	400	45.94
Oyonnax	384	250	34.89
Montchanin	240	200	16.66
Macon	570	500	12.28
	170	100	70.00

然らば減少の原因は那邊に在るか。外來的と内在的とに分し得ようが、外來的の原因は勿論工場に於けるブルジョアジの弾壓強化であり、内在的のものは、先づ第一に、黨の大衆活動の方針の不確定に在る。そして第二は、黨内諸機關の腐敗であらう。

C.G.T.U.の全國會議は、今年末迄に黨員を五萬五千名

外國左翼雜誌論文概観

にする事を決議し、黨の中央委員会もその目的遂行のために黨のあらゆる機關を動員することを承認した。黨のあらゆる機關は舊黨員の復籍に努めると同時に、在來の欠陥を補正しつゝ新黨員の獲得に努むべきである。

- 一、社會保險に對する抗爭
- 二、アメリカ關稅政策とフランスの困窮
- 三、フランスの酒類酒類(未完)
- 四、世界列強國間の競争
- 五、フランスの農業界の地位
- 六、合理化、失業、争議
- 七、労働組合聯盟の地位とその活動
- 八、プロコー等情勢
- 九、ボルシエウイスム黨第十六回會議
- 十、ハ・メーデーに對する中央委員會議の決議
- 十一、ラウキー・ウーヴェリエール (八月一日)
- 十二、La Vie Ouvrière
- 十三、フランスブルジョアジーに依る帝國主義戦争の準備
- 十四、ソヴェートロシアに對する軍事準備の強化

二五ノ一七七

三、戦争、その原因、その結果
 戦争はキリスト教徒の所謂罪の結果ではなくて、資本主義の不可避的な一段階である。戦争は資本主義的生活に於て、其の平和と同じく必然的の相である。而も、一九一四年の戦争に於ては、莫大の富が灰燼に歸したのみならず、一〇、六九二、〇〇〇人が殺戮され、二二、二〇四、〇〇〇人が重軽傷を負ひ、更に五、九九八、〇〇〇人が投獄された。

四、戦争勃發の危険と戦争の組織
 帝國主義戦争勃發の危険が眼前に迫つてゐる。G. G. T. U は戦争を最も効果的ならしめるために、その組織に細心の注意を拂はねばならない。そしてその内最も力を注ぐべきは、普通工場共の他の組織と軍隊並に軍需品工場との連絡を緊密にし、吾人の組織中に彼等を獲得することである。

同誌 (八月八日)

一、労働者の闘争と第一戦線の戦術
 G. G. T. U はプロレタリアートの闘争に於ける第一戦線の戦術については、共産黨執行委員の指令が正しい。

同誌 (八月十五日)

一、激動的な社会保険法を討破し、眞實な社会保険を獲得せよ。賃金の増加を要求しろ！
 ギヤストン・モンムーン

二、五月一日及び八月一日に於ける組織的罷業
 同誌 (八月二日)

一、フランス北部の争議とソシャルファシストの活動
 ショモア

二、印度支那のテラーに備へよ
 ギヤロ

同誌 (八月九日)

一、國際救済會議に對するG. G. T. U の活動
 ギヤロ

二、ポーランドは戦争準備を進めてゐる
 ギヤロ

三、ネグロ労働者會議
 ギヤロ

四、印度に於ける帝國主義者支配の強化
 ギヤロ

同誌 (八月二日)

一、世界的恐慌、失業、労働組合運動の勢力
 ギヤロ

(イ)現在の經濟恐慌とは何か。

(ロ)現經濟恐慌の展望、之は益々擴大するか、或は次第に終熄するか。

(ハ)經濟恐慌と失業との關係

(ニ)失業運動の形態

(ホ)失業運動の展望、益々擴大するか、運動としての弱點を曝露するか。

(ヘ)失業運動の蜂起が豫見せられし時、革命的組合運動は如何に善處すべきか。

一、労働者の第一回國際會議
 A. トルマンツワ

二、全世界の八月一日
 A. トルマンツワ

三、ラ・ボア・ペイサンヌ (八月十六日)
 La Voix Paysanne

一、ノールの大労働會議
 ノール・ジャン

二、ラ・ヴォア・デュ・ペUPLE (八月)
 La Voix du Peuple

本誌はC. G. T. (La Confederation Generale du Travail) の機關誌で、毎月一回、P. S. (311, Rue Lafayette, 21-Paris X) で發行され、C. G. T. の記録を中心として取扱ひ、社會問題、經濟問題、労働立法乃至其の判例等の研究を行ふ。本欄に記載してゐる「カイエ・デュ・ボルシェヴィスム」「ラ・ツキ・ウーリエール」「ラ・テネルナショナル・サンチカル・ルーヂユ」等がC. G. T. の機關誌であつて、色彩が最左翼的な

外國左翼雜誌論文概観

のに反し、本誌はC. G. T. の機關誌であるが故に、其の色彩も自ら社會民主主義的である。又、以上のC. G. T. U 機關誌が専ら宣傳、煽動に主力を注ぎ、學術的精密さに欠くる處甚大なのに對し、本誌はやや學術的な態度を有し、その行文も比較的冷靜恬淡である。

一、社會保險

(フランス社會保險法の全文を掲げ、重要な點に簡單な解説を加ふ。何等批判するところなし)

第一門、基金への加入許可(抹消)第一條(第八條)

第二門、義務保險の課金(第九條(第五七條))

第一章、疾病保險(第九條(第四六條))

第二章、自然課金(第一三條(第三七條))

第三章、貸與課金(第三八條(第四一四條))

第四章、補助並ニ救済ニ關スル法制ノ受益被保險者ニ對スル特別規定(第四二條)

第五章、疾病規則(統制、制裁)(第四三條(第四六條))

第六章、母體保險(第四七條(第五四條))

第七章、不具者保護(第五五條)

第八章、死亡保險(第五六條)

第九章、補助課金(第五七條)

第十章、任意保險ノ課金ト課金(第五八條(第六九條))

第三門、任意保險ノ課金ト課金(第五八條(第六九條))

二五ノ一七九

第四門、基金ノ管理(第七〇條―第八九條)

第一章、一般的組織(第七〇條―第七三條)

第二章、地方的組織(第七四條―第八九條)

第五門、一般的注意(第九〇條)

附則

二、社會保險と自給労働者(社會保險に關する一九三〇年四月三〇日ビニール・ラゲアル付法律に於ける給料生活者の資格の規定)

三、郵便、電信、電話労働者全國聯盟内部の諸事件に關する報告 A. サヴオア

(此の報告は一九三〇年九月三日に、聯盟の執行委員會が採用したものである)

四、大埠 一東

a、ノール埠

b、ブロー埠

c、ソム埠

d、ミルロー埠

e、労働市場

フランス國內各地に於ける失業状況の数字的詳報。及び一九二八年並に一九二九年中に、フランス國內の生産業に従事した外國人の數の週別統計表。一九二八年並に一九二九年中にフランス領土を離れた労働者の週別統計表。

六、一九二九年中に於ける移入農民數

一九二九年中にフランスに移入した農民の國籍別並に月別表。移入總計は六八四五〇名、國別の最高は、西班牙の一六、一七一名並にポランドの一六、〇八七名、白耳義の一五、二七名。月別の最高は、九月の一四、六六八名、五月の九、七八九名、八月の八、四九二名、最少は二月の一、五九二名

七、環西労働組合の勢力

労働組合の職業別による組合員並に所有財産統計表。組合員總計は一九二八年末に二七六、四三八名、一九二九年末に一八六、六五二名。所有財産は二四、九〇四、六三二瑞西フラン。

八、O.G.T.公報

a、一九三〇年八月二日會議―執行委員會報告

b、社會保險法の適用を妨げんとする投機家の策動に對してO.G.T.は嚴詰す。

c、巴里地方二組合(U. Union des Syndicats confederes de la region parisienne et le Syndicat des employes et contremaîtres des secheurs electriques de la region Parisienne)の報告

d、小埠國連全體會議

九、最近の法令

a、一九三〇年八月四日付法律

b、一九三〇年八月九日付法律

c、一九三〇年八月二四日付法律

d、一九三〇年八月八日付命令

一〇、判例及び判例批評

露 國

コムニステイチエスキーンテ

ルナチオナル (第二十三號八月廿三日發行)

一、十倍せるエネルギーを以て労働階級大部分の爲に闘争せよ

の爲に闘争せよ

八月一日共產黨は帝國主義戦争の危険に對する闘争第二回國際赤色デーを迎ふるに至つた。

昨年の國際反戦デーに對する準備闘争は數ヶ月前より行はれたが、本年のその期間は全く短日であつた。そしてブルジョアヤソシアルデモクラツト新聞は沈黙を守つてゐた。

されば共產黨インクナショナルの凡ゆる重要部門の注視の中心點は、依然大衆の革命的活躍を必要とする事に置かれてある。殊に共產黨の勢力下にある革命的労働組合機關に於て甚だしい觀がある。一例せば重要資本主義國なる獨逸、佛國の如きプロレタリア大衆の革命的活躍の貧弱さ加減は依然たるものである。

共產黨インクナショナルは確然と労働階級大部分の爲の闘争を積極的ならしむべく大衆の政治的罷業を標語としてゐる。

然るに八月一日に於ける最も大なる缺陷は「下からの統一

外國左翼雜誌論文概観

戦線」の根本戰術適用が不充分であつたことに在る。將來之に鑑み労働階級大部分の爲めの闘争に際しては、共產黨を革命的職業同盟機關と鞏固に提携せしむる必要がある。そして凡ゆる労働階級の進展を指導し、部分的プロレタリアートの職團を大同團結せしめ、大衆政治罷業の標語と下からの統一戦線の根本戰術に對する各個の要望に添はしめねばならぬ事等々は、本年の國際反戦デーの重要教訓であり、各國に於ける共產黨や革命的労働組合機關にとり刻下の最重要課題である。

又プロレタリアートのブルジョアジー、ソシアルファアンム、ファナズムに對する大衆的反抗運動の進展は以上の諸問題を急速に解決せしめ得る事を見逃してはならぬ。

而して労働階級大部分の爲に十倍せるエネルギーを以て闘争すべきである。

一、佛國に於ける經濟恐慌の政治的運動の次第

アフエツ

一、英國に於ける恐慌と政治的見識 ウィリヤム・ラスト

一、プロフィンテルン第五回大會に當つて

オ・ペヤトニツキ

プロフィンテルン第五回大會の重要課題はプロフィンテルン各部門をして赤色労働組合員たらしめ、革命労働者たらしめ、眞實なる經濟罷業を準備し指導し、或は罷業の目的を達

二五ノ一八一

せしめ又資本主義強國のソシアル・ファシスト労働組合を
察息せしめ、労働者の自由解放に成功せねばならぬことであ
る。

まだ共産黨インテリゲンチヤ各部門に於てもかゝる實績
を揚げ得ないが、プロフィンテルンは効果的にその内部の改
善を計り、その事業の重心を企業に置かねばならぬ。
尙ほプロフィンテルンは指導機關事業、國際的宣傳及び實
際行動の新方法を講究すべきである。

最近のチエツロスロヴァキア國に於ける罷業情勢を知るに
足る統計数を示せば左の如くである。

罷業数	人員	日数	一日平均 の人員
一九二六年	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇
一九二七年	一、八六六	一、八六六	一、八六六
一九二八年	四〇〇	一、七二五	四二五
一九二九年	三〇〇	一、六〇〇	三〇〇
一九三〇年 (一月、二月)	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇

之は同階級階級闘争の著しき變遷を示すもので、かゝる罷業
運動の變化は共産黨及び赤色労働組合に有力なる參考材料と
して價值があるし、又經濟闘争上最も適當なる指針を労働大
衆に與ふべきを思はしむるものである。

- 一、英國共産黨と毛織工の罷業
- 二、米國プリント自動車工場に於ける若干の罷業數目

主義者の企圖せる二つの反ソヴェトボイコットであつて、
穀物貿易に對する妨害を試みてゐるのである。
之が對策として共産黨はヨーロッパ農民大衆を吾が社會主
義的農村經濟の集團化に加強せしむべき事を緊急重要問題と
せねばならぬ。

一、ルールの階級闘争と階級共産黨の課題

何故、獨逸共産黨、米國共産黨、オーストリア共産黨の發
達が過々として振はないのであるか、又佛蘭西共産黨、チエ
ツロスロヴァキア共産黨、英國共産黨の如きは何故に黨員
が漸次減少したのであるか。
之は正に資本主義國に於ける各部門の事業に缺陷があると、
政治的影響を蒙つて組織上に大なる難關を生じたのであるが、
若し革命運動に對する大衆の理解を得且つ大衆を黨組織に
動員せしめ得たならば勿論廣汎なる大衆の決定的支持を得た
のであつたらう。

然し吾人は遺憾ながら茲に至らしめなかつた幾多の現實
を見た、そして新黨員の獲得が出来なかつたのみか、舊黨員
をさへ失ふに至つたことを知つた。

斯の如き危機に際しては、共産黨インテリゲンチヤ各部門の黨組
織に對して、斷然共産黨と労働組合と提携し、而して政治闘
争、經濟闘争に當り労働階級の利益擁護の國家機關に依る保
障獲得、及び工場管理の徹底化を期する爲労働階級大部分を
指導せねばならぬ。

七月十九日と二十日に佛國パリに於て伊太利ソシアル・フ
アシスト統一會議が開かれた。

伊太利にても經濟恐慌の波紋は漸次昂揚するに至つたが、
ムツソリニの專制と相待つて經濟情勢は遂にソシアル・ファ
シスト團の凡ゆる形をして實際運動をさへ試みるに至らしめ
たのである。

一、ルーマニア共産黨の現實的數額は與へられた

一、伊太利ソシアル・ファシスト統一會議

コムニステイ・チエスキ・インテル

ナチオナル

ソヴェト聯邦國民經濟の社會主義的開發五ヶ年計畫遂行
に當り、農村經濟の集團化に依り反ソヴェト聯邦帝國主義
者の經濟闘争計畫は凡ゆる方面に於て益々尖鋭化して來た。
資本主義の崩壊に因る社會主義の進展及びソヴェト國民
經濟―農業―企業―の顯著なる發達に依つて最近資本主義國
は偉大なる經濟的脅威を受け、帝國主義陣營を混亂せしめた
それに基因してブルジョアジイは大なる不安と怨恨を感じさ
るを得なかつた。

主義戰爭の危險、ソヴェトへの進撃、世界經濟恐慌に直面
して黨員の獲得、對ファシスト手段、示威闘争の強化等に總
べてのプロレタリアトを全線に進展せしむるは急務である
し又共産黨インテリゲンチヤの凡ゆる部門を實際上の大衆的黨たらし
め得べきである。

一、下からの統一戦線問題に就て

一、佛蘭西社會保險法反對闘争

一、英國共産黨情勢

一、獨逸人員の移動

最近ベルギーと佛蘭西では著しく共産黨員が減少して來
た。
かゝる結果を生むに至つたのは誠に遺憾であるから、過去
の缺陷を探究し、改善するは勿論將來大に黨員の徵募を行ひ
極力組織問題に重點を置き大なる活躍を試みねばならぬ。

レヴォリユチヤ・イ・クリトウ・ウ・ラ

一、文化革命に就て

文化革命を現實的に達成せしむるには、積極的の思想宣傳
事業、幾多材料の蒐集を緊要とする。

而して文盲撲滅、多数圖書の出版、工場、鑛山、運輸、農場に有能の士を多数送ること、児童教育の普通化等に對して徹底的進歩を計らねばならぬ。又文化革命闘争には、プロレタリアートの向學心を發達せしめ、一方労働者、農民に教育の向上普及を計るは缺くべからざる事である。

一、組織機構に要求される要索

組織機構の運用を全からしむるには特殊技能を有する専門家の指導に依らねばならぬ。

計画的理想的に行はれてゐる新組織企業はごく僅かであるが、各種企業を労働力ある活氣ある組織の下に遂行する爲、吾人の最も期待するのは敢へて数の多き要素を求むるに非ずして、質の優良なるを以て良しとするのである。

結局、優良なる質の要素を以て總べての組織事業を計畫通りに遂行せば完全に成功するは疑ひない。

一、社會主義的都市に於ける社會主義的都市の建設を必要とする。

一、社會主義的都市に於ける住民の健康問題

エム・マツール

社會主義的都市に於ける住民の健康保全、體育の發達を計るは最も重要問題であるから、住民の糧食に關しては充分注意を要する。

そして各地方都市に於ける食糧組合機構を完備せしめ、各地主要生産物の圓滑なる需要供給に努むるは、地方に於ける

社會主義的都市の利益のみならず全ソヴェート聯邦にとりて最も有益なることである。

一、社會主義的都市と酒精問題

エム・マツール

社會主義的都市に於ては、將來有爲有能の國民を養育する必要があるから文化及び健康方面に最も意を注ぎ、從來の酒精類愛用の慣習を打破せねばならぬ。

一、近き將來の劇場

エム・マツール

現在劇場の設備は、社會主義的様式に適してゐないから、舞臺、觀客席の改良は近き將來に於ける劇場建設上充分考究を要する事である。之と同時に俳優の教養を主とし、劇の觀衆に趣味的満足を与へしむる價值を増大ならてゐるは勿論、劇の賣らす効果を以て一般プロレタリアートの社會主義的開發に偉大ならしむる様努力せねばならぬ。

一、全ソヴェート民族經濟會議

ゲ・ボリヤノフスキー

モスクワに開催されたソヴェート各共和国民族の演劇競技大會には一千〇四十四人の出演者が十三ヶ民族語を用ひ、三十種の劇、八種の奏樂が上演され、十萬のモスクワ労働者が觀劇した。かゝるオリエンチックは相互民族の好き教訓を興ふるのみならず、社會主義的闘争上偉大なる効果を齎らすものである。そして單に藝術上の發達を知るに止まらず、時代の變遷を見るに足る。

外國左翼新聞新刊紹介

獨逸

Peter Maslowski: Gottesdienstung

Mopr Verlag, Berlin NW7, 40RF.

社會主義的立場から宗教裁判所の刑罰法規及現行刑法中神聖冒瀆の思想に基く規定に關して歴史的に觀察したもの、四十八頁

Hermann Remmelde: Sowjetern oder Hakenkreuz

獨逸に於ける共産主義とフアンシズムとを説き、プロレタリアートの覺醒を促したるもの。

Ein Waffenkampf im Klassenkampf

獨逸に於ける階級闘争に關する諸事件を述べ、且つ階級闘争に關する諸會議の議定書を集集したもの、定價四マルク。

外國左翼新聞新刊紹介

Alfred Brannhart: Die Wirtschaftstheorie des „linken“ Sozialfaschismus

E. Laubsche Buchhandlung Gm. d. H. Berlin

共産主義から社會フアンシズムの經濟理論を批判したるもの。

Diktatur in Jugoslawien

本書は獨逸の進歩的知識分子の同盟でバルカン諸民族の解放支持を課題としてゐる伯林の「自由なるバルカン」同盟から最近に出版されたものでユーゴスラヴィアの恐怖政治、極端な獨裁に關する文獻を集録したものである。

W. I. Leuhn, Samliche Werke, Band VI: Menschewitsmus und Bolschewismus 1903-1904. Berlin-Wien, Verlag für Literatur und Politik

二五ノ一八五

本書はロシア社会民主黨第二回黨會議に關するレーニンの凡ての文献とそれから第一次ロシア革命の勃發即ち一九〇五年の初めまでのレーニンの指導論文を収録したものである。

佛國

Communistes Français : Comment les Ouvriers doivent-ils lutter contre la Guerre Imperialiste ?

五〇サンチームの小パンフレットで、フランス共產黨の反戰闘争の目的及び意義を平易簡明に記述せるもの。

Sabsovitch : Dans dix ans.

サツエート・ロシヤ、現在の目覚ましい活動より見て、來るべき十年間の奮闘経緯後の輝しきロシヤを語る。

A. L. Strong : L'Agriculture Soviétique moderne.
 サツエート・ロシヤに於ける農業の問題を扱ひ、主として集團農場に於ける農民の協力と分業及び播種期に於ける都市勞働者の農民に對する協力を説明する。

XXX : Saline.

マルセン・カシヤンの序文付。スタリンの批判とその他彼に關する數多の事項。

思想關係主要新聞雜誌通信調 (昭和五年九月末現在)

一、新聞紙

名 稱	創刊年月日	發行所	發行回數	體 裁	思想系統	其 他 關 係	發行狀況其 他	禁 止 注 意
第二無産者新聞	昭和四年九月九日	東京第二無産者新聞社	月六回 十日十五日 二十日二十五日	四六四倍大頁	最左翼 共產主義	日本共產黨準備機關紙	九月六日三十二號 二十一日三十三號 二十七日三十四號 ノ三種禁止	天
救 援 新 聞	同 四年三月三日	同 救援運動會	月一回 (不定)	四六四倍大頁	同	救援會機關紙	九月十日十號ノ一種禁止	〇
勞 働 新 聞	同 二年八月五日	同 労働新聞社	月二回 (五日二日)	四六四倍大頁	同	協議會一派機關紙	九 月 休 刊	〇
無 産 青 年	同 三年七月五日	同 無産青年社	月三回	四六四倍大頁	同	舊全日本無産青年同盟一派機關紙	九月二日三十八號 十一日三十九號ノ二種禁止	〇
自 由 と 生 活	同 四年二月二日	同 自由と生活社	月一回 (十五日)	四 頁	同	「労働同盟系一派」機關紙	九月三日號外禁止 十八日十八號發行	九
土 地 と 自 由	大正三年三月二日	同 全國農民組合	月二回 (十日二日)	四六四倍大頁	同	全國農民組合機關紙	九 月 休 刊	一

思想關係主要新聞雜誌通信調

二五ノ一八七

×▲●印
 但シ廢刊又ハ失効セルモノハ次號ヨリ削除スルモノトス

思想關係主要新聞雜誌通信調

名 稱	創刊年月日	發行所	發行回数	體 裁	思想系統	機 關 紙 其ノ他ノ關係	發行狀況其ノ他	創刊以後 禁止ノ注意
工 場	同 三、二五	左翼書房	月一回 (不定)	八十頁内外	同	日本労働組合協	四月以後休刊	〇
産業労働時報	同 三、二五	産業労働時報社	月一回 (日)	五十頁内外	同	共産黨系ノ上記 調査所ノ調査報	九月號發行	〇
新聞戦線	同 三、二五	新聞戦線社	同	百頁内外	同	葛野議會系	九月休刊	〇
マルクス主義の旗の下に	昭和 三、二〇	東京マルクス主義の旗の下	月一回 (十日)	菊判 一〇〇頁内外	同	マルクス主義理論雜誌	九月十一日因號發行	〇
労働者教育	同 四、二一	太平洋書房	同	三十頁内外	同	教育主義雜誌	九月休刊	〇
マルクス主義研究	同 四、二二	国際思潮社	月一回 (五日)	同	同	理論主義雜誌	九月號休刊	〇
プロレタリア科	昭和 三、二一	プロレタリア研究所	月一回 (日)	百頁内外	同	プロレタリア科研究所機關紙	九月號發行 禁止 九月廿六日十月號	〇
法律戦線	大正 二、二三	生活運動社	同	七十頁内外	同	布施辰治主宰	九月號休刊	〇
インタビューショナ	昭和 三、七	東京産業労働調査所	月一回 (日)	菊判 六十頁内外	最左翼 共産主義	共産黨一派ノ有力ナル機關紙	九月一日附際停刊 年一號禁止	〇

思想關係主要新聞雜誌通信調

名 稱	創刊年月日	發行所	発行回数	體 裁	思想系統	機 關 紙 其ノ他ノ關係	發行狀況其ノ他	創刊以後 禁止ノ注意
農民闘争	同 三、二〇	農民闘争社	月一回 (不定)	五十頁内外	同	全国農民組合左翼	九月一日號外禁	〇
進 め	大正 三、三〇	進め社	月一回 (日)	三六倍判外 三十頁内外	同	労働組合同盟刷新 會機關誌	九月休刊	〇
新興教育	昭和 三、二一	東京新興教育研究所	月一回 (日)	菊判 九十頁内外	同	新興教育研究所機	九月創刊	〇
山陰改造	大正 四、七八	山陰改造社	同	同	共左主義	舊労働黨一派支持	九月休刊	〇
社会問題研究	昭和 三、二五	東京同人社書店	月一回 (不定)	菊判 八十頁内外	同	河上肇一派ノマル クス主義研究雜誌	九月休刊	〇
共 和	大正 三、二八	共和社	月一回 (日)	百頁内外	同	横濱市電共和會機	九月休刊	〇
勞 農	昭和 三、二一	東京勞農社	同	同	同	所謂勞農派ノ機關 誌	八月二十九日九 月號禁止	〇
組合總聯合	昭和 四、六	日本労働組合本部	月一回 (五日)	一六頁内外	同	日本大衆黨系日本 労働組合總聯合機	九月號發行 大正十一年八月 創刊ノ日本労働 新聞ヲ昨年六月 モリナリ	〇
司 厨 労働	大正 三、二五	兵船同志會	月一回 (十五日)	外二五頁内	同	商船同志會機關誌	九月號注意	〇
勞 働	昭和 三、二五	神奈川市從業員組合	月一回 (不定)	菊判 四十頁内外	同	日本大衆黨系横濱 市從業員機關誌	九月發行	〇

名	種	創刊年月日	発行所	発行期日数	體裁	發行状況	備考
●大衆文化	同	昭和六年	神奈川會社	月二回	同人紙	十月號ヨリ附録トシテ「青年文化」發行ヲ豫告ス	○
新興文學	同	昭和三年	東京凡社	同	同人紙	發行繼續	○
女人藝術	同	昭和七年	同人藝術社	同	同人紙	第一號第二號ハ定期ニ發行シタルレリ九月發行セズ	○
演劇	同	昭和五年	テアトル社	月一回	同人紙	第一期ハ定期ニ發行セズ	○
新興演劇	同	昭和一年	大阪演劇社	月一回	同人紙	發行繼續	○
劇場文化	同	昭和二年	東京劇場文化社	月一回	同人紙	九月號納本ナレ	○
前哨	同	昭和二年	山梨無産者藝術聯盟	月一回	同人紙	發行部數僅少九月號納本ナレ	○
救	同	昭和五年	東京社	月一回	同人紙	九月號納本ナレ	○
●(黒色職線改題)	同	昭和二年	同人職線社	月一回	同人紙	九月號未納本	○

四、通信

名	種	創刊年月日	発行所	発行期日数	體裁	發行状況	備考
大地に立つ	同	昭和十一年	春秋社	月一回	同人紙	發行繼續	○
婦人職線	同	昭和五年	同人職線社	月一回	同人紙	發行繼續	○
株東社會運動通信	同	昭和三年	東京株東社會同	月一回	同人紙	發行期日数守九月二十日	○
労働問題通信	同	大正二年	日本社會同	水曜一回	同人紙	第四三〇四二二號注意	○
社會運動通信	同	昭和三年	日本社會同	日刊	同人紙	第二七六號二七九號ノ五種注意	○
労働通信	同	大正八年	大隈通信社	月三回	同人紙	第二三三號第三三六號第二三六號注意	○
日本労働通信	同	昭和三年	労働問題同	日刊	同人紙	九月十二日第七八一號注意	○
朝鮮情報通信	同	昭和七年	朝鮮情報同	月三回	同人紙	第三九號第四〇號第四一號	○

